低層住宅の廃棄物処理を中心とする 環境法令対応実践ガイド

令和5年11月

一般社団法人 住宅生産団体連合会

はじめに

本「低層住宅の廃棄物を中心とする環境法令ガイド」(以下、本ガイド)は、低層住宅の解体・新築・リフォーム工事に携わる方に向けて、廃棄物処理法を中心に関係する環境法令において必須の法令対応を網羅的に確認していただくことを目的としたガイドブックです。

近年、海洋プラスチック問題をはじめ国境を越えて廃棄物への関心が高まっております。建設業は、我が国における産業廃棄物の総排出量の20%以上(重量ベース)を占めており、業界全体として廃棄物の発生抑制、適正処理に取り組んでいくことが求められます。

一般社団法人 住宅生産団体連合会 環境委員会においては、住宅業界におけるリサイクル・廃棄物処理への指針を示すべく、平成9年に「低層住宅建設廃棄物処理ガイドライン」を発行しました。以降、平成16年7月発行の改訂第5刷より「低層住宅建設廃棄物リサイクル・処理ガイド」と改題し、平成23年3月発行の改訂版発行に至るまで、法改正等に対応し改訂を重ねてきました。

平成 29 年には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、令和 2 年には石綿(アスベスト)に関する「大気汚染防止法」及び「石綿障害予防規則」が改正されるなど、建設廃棄物の処理に係る重要な法改正が行われています。本ガイドは令和 5 年時点の最新の法令を反映した最新版として発行されるものです。

本ガイドでは、「廃棄物処理法」を中心に、「資源有効利用促進法」、「建設リサイクル法」、「家電リサイクル法」など、建設廃棄物の発生抑制・適正処理に係る法令の概要を網羅的に解説しています。また、解体工事・新築工事・リフォーム工事の業務フローの各段階において、必要となる法令対応を実務の流れに即して記載いたしました。低層住宅の解体・新築・リフォーム工事に携わる事業者に、広く実務の便覧としてご活用いただける内容となっております。

改訂版の作成に当たり、環境委員会 委員各位の多大なご尽力とご協力を頂戴しましたことに深く感謝申し上げます。本ガイドを今後の住宅生産に伴う建設廃棄物のリデュース、リ ユース、リサイクル、適正処理促進にお役立ていただければ幸いです。

一般社団法人 住宅生産団体連合会 環境委員会 委員長

目次

1.	廃棄物	処理法の基礎知識と関連法令の概要	5
	関連法	·令一覧	7
	1.1 廃棄	棄物処理法	9
	1.1.1	排出事業者責任	9
	1.1.2	廃棄物とは	12
	1.1.3	委託処理	22
	1.1.4	多量排出事業者の計画・報告	48
	1.2 環境	竟法令の概要	50
	1.2.1	資源有効利用促進法	50
	1.2.2	建設リサイクル法	53
	1.2.3	家電リサイクル法	57
	1.2.4	フロン排出抑制法	60
	1.2.5	PCB 特別措置法	63
	1.2.6	大気汚染防止法 (解体等工事・特定粉じん排出等作業)	66
	1.2.7	石綿障害予防規則	69
	1.2.8	労働安全衛生規則(がん原性物質関係)	71
	1.2.9	土壤汚染対策法	74
	1.2.10	災害廃棄物	77
	1.2.11	プラスチック資源循環促進法	79
2.	解体工	事における建設廃棄物適正処理と法令対応	81
	2.1 準備	前作業	83
	2.1.1	事前調査	84
	2.1.2	計画立案·処理経路確保	96
	2.1.3	見積	102
	2.1.4	発注者への説明	104
	2.1.5	発注者との請負契約	106
	2.1.6	届出・報告等	107
	2.1.7	下請業者等への説明と契約	112
	2.1.8	事前措置	114
	2.2 解包	本工事	124
	2.2.1	現場管理	124

2.2.2 準備・養生(レベル 3 の石綿含有建材除去作業がある場合)13	2
2.2.3 解体作業	5
2.2.4 建設廃棄物の分別・搬出13	8
2.3 解体工事完了後の管理14	0
2.3.1 石綿含有建材除去等作業の完了確認・作業記録14	0
2.3.2 マニフェストの確認	:3
2.3.3 発注者への報告14	:5
3. 新築工事における建設廃棄物適正処理と法令対応14	7
3.1 新築工事における実施・留意事項14	9
3.2 建設リサイクル法への対応	1
3.3 資源有効利用促進法への対応15	3
3.4 土壌汚染対策法への対応15	5
3.5 現場内分別・保管15	6
4.リフォーム工事における建設廃棄物適正処理と法令対応15	9
4.1 リフォーム工事における実施・留意事項16	1
4.2 建設リサイクル法への対応16	3
4.3 大防法及び石綿則への対応16	4
4.4 エアコンの交換における留意事項16	6
4.5 建設工事現場外保管の届出	9
4.6 小規模運搬について17	0

1. 廃棄物処理法の基礎知識と関連法令の概要

住宅建設工事における建設廃棄物処理について、遵守すべき廃棄物処理法の基礎的な内容と、関連法令の概要を説明します。

関連法令一覧

				業	努フロ	1 —
正式名称	略称	所管省庁	目的・趣旨	解体	新築	リフォーム
廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	廃棄物処理法 廃掃法	環境省	廃棄物の排出抑制、適正処理(分別、保管、収集、運搬、再生、処分等)を し、生活環境の保全及び公衆衛生の向 上を図る。	0	0	0
資源の有効な利用 の促進に関する法 律	資源有効利用 促進法	環境省 経済産業省 国土交通省 他	資源の有効な利用を図り、廃棄物の発生抑制及び環境保全に資するため、副産物の発生抑制並びに再生資源の利用促進に関する措置を講ずる。	Δ	Δ	\triangle
建設工事に係る資 材の再資源化等に 関する法律	建設リサイクル法	国土交通省 環境省 他	特定の建設資材について分別解体等、 再資源化等の促進するための措置を講 ずるとともに解体工事業者登録制度を 規定。	0	Δ	\triangle
特定家庭用機器再商品化法	家電リサイクル法	経済産業省 環境省 他	小売業者及び製造業者等による特定家 庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに 再商品化等に関し、適正かつ円滑に実 施するための措置を講ずる。	0		0
フロン排出抑制法	フロン排出抑 制法	環境省 経済産業省 他	フロン類の大気中への排出を抑制する ため、フロン類の使用の合理化及び業 務用冷凍・空調機器に使用されるフロ ン類の管理の適正化のための措置を講 ずる。	\triangle		\triangle
ポリ塩化ビフェニ ル廃棄物の適正な 処理の推進に関す る特別措置法	PCB 特別措置 法	環境省 経済産業省	PCB 廃棄物の保管、処分等について 必要な規制等を行い、処理体制を整備 することにより確実かつ適正な処理を 推進する。	Δ		Δ
大気汚染防止法 (解体等工事・特 定粉じん排出等作 業関係)	大防法	環境省 他	建築物等の解体等に伴う粉じんの排出 等を規制し、大気の汚染に関し生活環 境を保全する等を目的とする。	0		0
石綿障害予防規則	石綿則	厚生労働省	安衛法は、職場における労働者の安全 と健康の確保等を目的としており、石 綿則は、その実施のため、建築物等の 解体等の作業における石綿ばく露防止 対策等について規定。	0		0

				業	努フロ	1 —
正式名称	略称	所管省庁	目的・趣旨	解体	新築	リフォーム
労働安全衛生規則 (がん原性物質関 係)	安衛則	厚生労働省	安衛則第577条の2では、リスクアセスメント対象物を製造又は取扱う事業場における、ばく露程度の低減等について規定。がん原性物質取扱業務の記録の作成・保存等が定められている。	Δ	Δ	\triangle
土壌汚染対策法	土対法	環境省	土壌の特定有害物質による汚染状況の 把握に関する措置、及びその汚染によ る人の健康に係る被害の防止に関する 措置を定めている。	0	0	0
プラスチックに係 る資源循環の促進 等に関する法律	プラスチック 資源循環促進法	経済産業省環境省	プラスチック使用製品の使用の合理 化、プラスチック使用製品の廃棄物の 市町村による再商品化並びに事業者に よる自主回収及び再資源化を促進する ための制度の創設等の措置を講ずる。	\triangle	\triangle	\triangle

	時間	業務	具体例	関わる法律
1	契約前	調査	石綿・フロンガス・埋設物・PCB	廃・建・家
			生活残渣物 等	大・石・フ・P
		説明	建設工事の規模・石綿使用有無	建・大・フ
			フロンガス使用有無	
2	契約時	書面作成	事前説明書・事前確認書・石綿調査結果	建・大・石・フ
3	施工計画	廃棄物処理	廃棄物処理計画・マニフェスト準備	廃
			廃棄物一時保管場所	
			再生資源利用計画、再生資源利用促進計画	資
		行政手続等	届出・告知・石綿事前調査悔過報告システム・特	建・大・石・P
			定粉じん排出等作業	土
4	施工	施工現場の	マニフェスト交付・標識・記録	廃・建・大
		義務		衛・石・資

凡例:廃=廃棄物処理法、建=建設リサイクル法、家=家電リサイクル法、大=大防法、フ=フロン排出抑制法、P=PCB 特別措置法、衛=労働安全衛生法、石=石綿則資=資源有効利用促進法、土=土対法

1.1 廃棄物処理法

- 正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
- 廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を し、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること を目的としている。
- 廃棄物処理法では、廃棄物の処理のルールと罰則が定められており、事業者は廃棄物処理法を 遵守し、事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務がある。
- 管轄省庁は環境省。

1.1.1 排出事業者責任

Point

- ■事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- ■建設工事に伴って排出される廃棄物の排出事業者には、発注者から直接建設工事を請け負った 建設業を営む者(元請業者)が該当する。

(1) 事業者の責務、排出事業者とは

- 排出事業者とは「事業活動に伴って廃棄物を排出した事業者」が該当する。グループ会社や親子会社の関係にある場合でも、法人格が異なる場合には別の事業者とされる。
- 廃棄物処理法では、事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理 しなければならないとしている(法第3条第1項)。
- 事業者による産業廃棄物の適正な処理とは、自ら産業廃棄物処理基準を遵守して処理するか、 許可を持つ産業廃棄物処理業者等に委託基準を遵守して処理を委託するかのいずれかになる。
- 委託したからといって、適正処理の責任が委託先に転嫁されるわけではなくは、事業者は産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない(法第12条第7項)。
- ●廃棄物処理法では廃棄物を処理委託する際に様々な条件や義務を排出事業者に課している。それらの遵守義務に加えて、支障の除去等においては無過失責任を排出事業者に負わせることとしている。例えば、委託した廃棄物が不法投棄された場合、当然、不法投棄をした行為者が支障の除去等の措置命令の対象となるが、排出事業者の処理委託に不備があった場合や、不備が

なくても過失があった場合は排出事業者も措置命令発出の対象となる。(法第 19 条の 5、法第 19 条の 6)

● 排出事業者は自ら処理する場合においても、処理を委託する場合においても、最終処分まで適正に処理を行う責任がある。

法第19条の6に基づく排出事業者等に対する措置命令の条件

次のいずれにも該当すると認められるとき

- ①不適正処理の行為者のみでは支障の除去等の措置ができない、又は不十分であるとき
- ②排出事業者等が適正な対価を負担していないとき

不適正処理が行われることを知り、又は知ることができたとき

その他法第12条第7項等の規定の趣旨と照らして適当であるとき

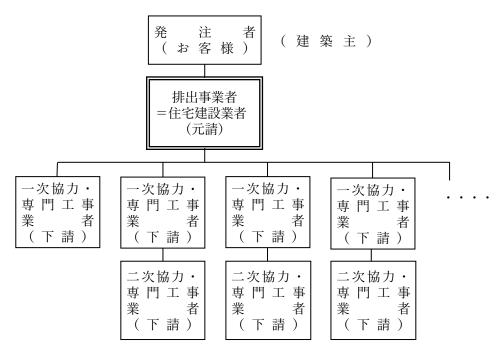
参考 URL

令和 3 年 4 月 14 日「行政処分の指針について(通知)」(環循規発第 2104141 号) https://www.env.go.jp/content/900479568.pdf

(2) 建設工事における排出事業者

- 建設工事に伴って排出される廃棄物の排出事業者には、発注者から直接建設工事を請け負った 建設業を営む者(元請業者)が該当する(法第21条の3第1項)。
- 建設工事においては、建設工事の発注者、当該発注者から直接建設工事を請け負った元請業者、元請業者から建設工事を請け負った下請負人等関係者が多数おり、これらの関係が複雑になっているため、廃棄物の処理についての責任の所在があいまいになってしまうおそれがある。このため、建設廃棄物については、実際の工事の施工は下請負人が行っている場合であっても、発注者から直接工事を請け負った元請業者を排出事業者とし、元請業者が処理責任を負うこととしている。
- 元請業者が建設工事に伴い生ずる廃棄物を放置したまま破産等により消失した場合など、やむなく下請負人が自ら当該廃棄物の処理を委託するというような例外的な事例があった場合に、当該下請負人を事業者とみなして、廃棄物の処理の委託に関する規定が適用される(廃棄物処理法第21条の3第4項)。この規定は、例外的な事例においても法の規定に基づく適正な処理が確保されるよう措置することとするものであり、下請負人が廃棄物の処理を委託することを推奨する趣旨ではない。

住宅建設業における代表的な契約業態の例



<残置物について>

- ●解体工事において、建築物の所有者などが残置した家具や日用品など(これらを「残置物」という。)については、建設工事に伴い発生した廃棄物ではなく、解体工事に着手する以前から 廃棄物であり、建築物の所有者等が排出者となる。
- 残置物の取扱いについて、環境省は平成30年6月22日「建築物の解体時等における残置物の取扱いについて(通知)」(環循適発第1806224号、環循規発第1806224号)において、建築物の解体を行う際には、解体前に当該建築物の所有者等が残置物を適正に処理する必要があるとして、正しい取扱いを徹底するよう示している。
- 残置物について、一般家庭である住宅から排出する場合には一般廃棄物となる。事業活動を行 う者が排出する場合には、その種類や性状などから一般廃棄物又は産業廃棄物に該当する。
- リフォーム工事などにおいても、残置物の処理責任は建築物の所有者等にあることは同様である。

参考 URL

平成 30 年 6 月 22 日 「建築物の解体時等における残置物の取扱いについて (通知)」(環循適発第 1806224 号、 環循規発第 1806224 号)

https://www.env.go.jp/content/900479535.pdf

1.1.2 廃棄物とは

Point

- ■廃棄物とは、汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもので、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡するこができないために不要となったものをいう。
- ■廃棄物に該当するか否かは、総合的に勘案して判断する。
- ■産業廃棄物は事業活動に伴って生じた廃棄物であり、20種類が定められている。そのうち7種類は、特定の事業活動に伴って排出される場合のみ産業廃棄物に該当する。
- ■一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物が該当する。
- ■建設廃棄物は建設工事から排出される廃棄物をいう。大別すると直接工事等から排出される建 設廃棄物と現場作業員から排出される一般廃棄物があり、それぞれ処理方法が異なるため、分 別して排出、処理する。

(1) 廃棄物の定義

- ●廃棄物とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く)」と定義されている(廃棄物処理法第2条第1項)。
- 占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいう。

<廃棄物処理法の対象外>

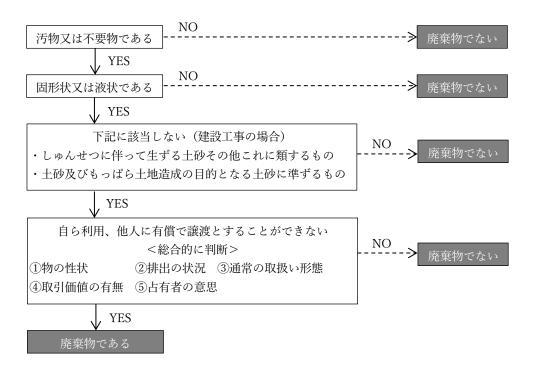
- ア 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- イ 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行なった現場附近に おいて排出したもの
- ウ 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの (昭和 46 年 10 月 16 日「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」(環整第 43 号))

<総合判断説>

● 廃棄物であるかどうかの判断は、単純に有価で取引できるかどうかだけではなく、総合的に勘案して判断すべきこととされている。(令和3年4月14日「行政処分の指針について(通知)」(環循規発第2104141号))

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。

- ●総合的に勘案してその物が有価物と認められるか否かを判断し、有価物と認められない限りは 廃棄物として扱うこととされている。
- 廃棄物該当性の判断については、法の規制の対象となる行為ごとにその着手時点における客観的状況から判断される。
- 廃棄物該当性判断フロー



(2) 有価物について

- 有価物であれば廃棄物に該当しないが、排出した者にとっては有価物として売却したものであっても、売却先で不法投棄などされると、その有価性が疑わしい場合には排出の段階から廃棄物であったと判断されることがある。
- 有価物と判断するには次の5つの視点から総合的に判断する。

総合判断説の5 つの主な視点(有価物と判断する基準)

①物の性状	利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環 境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること
②排出の状況	排出が需要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質 管理がなされていること
③通常の取扱い形態	製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常 は認められないこと
④取引価値の有無	占有者と取引の相手方の間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て 当該取引に経済的合理性があること
⑤占有者の意思	客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分の意思が認められないこと

- 有償譲渡の判断については、いわゆる逆有償取引(物の取引だけを見ると有価で売却されているが、その売却先への運搬費用等にかかるコストを加味すると売却側が全体として経済的損失を被る状況)において、再生利用又はエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないと判断しても差し支えないと示されている。(平成25年3月29日「『エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針』(平成24年4月3日閣議決定)において平成24年度に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(通知)」(環廃産発第13032911号))
- 有償で譲り受ける者が占有者となった時点より前の発生から収集運搬の間については総合判断 説に基づいて判断することになるが、一般的には廃棄物として管理することが多いと言える。

(3) 産業廃棄物と一般廃棄物

<産業廃棄物>

● 「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法で直接定められた6種類(燃え 殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類)と、政令で定めた14種類の計20種 類と輸入された廃棄物が該当する。

産業廃棄物の種類

燃え殻	汚泥	廃油	廃酸
廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず※	木くず※
繊維くず※	ゴムくず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
鉱さい	がれき類	動植物性残さ※	動物系固形不要物※
動物のふん尿※	ばいじん	動物の死体※	13 号廃棄物

- ※が付いた 7 種類は特定の事業活動に伴って排出される場合のみ産業廃棄物に該当する。これらの種類は、特定の事業活動以外から排出されたものは一般廃棄物となるため、排出の状況により区分が分かれる。
- 下表のとおり、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた紙くず、木くず、繊維くずは産業 廃棄物に該当する。

特定の事業活動に伴う場合だけ産業廃棄物となる種類

種類	具体例				
紙くず	パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもの				
	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)				
	木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及 び物品賃貸業に係るもの				
木くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)				
	貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した				
	こん包用の木材を含む)に係るもの				
鉄鉄とご	繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)に係るもの				
繊維くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)				
動植物性残さ 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した 物に係る固形状の不要物					
動物系固形不要物	と畜場で処分した獣畜、食鳥処理場で処理した食鳥等				
動物のふん尿	畜産農業に係るもの				
動物の死体	畜産農業に係るもの				

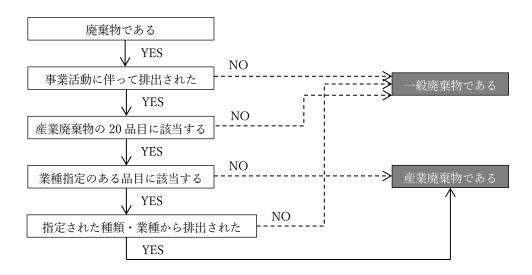
<一般廃棄物>

- 「一般廃棄物」は、産業廃棄物以外の廃棄物(法第2条)。
- 一般廃棄物はさらに家庭廃棄物(家庭ごみ)と事業系一般廃棄物の2つに分けることができる。家庭廃棄物は事業活動を伴わずに排出される廃棄物、事業系一般廃棄物は事業活動に伴って排出された一般廃棄物を指す。
- 廃棄物処理法では一般廃棄物の処理については、原則として市町村が行うこととされている。
- 一方、事業系一般廃棄物については、排出事業者が自らの責任で適正に処理を行うことが求められている。

事業系一般廃棄物と産業廃棄物の違い

区分	処理責任	代表的な委託先	委託時の基準
事業系一般廃棄		市町村	・許可の範囲で委託する
物		一般廃棄物処理業許可を持つ業者	
産業廃棄物	排出事業者	産業廃棄物処理業許可を持つ業者	・許可の範囲で委託する
			・書面による契約の締結
			・マニフェストの交付 等

産業廃棄物・一般廃棄物判断フロー



(4) 建設廃棄物

- 建設廃棄物とは、建設工事等から排出される廃棄物のことで、建設廃棄物処理指針に示されている(平成23年3月30日「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」(環廃産第110329004号))。
- ●建設廃棄物は、表に示すように多種多様のものがある。大別すると直接工事等から排出される 建設廃棄物と現場作業員から排出される一般廃棄物がある。これらは、それぞれ処理方法が異 なるため、分別して排出、処理することが必要となる。

建設廃棄物の種類 (例)

	舟	投		7.‡1.⊃T.	でまでは1.2~サルンとで、
г		発 —		建议	工事現場から排出される一般廃棄物の具体的内容(例) 建設工事現場における生ゴミ、新聞、雑誌等
		棄			建設工事呪物におりる主コミ、利用、椎恥守
		勿		分類	建設工事から排出される産業廃棄物の具体的内容(例)
			*	廃プラスチック類	 廃発泡スチロール等梱包材、廃ビニール、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃シート類
1			*	ゴムくず	天然ゴムくず
			*	金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプ、保安塀くず
				ガラスくず、コンクリートくず	
			*	(工作物の新築、改築又は除去	ガラスくず、タイル衛生陶磁器くず、耐火レンガくず、
			**	に伴って生じたものを除く)、	コンクリート製品の製造に伴い発生するコンクリートくず
				及び陶磁器くず	
					工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに
					類する不要物
			*	がれき類	① コンクリート破片
	Г				② アスファルト・コンクリート破片
		産			③ レンガ破片
		業			①排水処理後の工程で排出された泥状のもの
	_	発			②建設污泥等
		棄		Ne. 10	含水率が高く粒子の微細な泥状の掘削物
	1	勿 <u></u> 【		汚泥	掘削物を標準ダンプトラックに山積みできず、また、その上を人が歩けない 状態(コーン指数(qc)がおおむね200kN/㎡以下または一軸圧縮強度(qu)がお
					おむね50kN/㎡以下)
					具体的には、場所打杭工法・泥水シールド工法等で生ずる廃泥水
					工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる木くず(具体的には型枠、足場材等、
				木くず	内装・建具工事等の残材、抜根・伐採材、木造解体材等)
					工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる紙くず(具体的には包装材、段ボー
				紙くず	ル、壁紙くず)
				Add All a 19	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる繊維くず(具体的には廃ウエス、縄、
				繊維くず	ロープ類)
				廃油	防水アスファルト、アスファルト乳剤等の使用残さ(タールピッチ類)
				廃石膏ボード	廃石膏ボード
			*	石綿含有産業廃棄物	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物のうち、石綿含有率が0.1
			^	石师百百年末冼米初	重量%を超えるもので、特別管理産業廃棄物(廃石綿等)以外のもの。
				水銀使用製品産業廃棄物	蛍光灯
_			1	_	,
- 1.	特別領			引火性廃油	揮発油類、灯油類、軽油類(燃焼しやすいもの。概ね引火点70℃未満)
卢	産業 原	廃棄物		廃酸(pH2.0以下)	硫酸(排水中和剤)等
				廃アルカリ	六価クロム含有臭化リチウム (冷凍機冷媒)
				(pH12.5以上) 廃PCB等及びPCB汚染物	トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器
				MET OB CONTROL OF CONTROL	・建築物その他の工作物に用いられる材料であって、石綿を含むもののうち石
					建材除去事業により除去されたもの
				廃石綿等	吹付け石綿、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材、保温材、断
				w=re 9	材及び耐火被覆材

安定型最終処分場に持ち込みが可能な品目。ただし、石膏ボード (廃石膏ボードから付着している紙を取り除いたものも含む)、廃ブラウン管の側面分(以上ガラスくず及び陶磁器くず)、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板(以上金属くず)、廃ブリント配線板(廃ブラスチック類、金属くず)、廃容器包装(廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず)は除く。 石綿含有産業廃棄物については、その処理基準について、他の安定型産業廃棄物とは別に定められている

1) 建設工事現場から排出される一般廃棄物

- 建設工事現場から排出される生ゴミ、紙くず等の生活系廃棄物は一般廃棄物となるので、工事 から直接排出される建設廃棄物とは分別して処理することが必要である。
- 建設工事に伴って排出されたものでないものは、排出した各工事業者が排出事業者として責任 を持って処理する。
 - ・事務所等で発生するペットボトルや空き缶類は産業廃棄物と扱う自治体も増えてきている ので、確認が必要となる。
 - ・事業系一般廃棄物については、地域によって家庭ごみと同様に市町村が受け入れて処理しているところもあるが、あくまで排出事業者責任で委託基準を守って処理することが求められる。
 - ・事業系一般廃棄物の委託基準は、委託先の処理業者が委託しようとする一般廃棄物を事業 の範囲に含むことであり、当該廃棄物が生じた区域における市町村の指示に従う。

2) 安定型産業廃棄物

● 安定型産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち安定型最終処分場で埋立処分できるものをいう。

廃プラスチック類	廃発泡スチロール等梱包材、廃ビニール、合成ゴムく
	ず、廃タイヤ、廃シート類等。
ゴムくず	天然ゴムくずをいい、合成樹脂製品の廃材は、「廃プラ
	スチック類」に分類される。
金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプや保安塀く
	ず等をいう。
ガラスくず、コンクリートくず (工	ガラスくず、耐火れんがくず、陶磁器くず等をいう。
作物の新築、改築または除去に伴っ	
て生じたものを除く)及び陶磁器く	
ず	
がれき類	工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンク
	リート破片、アスファルト・コンクリート破片、レン
	ガ破片等をいう。

<除外されるもの>

● 自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管または板であって不要物であるもの、廃ブラウン管及び廃石膏ボードは安定型産業廃棄物から除外されている。

- 廃石膏ボードから付着している紙を取り除いたものについては、平成10年7月16日付け環水 企第299号通知により、安定型最終処分場に埋め立てることが可能であることとされていた が、その後の新たな科学的知見により、紙を除去した後でも、これに含まれる糖類が硫化水素 発生に寄与することが明らかになったため、平成18年6月1日「廃石膏ボードから付着して いる紙を除去したものの取扱いについて(通知)」(環廃産発第060601001号)により、廃石膏 ボードから付着している紙を除去したものも廃石膏ボートとして安定型産業廃棄物から除外さ れることとなった。
- 安定型産業廃棄物であっても、排出から処分までの間に安定型産業廃棄物以外の廃棄物と混在 し、これらが付着または混入しているおそれがあるものは、安定型産業廃棄物として取り扱う ことはできない。

<建設廃棄物における混入・付着防止措置>

- 工作物の新築、改築または除去に伴って生じた安定型産業廃棄物については、次のいずれかの方法により、混入、付着の防止措置を行う必要がある。(平成10年6月16日「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法」(環境庁告示第34号))
- ① 安定型産業廃棄物と安定型産業廃棄物以外の廃棄物とに分別して排出し、かつ、当該安定型 産業廃棄物の埋立処分が行われるまでの間、当該安定型産業廃棄物に安定型産業廃棄物以外の 廃棄物が混入し、または付着することのないようにする。
- ② 手、ふるい、風力、電力、その他を用いる方法により安定型産業廃棄物と安定型産業廃棄物以外の廃棄物とに選別した結果、安定型産業廃棄物の熱しゃく減量を5%以下とし、かつ、当該選別の後に行う当該安定型産業廃棄物の埋立処分が行われる迄の間、当該安定型産業廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、または付着することのないようにする。
- 安定型産業廃棄物のように見える物であっても、廃棄物となる際に安定型産業廃棄物になる物とならない物から成る複合材が廃棄物となったもの(例えば木片や木材繊維を含むセメント板、紙粉を圧縮した後にセメントで固めたもの)、建設混合廃棄物から安定型産業廃棄物を選別した際に生じた残さ(いわゆる「ふるい下残さ」)は、安定型産業廃棄物として取り扱うことはできない。

3) 管理型産業廃棄物

●管理型産業廃棄物とは、安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物で、管理型最終処分場に埋めたて なければならない産業廃棄物。

- 建設工事において発生する管理型産業廃棄物には、主に木くず、建設汚泥、紙くず、繊維くず、廃石膏ボードがある。
- 安定型産業廃棄物に管理型産業廃棄物が付着または混入している建設混合廃棄物(熱しゃく減量 5%超)も含まれる。
- 建設工事等に伴い発生する抜根、伐採材については、建設業に係る木くずとして取り扱われる。

4) 建設混合廃棄物

- ●建設工事から発生する廃棄物で、安定型産業廃棄物(廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類)とそれ以外の管理型産業廃棄物(木くず、紙くず等)が混在しているものを建設混合廃棄物という。
- この処理にあたっては、総体として安定型産業廃棄物以外の管理型産業廃棄物として取り扱い、中間処理施設、または管理型最終処分場において適切に処分しなければならない。

5) 石綿含有産業廃棄物

- 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物のうち、石綿含有率が 0.1 重量%を超 えるもので、特別管理産業廃棄物 (廃石綿等) 以外のものをいう。
- 産業廃棄物の種類としては、「がれき類」、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、 改築または除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず」、「廃プラスチック類」、等に該 当し、安定型最終処分場で埋立処分できる。但し、その処理基準については、他の安定型産業 廃棄物とは別に定められているので留意する必要がある。
- なお、石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものは、汚泥として取り扱われる場合がある(工法 や排出時の性状による)ので、都道府県又は政令市への確認が必要。

6) 水銀使用製品産業廃棄物

- ◆ 水銀使用製品産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物に該当しないものの、一部規制が他の廃棄物 と異なる。
- 住宅建設工事から排出される可能性のある水銀使用製品産業廃棄物には、廃蛍光管がある。産業廃棄物の種類としては、「ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず」、「金属くず」、「廃プラスチック類」等の混合物に該当する。

 ◆ 水銀使用製品産業廃棄物の中には、例えば水銀体温計のように処理の過程においてあらかじめ水銀回収が必要であったり、湿度計のように組み込み製品も対象となるものもあり、その処理 基準については、他の安定型産業廃棄物とは別に定められているので留意する必要がある。

7) 特別管理産業廃棄物

- 特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または 生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをいう。
- ●建設廃棄物のなかでは廃石綿等、廃油等が該当する。これらは特に厳しい処理基準が定められているので、必ず他の建設廃棄物と混合しないように保管、排出し、処理には十分な注意を要する。

<主な特別管理産業廃棄物>

- ① 廃石綿等
 - ・吹付け石綿を除去したもの
 - ・次のような石綿を含む保温材、耐火被覆材等を除去したもの 石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材
 - 人の接触、気流及び振動等により上記のものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材 ・上記のものを除去する際に用いられた養生シート、防じんマスク等の廃棄されたもので、石綿 の付着しているおそれのあるもの
- ② 廃油

揮発油類、灯油類、軽油類(シンナー、燃料等の残り)

- ③ 廃酸 (pH2 以下のもの)
- ④ 廃アルカリ (pH12.5 以上のもの)
- ⑤ 廃 PCB 等及び PCB 汚染物

トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器、PCB 含有シーリング材(1972 年以前施工、建築物外 壁等を構成するポリサルファイド系目地材)、橋梁等の PCB 含有塗膜等

・ P C B 廃棄物は、工事から排出された場合でも、処理責任は元請業者ではなく保管事業者にある。保管事業者である所有者の責任において処分。

参考 URL

平成 23 年 3 月 30 日「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」(環廃産第 110329004 号) https://www.env.go.jp/hourei/add/k035.pdf

1.1.3 委託処理

Point

- ■排出事業者(元請)は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、廃棄物処理法に従い、 収集運搬業者又は処分業者であって委託しようとする産業廃棄物の処理が事業の範囲に含ま れる者に委託しなければならない。
- この場合、排出事業者は、収集運搬業者、処分業者とそれぞれ書面により委託契約しなければ ならない。
- ■排出事業者は処理の委託に際して、廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに建設系廃棄物マニフェスト又は電子マニフェストを使用し、委託した産業廃棄物が最終処分まで適正に処理されたことを確認しなければならない。
- ■排出事業者(元請)は、委託基準やマニフェストについて法令上の義務を遵守することに加えて、産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるよう、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(1) 廃棄物に関する用語

● 廃棄物処理法の法律の中では「処理」と「処分」とで指す意味や範囲が異なる。

「処理」	「収集運搬」	「積替保管」
分別、保管、収	廃棄物を収集又は運	収集運搬の行為の過程で廃棄物を一時的に保管又は
集、運搬、再	搬する行為。	積替える行為で、収集運搬に当たる。
生、処分等の廃	「処分」	「中間処理」
棄物を扱う行為	廃棄物を物理的、化	減量・減容化、安定化・無害化等を目的として行う
全般。	学的又は生物学的な	処理をいう。廃棄物を最終処分や再生するまでの途
産業廃棄物の収	手段によって形態、	中で行う処分であり、焼却や破砕など様々な方法が
集運搬業者や処	外観、内容等につい	ある。
分業者をまとめ	て変化させること。	「最終処分」
て処理業者と呼		処理の最終工程で、埋立処分、海洋投入処分(原則
ぶ 。		禁止)又は再生をいう。
		「再生」
		廃棄物から原材料等の有用物を得ること、または処
		理して有用物にすることをいう。
		例えば、木くずを破砕しチップ状にすることで、パ
		ーチクルボードの原材料として売却できるようにす
		る、などの場合の破砕は再生に当たる。処理業許可
		証の記載では中間処理と区別されず、「事業区分:
		中間処理」などの記載がされる。

● 再生後、有用物として売却される場合は売却先が最終処分の場所ではなく、その再生を行う施 設が最終処分の場所となる。

(2) 処理業許可の確認

- 排出事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、廃棄物処理法に従い、収集運搬業者又は処分業者であって委託しようとする産業廃棄物の処理が事業の範囲に含まれる者に委託しなければならない。
- 原則として産業廃棄物処理業の許可を持つ業者に委託することになる。
- 許可証の項目について、委託しようとする産業廃棄物の処理の業務をその事業の範囲に含んでいることを確認する。
- 具体的には、業の区分、許可期限及び条件、産業廃棄物の種類、収集運搬業の場合は積替え又は保管の有無、発生地と処分地の都道府県知事等の許可、処分業の場合は処分の方法・施設の能力等。

<許可証の記載内容>

① 許可番号

● 下 6 桁は固有番号と呼び、その処理業者を特定する番号。固有番号は同じ処理業者であれば許可の種類や、自治体が異なっても必ず同じ番号となる。

② 許可の種類

● 処理業の許可の種類は4 種類ある。

産業廃棄物処理業の4 つの許可

		廃棄物の区分	
		産業廃棄物 (普通産業廃棄物)	特別管理産業廃棄物
業の区分	収集運搬業	産業廃棄物収集運搬業許可	特別管理産業廃棄物 収集運搬業許可
	処分業	産業廃棄物処分業許可	特別管理産業廃棄物 処分業許可

③ 許可自治体

● 廃棄物処理業の許可は、その処理業を行おうとする都道府県又は政令市から出される。処分を 委託する際にはその処分施設のある都道府県等の処分業許可証が、収集運搬を委託する場合に

- は、産業廃棄物の引渡しを行う場所の都道府県等とその運搬の目的地の都道府県等の両方の収 集運搬業許可証が必要となる。
- 収集運搬業の許可については、原則として都道府県の許可を受けることで、その区域内の政令 市でも収集運搬が可能となる。
- 政令市内での積替保管を含む許可については、その保管施設のある政令市の収集運搬業許可が 必要となる。

④ 許可の有効期限

- 処理業の許可には有効期限が定められている。期限は一般的には 5 年間、優良産廃処理業者 認定を受けていれば 7 年間。この有効期限が切れると許可は無効になり、処理を受託することができなくなる。
- 更新申請がされていれば、更新の認可がおりるまでの間、従前の許可は効力を有することとなっている。この場合、受理印が押された更新申請書の表紙の写し等で更新申請中であることを確認する。

⑤ 廃棄物の種類

- 処理業の許可ではその処理業者が産業廃棄物のどの種類を処理できるかを特定している。
- 委託する予定の廃棄物の種類が何に該当するかを把握した上で、許可証にその種類がすべて含まれているか確認する必要がある。

⑥ 処理能力、その他条件など

- 都道府県等は処理業者に対して、条件を付加した上で許可を出す場合がある。「~を除く」や「~含む」といった表記がある場合にはその内容についても注意する必要がある。
- 処分業許可証にはその処分業者が持つ処理施設の能力(処分方法や1 日の処理能力等)についても記載されている。
- 委託予定の廃棄物の種類や性状等、想定される排出量などから処理方法や処理能力に問題がないかを確認する必要がある。

主な中間処理の方法

中間処理方法	対象となる主な産業廃棄物の種類※		
焼却	木くず、紙くず、廃プラスチック類、廃油 等		
破砕	木くず、紙くず、廃プラスチック類、がれき類 等		
圧縮	紙くず、廃プラスチック類、金属くず 等		
選別	混合廃棄物(複数の種類が混ざった廃棄物)		
中和	廃酸、廃アルカリ 等		
脱水	汚泥 等		
溶融	金属くず、医療系廃棄物、石綿又は石綿を含有する廃棄物 等		

[※]上記の種類は参考であり、施設の能力や許可の内容により、上記以外でも処理できたり、上記に記載があっても処理できなかったりする場合がある。

最終処分場の種類

処分場の形式	概要
安定型最終処分場	有害物質や有機物等が付着しておらず、雨水等にさらされても性状がほとんど変化し ない安定型産業廃棄物のみを埋立処分可能な施設。
管理型最終処分場	有害物質の濃度が基準以下の燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、鉱さい、動物のふん尿及び石膏ボードを埋立てることができる施設。管理型最終処分場では、安定型最終処分場で埋立てることができる産業廃棄物も処分可能。
遮断型最終処分場	有害な金属等を含む産業廃棄物の中で、安定型最終処分場や管理型最終処分場の埋立 可能な基準に適合しないものを埋立てるための施設。

(3) 施設設置許可

- 一定規模以上の処分施設を設置する場合、業許可とは別に、産業廃棄物処理施設設置許可が必要となる。この許可は法人や事業場ごとではなく、設置する施設ごとに必要となる。
- ここでいう施設とは、中間処理場などの処分場全体を指すのではなく、破砕機や焼却炉といった設備を意味する。
- 施設許可は、処分業者に限ったものではなく、排出事業者が、自らの廃棄物の処分を行う場合でも条件に該当する施設であれば必要となる。
- 処分業の許可証には、許可を要する施設ごとに、設置許可番号が記載されることになる。

産業廃棄物処理施設の許可が必要となる条件(法第15条第1項、施行令第7条)

処理施詞	役の分類	規模	備考
汚泥の脱水施設		処理能力 10 ㎡/日を超える	_
汚泥の乾燥施設	天日乾燥以外	処理能力 10 ㎡/日を超える	_
	天日乾燥	処理能力 100 ㎡/日を超える	_
汚泥の焼却施設 (イ~ハのいずれかに該当するもの)		イ) 処理能力 5 ㎡/日を超える ロ) 処理能力 200 kg/h 以上 ハ) 火格子面積 2 ㎡以上	PCB汚染物及びPCB処理 物を除く
廃油の油水分離施設		処理能力 10 ㎡/日を超える	海洋汚染防止法第 3 条第 14 号の廃油処理施設を除く
廃油の焼却施設 (イ〜ハのいずれ	かに該当するもの)	イ) 処理能力 1 ㎡/日を超える ロ) 処理能力 200 kg/h 以上 ハ) 火格子面積 2 ㎡以上	・海洋汚染防止法第 3 条第 14号の廃油処理施設を除く ・廃PCB等を除く
廃酸・廃アルカリ	の中和施設	処理能力 50 ㎡/日を超える	_
廃プラスチック類	の破砕施設	処理能力 5 t/日を超える	_
廃プラスチック類の焼却施設 (イ、ロのどちらかに該当するもの)		イ) 処理能力 100 kg/日以上 ロ) 火格子面積 2 ㎡以上	PCB汚染物及びPCB処理 物を除く
木くず又はがれき	類の破砕施設	処理能力 5 t/日を超える	_
金属等又はダイオキシン類を含む汚 泥のコンクリート固型化施設		すべての施設	_
水銀又はその化合物を含む汚泥のば い焼施設		すべての施設	_
廃水銀等の硫化施	設	すべての施設	_
汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれる シアン化合物の分解施設		すべての施設	_
廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の 溶融施設		すべての施設	_
廃PCB等、PCB 処理物の焼却施設	3汚染物又はPCB	すべての施設	_
廃PCB等又はPCB処理物の分解 施設		すべての施設	_
P C B 汚染物又は P C B 処理物の洗 浄施設又は分離施設		すべての施設	_
上記以外の焼却施設		次のいずれかに該当するもの イ)処理能力 200 kg/h 以上 ロ)火格子面積 2 ㎡以上	_
イ) 遮断型最終処分場		すべての施設	
口) 安定型最終処分場		すべての施設 (水面埋立地を除く)	_
ハ) 管理型最終処	分場	すべての施設	

(4) 処理業許可の欠格要件

- 廃棄物処理法では、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が欠格要件に該当した場合、都道府県知事は、その許可を取り消さなければならないとされている(法第14条の3の2第1項)。
- 処理業者は処理業許可を受けている自治体のどこか 1 カ所から許可取消処分を受けると、所持している許可すべてが取り消されることになる。
- 委託先の処理業者が許可取消処分を受けたことを知った場合、処理委託を停止し、新しい処理 業者を選定しなければならない。

欠格要件の概要

法人又はその役員や政令で定める使用人が下記に該当する場合(該当するに至った場合)

- ① 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者又は破産者で復権を得ない者
- ② 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5年を経過しない者
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- ④ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から、又は執行を受けることがなくなった日から、5 年を経過しない者
- ⑤ 法で定める法律※の違反により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日から、又は執行を受ける ことがなくなった日から、 5 年を経過しない者
 - ※廃棄物処理法、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染防止法(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する 法律)、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、刑法(第 204 条:傷害、 206 条:現場助勢、208 条:暴行、208 条の 2 :凶器準備集合及び結集、222 条:脅迫、247 条:背任)、暴力行為 等処罰ニ関スル法律
- ⑥ 許可を取り消されてから 5年を経過していない者
- ⑦ 許可の取消処分の通知を受けてから、取消処分を受けるまでの間に「廃業届(廃止届)」を提出し、それから 5 年を経過していない者
- 産業廃棄物処理業者等は、欠格要件に該当するに至った場合、遅滞なく、処理困難通知を委託 者に通知しなければならない。

(5) 許可が不要となる特例制度等

1) 専ら業者

- 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物又は産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維のみの収集運搬・処分を業として行うにあたっては、廃棄物処理業許可は不要とされている。
- 専ら再生利用の目的となる廃棄物以外の廃棄物の収集運搬・処分を主たる業として行っている 者であっても、専ら再生利用の目的となる廃棄物の収集運搬・処分については、廃棄物処理業

の許可は不要となる。(令和5年2月3日「専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて(通知)」(環循適発第2302031号 環循規発第2302031号))

- 専ら物については、排出事業者はマニフェストの交付は不要、処理委託契約は必要となる。
- 専ら再生利用の目的となる廃棄物であっても、それが再生利用されないと認められる場合には 処理業許可が必要となり、マニフェストの交付も必要となる。
- 2) 廃棄物の再生利用認定制度(廃棄物処理法第15条の4の2)
- 再生利用認定制度とは、一定の廃棄物の再生利用について、その内容が生活環境の保全上支障がない等の一定の基準に適合していることについて環境大臣が認定する制度で、認定を受けた者については処理業及び施設設置の許可が不要となる。
- 排出事業者はマニフェストの交付が不要、処理委託契約は必要となる。
- 認定の対象は、それ自体が生活環境の保全上支障を生じさせない蓋然性の高いものに限定されており、認定の対象となる再生利用は環境省告示で指定されている。

<対象となる再生利用(抜粋)>

- ・廃プラスチック類を高炉で用いる還元剤に再生し、これを利用する場合(次の場合を除く)
- ・廃プラスチック類をコークス炉においてコークス及び炭化水素油に再生し、これらを利用する場合
- ・容易に腐敗しないように適切な除湿の措置を講じた廃木材を鉄鋼の製造で使用する転炉その他の 製鉄所の施設において溶銑に再生し、かつ、これを鉄鋼製品の原材料として使用する場合(構造 改革特別区域のみに限定)
- ・原材料として使用することができる程度に金属を含む廃棄物から、鉱物又は鉱物の製錬若しくは 精錬を行う工程で生ずる副生成物等を原材料として使用する非鉄金属の製錬若しくは精錬又は製 鉄に使用する施設において、金属を再生品として得る場合
- ・建設汚泥(シールド工法若しくは開削工法を用いた掘削工事、杭基礎工法、ケーソン基礎工法若 しくは連続地中壁工法に伴う掘削工事又は地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性のも のに限る)を河川管理者の仕様書に基づいて高規格堤防の築造に用いるために再生する場合
- ・シリコン含有汚泥(半導体製造、太陽電池製造若しくはシリコンウエハ製造の過程で生じる専らシリコンを含む排水のろ過膜を用いた処理に伴って生じたものに限る)を脱水して再生し、加工品を転炉又は電気炉において溶鋼の脱酸に利用する場合

参考 URL

環境省 再生利用認定制度関連 https://www.env.go.jp/recycle/waste/sai-nin/index.html

- 3) 産業廃棄物の広域認定制度(法第15条の4の3)
- 広域認定制度とは、製品が廃棄物となったものを対象に、廃棄物の処理を製品の製造、加工、 販売等の事業を行う者(製造事業者等)が広域的に行うことにより、廃棄物の減量その他適正 な処理を確保することを目的とする制度である。
- 認定を受けた者は処理業の許可が不要となるが、その他の処理基準の遵守や帳簿の記載及び保存の義務等の規定については適用となる。
- 排出事業者はマニフェストの交付が不要、処理委託契約は必要となる。
- 建設廃棄物関係では、これまでに、住宅メーカーや、石膏ボード、ロックウール及び軽量気泡 コンクリート製品、グラスウール、ユニットバス、タイル・ブロック等の製造事業者等がこの 認定を受けている。

参考 URL

環境省 産業廃棄物広域認定制度の認定状況

https://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/jokyo_1.html

- 4) 産業廃棄物の無害化処理認定制度(法第15条の4の4)
- ●無害化処理認定制度とは、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有する産業廃棄物について、高度な技術を用いて無害化処理を行おうとする者が、環境省令に定める基準に適合している場合、環境大臣から認定を受けることができる制度である。
- 石綿が含まれている産業廃棄物、PCB廃棄物のうち低濃度のもの(低濃度PCB廃棄物)が この制度の対象となっている。
- この認定を受けた者は、産業廃棄物の処理業の許可や処理施設の設置許可が不要となる。
- 排出事業者は処理委託契約、マニフェストの運用が必要となる。

参考 URL

環境省 廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設

https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html

- 5) 廃棄物の再生利用指定制度(規則第9条第2号、第10条の3第2号)
- 再生利用指定制度とは、再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの処理を業として行 う者を都道府県知事等が指定し、産業廃棄物処理業の許可を不要とすることによって再生利用 を容易に行えるようにするもの。指定を受けると指定した都道府県の廃棄物処理業の許可は不 要になる。
- 排出事業者はマニフェストの交付が不要、処理委託契約は必要となる。
- 再生利用指定制度には、個別指定と一般指定がある。

①個別指定

指定を受けようとする者の申請を受け、都道府県知事等が再生利用に係わる産業廃棄物を特定 した上で再生利用業者を指定する。再生利用業者には「再生輸送業者」と「再生活用業者」があ り、建設工事において発注者、元請業者とも異なる他の工事から排出される建設廃棄物の再生活 用を行おうとする場合は、利用しようとする発注者又は元請業者が再生活用業者となり得る。

②一般指定

都道府県等が再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、当該産業廃棄物の収集若しくは運搬 又は処分を行う者を一般的に指定するもの。

(6) その他の認定制度等

- 1) 優良産廃処理業者認定制度(法第14条第2項及び第7項、第14条の4第2項及び第7項)
- 通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査 して認定する制度である。
- ●優良産廃処理業者認定を受けることで、処理業者は許可証に「優良」のマークが付くとともに、通常 5 年間である処理業の許可期限が 7 年間に延長される。

認定を受けるための基準



出典:「優良産廃処理業者認定制度 処理業者向けパンフレット」環境省 https://www.env.go.jp/content/900536799.pdf

● 処理業者が優良基準に適合しているかどうかは、処理業者選定の際の考慮材料とすることはできるが、この制度は、あくまでも基準への適合性を評価するもので、適正処理を都道府県等が保証するものではない。したがって、優良産廃処理業者を選択することで排出事業者としての責任や注意義務が免除されるものではないことに留意が必要である。

参考 URL

環境省 優良産廃処理業者認定制度 https://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/

- 2) 廃棄物再生事業者登録制度(法第20条の2)
- 廃棄物の再生を業として営んでいる者は、事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして一定の基準に適合するときは、その事業場について、都道府県知事等の登録を受けることができる。
- 産業廃棄物処理業の許可が必要な者については、この登録によって許可が不要になるものではない。
- 3) 廃棄物熱回収施設設置者認定制度(法第15条の3の3)
- 廃棄物熱回収施設設置者認定制度は、一般廃棄物、産業廃棄物の設置許可に係る処理施設で、 熱回収(廃棄物発電・余熱利用)の機能を有する施設を設置している者は、10%以上の熱回収

率で熱回収を行うこと等の一定の基準に適合していることについて、都道府県知事等の認定を 受けることができる制度である。

- 認定を受けた者は、熱回収認定基準及び能力基準の双方を満たした施設として、公的に評価されることになる。
- 再生利用、再資源化が困難な建設混合廃棄物や可燃物は、単純焼却や埋立処分するより、経済性や施設の立地等を勘案したうえで、熱回収施設に搬入し、できるだけ熱回収に努めることが推奨される。

参考 URL

環境省 廃棄物熱回収施設設置者認定制度

https://www.env.go.jp/recycle/waste/netsukaishu.html

(7) 施設確認について

- 排出事業者(元請)は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない(法第12条第7項)。
- 法では努力義務であるが、自治体には条例等によって処理を委託する前や定期的に委託先の施設を確認することを義務として定めている場合がある。なお、優良認定を受けている事業場では、施設確認を免除されている場合もあるので、該当する自治体の条例等を確認する必要がある。
- 実地調査や電話聴取等、自治体によって確認方法等は異なり、確認する必要があるが、排出事業者としての注意義務を果たすためにも、義務がない都道府県等であっても、実地調査や写真、処理実績や維持管理状況等の公開情報等の確認により、委託先の処理施設における産業廃棄物の処理の状況を確認する。

<施設確認のポイント等>

- ・施設確認チェックシート等を利用
- ・写真撮影は必須
- ・保管状況のチェック (オーバーフローはないか等)
- ・処理フロー、施設の稼働状況、処理後の残渣の状態のチェック
- ・労働安全対策、資格者の配置、整理整頓、書類の保管状況のチェック

(8) 委託契約

- 排出事業者 (元請) と収集運搬業者、排出事業者 (元請) と処分業者の委託契約は、それぞれ 書面により行わなければならない (令第6条の2)。
- 排出事業者 (元請) が直接契約を行うのは、最初に処分されるまでの間の運搬を行う収集運搬業者と処分業者。
- 収集運搬については、区画が分かれる場合はそれぞれの区画を運搬する収集運搬業者と契約が 必要になる。
- 処分については、中間処理後の残渣の最終処分業者との契約は不要であるが、石綿含有産業廃棄物等中間処理を経由せずに最終処分業者に持ち込まれる場合は、契約が必要になる。
- 排出事業者(元請)と収集運搬業者、処分業者の3者で契約することは、それぞれの処理業者と委託内容を合意したことを明確にするため、収集運搬業者と処分業者が同一業者である場合以外は、避けるべきである。
- 委託契約書には、収集運搬業者及び処分業者の許可証の写しを添付する。処理業の許可が不要とされる認定等の場合は、認定証の写し等を添付する。
- 委託契約書は契約の終了の日から5年間保存しなければならない。
- 小規模工事から排出される建設廃棄物については、工事ごとに委託契約を交わすことは適していないため、委託基本契約を結び、発注に際して、注文書によって個別契約を行う場合がある。この場合、注文書も委託契約書の一部となるため、契約の終了の日から5年間保存しなければならない。

<委託契約書記載事項>

以下の事項についての条項を含まなければならない。

- 1) 産業廃棄物の種類・数量
- 2) 処理業者の事業の範囲(許可証添付)
- 3) 委託者が受託者に支払う料金
- 4) 委託契約の有効期間
- 5) 産業廃棄物の適正処理のために必要な下記の情報の提供に関する情報
 - ①産業廃棄物の性状・荷姿
 - ②通常の保管状況のもとでの腐敗、揮発等の性状の変化
 - ③他の廃棄物との混合等により生ずる支障
 - ④日本工業規格 C0950 号含有マークが付されたものである場合は、含有マークの表示に関する 事項

- ⑤石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、そ の旨
- ⑥その他、取扱上の注意事項
- 6) 委託契約の有効期間中に産業廃棄物に係る上記 5)の情報に変更があった場合の情報の伝達方 法に関する事項
- 7) 業務終了時の処理業者から委託者への報告事項
- 8) 契約解除後の未処理廃棄物の取り扱い
- <収集運搬委託契約書のみに必要な項目>
- 9) 運搬の最終目的地の所在地(収集運搬業者)
- 10) 積替保管を経由する場合(収集運搬業者)
 - ①その有無と施設所在地
 - ②保管できる廃棄物の種類と保管上限
 - ③安定型産業廃棄物の委託時に、他の廃棄物との混合許否について
- <処分委託契約書のみに必要な項目>
- 11) 処分(又は再生)場所の所在地、方法、施設処理能力(処分業者)
- 12) 中間処理を委託するときは、最終処分の場所の所在地、最終処分の方法、最終処分施設の処理能力
- 13) 輸入廃棄物の場合はその旨

その他、以下の条項を盛り込むことが考えられる。

- ・収集運搬業者と処分業者が異なる場合、それぞれ相手の氏名又は名称(別途文書で通知も可能)
- ・収集運搬の場合、許可車両一覧の提出
- ・積替え保管施設を経由する場合、
- ①有価物回収の有無とその種類
- ②区画の設定方法
- ③積替・保管施設を経由する場合、建設廃棄物の手選別等の許否
- ・同一車両で異なる建設工事等の現場の建設廃棄物を運搬する場合、建設廃棄物が混合することが ないような措置
- ①車両に中仕切りを設ける
- ②種類ごと、工事ごとに建設廃棄物を容器に入れる
- ・支払方法
- ・契約に違反した場合の措置
- ・受託者が委託業務の全部、または一部を他人に委託する場合の委託者の承諾に関する事項

● 平成 17 年 4 月の e-文書法の施行に合わせて公布された環境省令(環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則)によって、委託契約書の電磁的作成及び保存が認められている。

(9) マニフェスト制度

- ▼ニフェスト制度は、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、処理業者に対してマニフェストを交付し、処理終了後に処理業者からその旨を記載した写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度。
- マニフェストには電子マニフェストと紙のマニフェストの2 種類がある。
- ●建設業においては、電子マニフェストか、建設業の特質を加味し、省令の様式に準じたものとして国との直接調整済みの「建設系廃棄物マニフェスト」(建設マニフェスト販売センター取扱)を利用する。
- 一般社団法人住宅生産団体連合会においても、環境省「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」(平成30年10月)に従い、電子マニフェストの普及を積極的に促進している。

1) 電子マニフェスト

- 電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が情報処理センター(JWNET)を介してネットワークでやり取りする仕組みである。
- 電子マニフェストは排出事業者だけでなく、収集運搬業者、処分業者の三者が電子マニフェストを利用できる状況でなければ使うことができない。
- 情報処理センター(JWNET)は、環境大臣から指定を受けた公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営している。



(公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター)

廃棄物処理法第13条の2に基づき 環境大臣が全国で1つ指定

画像出典:「電子マニフェストの仕組み」JWNET https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/structure/index.html

排出事業者における電子マニフェストと紙マニフェストの比較

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト		
マニフェスト	・廃棄物を収集運搬業者または処分業者	・廃棄物を収集運搬業者または処分業者		
の交付・登録	に引渡してから、3 日以内にマニフェ	に引渡すと同時にマニフェストを交付		
	スト情報を情報処理センターに登録	・廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付		
	・廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに登録			
処理終了の	・情報処理センターからの運搬終了報	・運搬終了報告:B2 票回収・A 票を照合		
確認	告、処分終了報告、最終処分報告の通	して確認		
	知(電子メール等)により確認	・処分終了報告:D 票回収・A 票を照合し		
		て確認		
		・最終処分終了報告:E 票回収・A 票と照		
		合して確認		
マニフェスト	・マニフェストの保存が不要	・排出事業者は A 票とともに、収集運搬		
の保存	(情報処理センターがマニフェスト情報	業者および処分業者より送付されてき		
	を保存。5年分は常時確認可能)	た B2 票、 D 票、 E 票を 5 年間保存		
産業廃棄物管	・情報処理センターが都道府県・政令市	・都道府県・政令市に自ら報告		
理票交付等状	に報告するため、報告が不要			
況報告書				

- 前々年度の特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物を除く)の発生量が年間50トン以上の事業場については、令和2年度(2020年度)から電子マニフェストを使用することが義務化されている。
- ●電子マニフェスト情報の情報処理センターへの登録期限は3日以内である。3日以内には、廃棄物を引き渡した日は含まず、また、土曜日・日曜日・祝日、12月29日~1月3日は含まない。
- 一般的に収集運搬は引渡し日の当日に運搬も終了するため、期限間際に登録作業を行うと収集 運搬業者は3 日以内の終了報告が行えなくなるため、登録作業は速やかに行う必要がある。
- 「予約登録機能」を利用して印刷した「渡確認票」は、引き渡し時の排出事業者と処理業者と の情報共有や、収集運搬業者の運搬時の携帯書面として利用できる。
- 利便性を高めるため、排出事業者、収集運搬業者、処分業者と情報処理センター(JWNET) の間に ASP(アプリケーションサービスプロバイダー)を介在させて電子マニフェストを利用 する方法がある。

2) マニフェストの運用

- 産業廃棄物管理票の交付は、廃棄物の引き渡しと同時に、委託する産業廃棄物の種類ごとに、 また運搬先ごとに交付する必要がある。
- 複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合は、これを1つの種類として管理票を交付することができる。その場合は混合廃棄物であること、含まれる廃棄物の種類をすべて分かるように記載する。
- 排出事業者・収集運搬業者・処分業者は、それぞれ法定記載事項をもれなく記載する。

法令に規定された排出事業者が記載すべき事項

- ・マニフェストの交付年月日及び交付番号
- ・排出事業者の氏名又は名称及び住所
- ・産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- ・マニフェストの交付を担当した者の氏名
- ・廃棄物の種類及び数量
- ・運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称及び住所
- ・運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合に は、当該積替え又は保管を行う場所の所在地
- ・産業廃棄物の荷姿
- ・当該産業廃棄物に係る最終処分を行う予定場所の所在地
- ・当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物が含まれる場合は、その数量 (石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物は他の廃棄物と分けて、別途新たにマニフェストを交付)

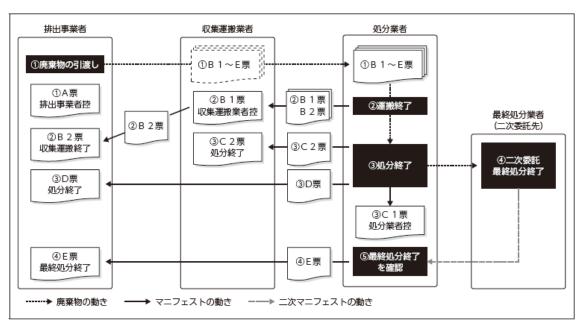
「建設系廃棄物マニフェスト」各票の説明(収集運搬業者が1社の場合)

A票	排出事業者(元請)の控。交付した後、以後の処理状況チェックのために保存。
B1 票	収集運搬業者の控。
B2 票	排出事業者(元請)が、委託した収集運搬業者より中間処理・最終処分業者へ運
	搬されたことを確認するためのもの。
C1 票	中間処理、最終処分業者の控。
C2 票	収集運搬業者が自分の運搬した建設廃棄物の処分を確認するためのもの。
D票	排出事業者(元請)が委託先の処分終了を確認するためのもの。
E票	排出事業者(元請)が全ての最終処分(再生を含む)が終了したことを確認する
	ためのもの。

収集運搬業者が2社の場合のB票

B1 票	排出事業者 (元請) が、委託した収集運搬業者 (1) より収集運搬業者 (2) へ建
	設廃棄物が運搬されたことを確認するためのもの。
	収集運搬業者(1)は B1 票のコピーを控えとして保存。
B2 票	排出事業者(元請)が、委託した収集運搬業者(2)より中間処理・最終処分業者
	へ建設廃棄物が運搬されたことを確認するためのもの。
	収集運搬業者(2)は B2 票のコピーを控えとして保存。

マニフェストの各伝票の流れと役割(7枚綴りのマニフェスト・収集運搬業者が1社の場合)



①廃棄物の引渡し

A、B1、B2、C1、C2、D、E 票(排出時)

- ・排出事業者は、7 枚複写の伝票に必要事項を記入し、産業廃棄物とともに7 枚全部を収集運搬業者の担当者に渡す。
- ・収集運搬業者は、「運搬の受託(1)」欄に運搬受託者名(会社名)と収集運搬担当者(運転手の 氏名)のサイン又は押印、運搬受託者欄の車番・車種を記入し、A票を排出事業者に返す。
- ・A票は排出事業者が控えとして保存する。
- ・収集運搬業者は産業廃棄物と一緒に残りの6枚の伝票を持って、運搬の目的地(処分施設)まで運搬する。

②運搬終了

B1、B2、C1、C2、D、E票(引渡時)

- ・収集運搬業者は、産業廃棄物を処分施設まで運搬し、B1、B2、C1、C2、D、E 票の「運搬の受託(1)」欄に運搬終了日を記入し、廃棄物とともに処分業者の担当者に渡す。
- ・処分業者は、廃棄物を受領した際、B1、B2、C1、C2、D、E票の「処分の受託(受領)」欄に 受領日及び処分受託者(会社名)を記入の上受領担当者がサイン又は押印し、B1、B2票を収集 運搬業者に返す。
- ・収集運搬業者は、B1票を自らの控えとして保存する。
- ・収集運搬業者は、運搬終了後 10 日以内に B2 票を排出事業者に返送する。
- ・排出事業者は、B2票を受け取り、収集運搬の終了を確認して保存する。B2票では、特に運搬終了日と処分業者の署名から運搬先が契約内容と異なっていないかなどを確認する。

③処分終了

C1、C2、D、E票(処分終了時)

- ・処分業者は、廃棄物の処分を終了した際、C1、C2、D、E票の「処分の受託(処分)」欄に処分 終了日及び処分受託者(会社名)を記入の上、処分担当者がサイン又は押印する。
- ・処分業者は、処分終了後 10 日以内に、C2 票を収集運搬業者に返送する。収集運搬業者はC2 票を保存する。
- ・処分業者は、廃棄物の処分を終了した際、10日以内に D 票を排出事業者に返送する。* *排出事業者がマニフェストを交付した日から 90日以内であること (特別管理産業廃棄物については 60日)
- ・排出事業者はD票を受け取り、処分の終了を確認して保存。D票では、特に処分終了日などを確認する。

④二次委託の最終処分終了

- ・処分業者は中間処理後の産業廃棄物について、排出事業者と同じように収集運搬や処分の委託を 行う(二次委託)。
- ・処分業者は二次委託をする際に、排出事業者と同じように、委託契約書を締結し、マニフェスト を交付する(二次マニフェスト)。
- ・二次委託により最終処分が終了すると、最終処分業者から二次マニフェストのE票が処分業者に 送付される。

⑤最終処分終了を確認

E票(最終処分終了確認時)

- ・処分業者は、排出事業者から受託した廃棄物について、最終処分(再生を含む)の委託先すべてから最終処分(再生を含む)が終了した報告を受けた際(2次マニフェストの D、E 票の返送を受けた時)、C1、E 票の「最終処分終了日」欄及び「最終処分を行った場所」欄に必要事項を記入する。
- ・最後の最終処分終了の報告を受けたとき(最後の2次マニフェストのD、E票の返送を受けた時)から10日以内に、E票を排出事業者に返送する*とともに、C1票を自らの控として保存する。*排出事業者がマニフェストを交付した日から180日以内であること
- ・排出事業者はE票を受け取り、最終処分の終了を確認して保存する。E票では特に最終処分終了 日や最終処分の場所が契約書と異なっていないかなどを確認する。
- ・③の処分が再生である場合、④の工程がなく、③の処分終了によって最終処分(再生)が終了する。そような場合は、③のD票と⑤のE票が同時に送付される。

3) マニフェストの確認・保存

- 排出事業者は、返送されてきたマニフェストと控えのA票と照合し、委託契約書の内容、処理 業者が追記した情報などを確認する。
- 交付したマニフェストには、法で返送期日が定められている。

B票:収集運搬終了後10日以内

D票:中間処理後又は直接最終処分終了後 10 日以内

E票:最後の最終処分終了(2次マニフェストのD票・E票を受けた日)後10日以内下記の期日を超えても返送されてない場合は、措置内容等報告書の提出が必要となる。

B票・D票:交付後 90 日を過ぎても返送されない場合(特管物は 60 日)

E票:交付後 180 日を過ぎても返送されない場合

- 排出事業者は、A票は交付した日から5年、それ以外のB票、D票、E票は送付を受けた日からそれぞれ5年保存しなければならない。
- 4) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書
- 排出事業者は、前年度1年間(4月1日~3月31日)に交付したマニフェストの交付状況等について、事業所ごとに産業廃棄物管理票交付等状況報告書(廃棄物処理法施行規則様式第三号)に取りまとめ、毎年6月30日までに事業場の所在地を管轄する都道府県知事等へ提出しなければならない(電子マニフェストの場合は不要)。
- 報告書は産業廃棄物の種類ごと、処理ルートごとに行を分けて記入。排出量を集計し、重量 (t)で記入する。
- ㎡の場合等は換算係数を用いて換算。換算係数は法では定められていない。平成 18 年 12 月 27 日「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について(通知)」(環廃産発第 061227006 号)で換算係数の例が示されている。

様式第三号 (第八条の二十七関	(係)							
都道府県知事 殿		産	業廃棄物管理票交付	寸等状況報告書(³	平成 年度)			
							平成 年	月 日
(市 長)					報告者			
					住 所			
					氏 名			
					(法人にあ	っては、名称及び	《代表者の氏名)	
					電話番号			
廃棄物の処理及び清掃に関	する法律第12	条の3第7項	頁の規定に基づき、		年度の産業廃棄物	9管理票に関する報	3告書を提出します。 -	
事業場の名称						業 種		
事業場の所在地					電話番号			
番 産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の 許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
1								
2								
3								
4								
備考 1 この報告書け 前年4月1日か	広3月31日幸でl	な付した産業度	棄物管理悪について6月	30日までに提出すること				
1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。								
3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。 4 業種には日本博準産業分額の中分額を記入すること。								
4 米他には14年を呼呼性生変が頭や17万両でボルトすのこと。 5 運搬双工は免や金茶比した産業廃棄物に有端含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物収は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、								
各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。								
6 処分場所の住所は、運輸先の住所と同じてある場合には記入する必要はないこと。 7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごと運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。								

参考 URL

平成 18 年 12 月 27 日「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について」(環廃産発第 061227006 号)

https://www.env.go.jp/hourei/11/000154.html

平成 23 年 3 月 17 日「産業廃棄物管理票制度の運用について (通知)」(産発第 110317001 号)

https://www.env.go.jp/hourei/add/k033.pdf

平成 31 年 3 月 29 日「産業廃棄物管理票交付等状況報告書等の様式の統一等について」(環循規発第 1903293 号)

https://www.env.go.jp/hourei/11/000651.html

5) マニフェストの交付が不要となる特例

- 廃棄物処理法で、マニフェストの交付を要しないこととしている特定の場合の委託は、下記のとおり(法第12条の3第1項、施行規則第8条の19)である。
- ・都道府県等に処理を委託する場合
- ・廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者に、廃油の処理を委託する場合
- ・専ら物の処理を専ら業者へ委託する場合
- ・再生利用認定制度の認定を受けた者に、その認定品目にある産業廃棄物の処理を委託する場合
- ・広域的処理認定制度の認定を受けた者に、その認定品目にある産業廃棄物の処理を委託する場合
- ・再生利用に係る都道府県知事の指定を受けた者に、その指定品目にある産業廃棄物の処理を委託 する場合
- ・国に処理を委託する場合
- ・運搬用パイプラインやこれに直結する処理施設を用いて産業廃棄物の処理を行う者に、当該産業 廃棄物の処理を委託する場合
- ・産業廃棄物を輸出するため運搬を行う者に、わが国から相手国までの運搬を委託する場合
- ・海洋汚染防止法の規定により許可を受けて廃油処理事業を行う者に、外国船舶から発生した廃油 の処理を委託する場合

6) 措置内容等報告書

● 排出事業者は、適正な処理が行われていない、又はそのおそれがある場合には、委託した処理の状況を把握し、適切な措置を講じなければならない(法第12条の3第8項、第12条の5第11項)。下記の場合、その内容を措置内容等報告書として、報告都道府県知事等へ提出しなければならない。

措置内容等報告書を提出する条件と提出期限

区分	- A	提出期限	
	紙マニフェスト	電子マニフェスト	
未送付	B 2 票、D票がマニフェスト 交付日から 90 日 (特別管理産 業廃棄物は 60 日) を過ぎてもは 60 日)を過ぎてもされないと 返送されないとき		期間を経過した日から 30 日以内
	E票がマニフェスト交付日から 180 日を過ぎても返送されないとき	最終処分終了の報告が登録日か ら 180 日を過ぎてもされないと き	
記載漏れ	処理業者から送付されたマニ フェストに記載漏れがあった とき		そのマニフェストの送 付を受けた日から30日 以内
虚偽報告	処理業者から送付されたマニ フェストに虚偽の記載があっ たとき	処理終了報告が虚偽の内容を含 むとき	虚偽の記載があること (含むこと)を知った 日から 30 日以内
処理 困難 通知 *	委託している処理に係るマニフェストの送付を受けていない処理業者から処理困難通知を受け取ったとき	委託した処理に係る処理終了報告を受けていない処理業者から 処理困難通知を受け取ったとき	通知を受けた日から 30 日以内

* 処理困難通知

産業廃棄物の処理業者に義務付けられている排出事業者への通知である。現に委託を受けている 産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が生じたと きにその旨を受託した排出事業者へ通知しなければならない(法第14条第13項等)。

処理を行うことが困難となる事由の例

- ・処理施設で事故が発生し、未処理の産業廃棄物の保管数量が上限に達したとき
- ・事業を廃止したことで受けている委託の処理ができなくなったとき
- ・施設を休廃止したことで受けている委託の処理ができなくなったとき
- ・最終処分場の場合、埋立が終了したことで受けている委託の埋立処分ができなくなったとき
- ・欠格要件に該当したとき
- ・事業の停止命令を受けたとき
- ・産業廃棄物処理施設の設置許可の取消し処分を受けたとき
- ・産業廃棄物処理施設に関して、施設の使用停止命令、改善命令、措置命令を受け、廃棄物処理ができなく なり、未処理の産業廃棄物の保管数量が上限に達したとき
- 排出事業者は、処理困難通知を受けた場合、委託を中止し、引き渡した産業廃棄物の処理状況 を確認し、未処理の廃棄物がある場合は、例えば他の処理業者へ基準を遵守して再委託する等 の措置を講じ、措置内容について都道府県知事等へ報告する。

(10) 再委託の禁止

- 廃棄物処理法では、原則、産業廃棄物の再委託(受託した産業廃棄物の処理を他人に委託する こと)は禁止されている。
- ただし、再委託基準(廃棄物処理法施行令第6条の12)に従って再委託する場合や、基準を遵守した中間処理後の残さの再委託、改善命令、措置命令を受けた場合の承認を得た再委託は認められている。
- 再再委託は認められない。

(11) 下請業者による運搬

- 1) 下請業者が運搬することができる特例
- ●下請業者による運搬は、廃棄物の処理委託に該当することが原則となるが、建設廃棄物が一定の条件を満たす場合には、建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより、下請負人が産業廃棄物収集運搬業の許可を受けずに廃棄物の運搬を自ら行うことが可能となる。
- 下請負人が行えるのは請負った建設工事から排出される建設廃棄物の運搬のみである。

次のいずれにも該当するものでなければならない。

- ・新築・増築・解体工事ではない建設工事(維持修繕工事、瑕疵補修工事)などであること)で、請負金額 (発注者の支払金額)が 500万円以下の工事であること。
- ・特別管理廃棄物以外の廃棄物であること。
- ・1 回に運搬する廃棄物は1 ㎡以下の容量であることが明らかであるよう区分すること。
- ・建設現場と同一の県又は隣接する県の、排出事業者が使用権限を持つ保管場所(排出事業者が委託契約した処理業者の処理施設も含む)へ運搬すること。
- ・運搬途中において保管が行われないものであること。

2) 下請負人との請負契約

- 下請負人が運搬を行うことについて、個別の建設工事における請負契約で定めることが必要である。
- 基本契約の場合、請負契約上は個別の建設工事ごとに次の事項を記載した別紙を交わす旨を記載し、個別の建設工事ごとに別紙を交わすことで足りる。
 - ①元請業者及び下請負人の氏名又は名称、住所及び電話番号
 - ②当該廃棄物を生ずる事業場の所在地
 - ③発注者の氏名又は名称及び住所
 - ④運搬する廃棄物の種類及び一回当たりの運搬量
 - ⑤運搬先の施設の所在地
 - ⑥運搬先の施設について元請業者が所有権又は使用権原を有する旨の元請業者の誓約
 - ⑦運搬を行う期間
 - ⑧運搬を行う従業員の氏名
 - ⑨運搬車の車両番号
 - ⑩当該建設工事が維持修繕工事である場合には、請負代金の額が 500 万円以下である旨の元 請業者の誓約
 - ⑪当該建設工事が瑕疵補修工事である場合には、建築物等の引渡しがされた年月日及び請負 代金相当額が500万円以下である旨の元請業者の誓約
- 別紙の作成については、平成23年2月4日付け環廃対発第110204005号/環廃産発第110204002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長/産業廃棄物課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」別記様式(以下「運搬様式」という。)を参考とする。

https://www.env.go.jp/recycle/waste_law/kaisei2010/attach/no110204005.pdf

3) 運用時の留意事項

- 運搬時には車輌の表示や書面の携帯などの運搬時の基準が適用される。
- 運搬が廃棄物処理法第21条の3第3項に基づくものであることを証するものの携帯が必要である。具体的には、請負契約書の写し(注文請書等でも確認できれば可)、2)の「運搬様式」を携帯する。
- ●マニフェストの交付は排出事業者(元請)が行う。元請業者が下請負人を経由して受託者にマニフェストを交付することは差し支えない。(下請負人は、マニフェストの写しの送付、保存等の義務は負わない。)

(12) 特別管理産業廃棄物の処理

1) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

- ◆特別管理産業廃棄物の排出事業者は、事業場(原則として作業所)ごとに特別管理産業廃棄物 管理責任者を設置しなければならない。
- ◆特別管理産業廃棄物管理責任者は、廃棄物処理法で規定される資格を有する者でなければならない。
 - ・大学等の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を 有する者など
 - ・多くの都道府県等では、上記と同等以上の「知識を有する者」として、公益財団法人日本 産業廃棄物処理振興センター (JWセンター)が主催する講習会修了者を認めている。
- 一部の都道府県又は政令市では、条例で設置した特別管理産業廃棄物管理責任者について届出する義務を定めている。

2) 特別管理産業廃棄物の処理委託

- ◆特別管理産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、特別管理産業廃棄物の収集運搬業者又は処分業者に委託しなければならない。
- 排出事業者は、特別管理産業廃棄物の処理を委託しようとする処理業者に対し、あらかじめ、 以下の事項を書面で通知しなければならない。
 - ①廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿
 - ②廃棄物を取り扱う際の注意すべき事項

3) 特別管理産業廃棄物の帳簿

- ●排出事業者は、特別管理産業廃棄物を排出する事業場(原則として作業所)ごとに帳簿を備え、廃棄物の種類ごとに毎月末までに前月中における必要事項を記載しなければならない。この帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。
- 但し、処理を委託した場合は産業廃棄物管理票制度にて管理されることから、帳簿の記載は不要となる。

1.1.4 多量排出事業者の計画・報告

Point

■多量排出事業者は、都道府県知事等に 6 月 30 日までに、廃棄物処理計画書を提出し、翌年の 6 月 30 日までに計画書に対する実施状況報告書を提出しなければならない。

(1) 多量排出事業者とは

- 前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン (特別管理産業廃棄物にあっては 50 トン)以上である事業場を設置している事業者 (中間処理業者を除く)である。
- 建設業の場合、事業場とは区域内の作業所(現場)を総括的に管理している支店等が該当する。

(2) 産業廃棄物処理計画・実施状況報告

- 事業場ごとに産業廃棄物の減量等に関する処理計画をその事業場のある都道府県知事等へ提出 することを義務付けている(法第12条第9項等)。
- 都道府県知事等に 6 月 30 日までに、廃棄物処理計画書を提出(産業廃棄物と特別管理産業廃棄物で別々に作成)し、翌年の 6 月 30 日までに計画書に対する実施状況報告書を提出しなければならない。

継続して多量排出事業者に該当した場合は、実施状況報告書だけではなく、その年の廃棄物処理計画書の提出も必要となる。

法定様式 (施行規則)

様式第2号の8 産業廃棄物処理計画書

様式第2号の9 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

様式第2号の13 特別管理産業廃棄物処理計画書

様式第2号の14 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

- 多量排出事業者の処理計画と実施状況の報告は、都道府県知事等により1年間インターネット の利用により公表される。
- 多量排出事業者処理計画を提出せず、又は計画の実施状況の報告をしなかった者は 20 万円以下の過料の対象となる。

参考 URL

「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル(第3版)」 平成31年2月

https://www.env.go.jp/recycle/taryou_manyuaru.pdf

平成 31 年 3 月 29 日「産業廃棄物管理票交付等状況報告書等の様式の統一等について」(環循規発第 1903293

号)https://www.env.go.jp/hourei/11/000651.html

1.2 環境法令の概要

1.2.1 資源有効利用促進法

Point

■元請業者は、一定規模以上の工事について再生資源利用計画、再生資源利用促進計画を作成し、 発注者に提出しその内容を説明し、計画を公衆の見やすい場所に掲示するとともに、実施状 況を把握し、5年間保存しなければならない。

(1) 主旨及び解説

- 正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」という。
- 資源の有効な利用を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、副産物の 発生の抑制並びに再生資源の利用の促進に関する措置を講ずることを目的としている。
- この法律では、10 業種 69 品目について、7 つに分類しそれぞれに対して、廃棄物の発生抑制(リ デュース) や部品等の再使用(リユース)、使用済み製品の再資源化(リサイクル)を求めてい る。
- 管轄省庁は環境省、経済産業省、国土交通省 他である。

(2) 対象要件

資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事

再生資源利用計画書((実施書)	再生資源利用促進計画書(実施書)		
次のいずれか1つでも満たす	建設資材を搬入	次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬		
する建設工事		出する建設工事		
・建設発生土	500m³以上	・建設発生土 500m³以上		
・砕石	500 t 以上	・コンクリート塊、アスファルト、コンクリ	_	
・加熱アスファルト混合物	200 t 以上	ト塊、建設発生木材の合計 200 t 以上		

- ・計画事項は定められているが、様式は法定されていない。
- ・公共工事では発注機関が様式を指定している。

(2) 重要な規定及び罰則

<建設工事における事業者等の責務>

● 建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。(第4条第1項)

● 建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。(第4条第2項)

<再生資源利用計画、再生資源利用促進計画>

● 元請業者は、一定規模以上の工事について再生資源利用計画、再生資源利用促進計画を作成し、発注者に提出しその内容を説明し、計画を公衆の見やすい場所に掲示するとともに、実施状況を把握して、発注者から請求があった場合は報告し、工事完成日から5年を経過する日まで保存することが義務付けられている。(再生資源利用省令第8条、指定副産物利用促進省令第7条)

< 間間>

- 再生資源の利用、再生資源の利用の促進が著しく不十分であると認める場合、その事業年度における建設工事の施工金額が25億円以上である特定再利用事業者、指定副産物事業者は、国土交通大臣による勧告及び命令の対象となる。
- 命令違反の場合は50万円以下の罰金の対象となる。
- (3) 建設発生土に対する規制強化
- 静岡県熱海市での盛土崩落・土石流被害を受け改正された「宅地造成及び特定盛土等規制法」 (盛土規制法)の施行に伴い、資源有効利用促進法における建設発生土の規制が強化される。
- 対象となるのは、「建設発生土を 500 m³以上搬入又は搬出する建設工事」で、規制強化の概要 は下記のとおり。

<適正な搬出先への確実な搬出>

- 元請業者は事前に当該工事の搬出先が盛土規制法の許可地であるか等を確認し、結果を再生資源利用促進計画の添付資料(チェックリスト)として現場掲示。
- 元請業者は搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認、受領書の写しを 5 年間保存 (R5.5 施行)。
- 元請業者は搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合(搬出先が以下の①②③の場合を除く)には、上記と同様に最終搬出先まで確認した書面を作成し、5年間保存(R6.6施行)。
- ① 国又は地方公共団体が管理する場所その他公共性のある場所
- ② 他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
- ③ ストックヤードのうち国土交通大臣の登録を受けた場所
- ストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設(R5.5 施行)

<土壌汚染対策法への対応>

● 元請業者は発注者の土壌汚染対策法の手続き状況を確認、確認結果を現場掲示。

参考 URL

再生資源利用[促進]計画様式(建設リサイクル報告様式兼用)現場掲示対応版 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

1.2.2 建設リサイクル法

Point

- 工事受注者は、特定建設資材を用いた一定規模以上の建設工事において、分別解体等と再資源 化等を実施しなければならない。
- 発注者は対象建設工事の届出を行わなければならない。
- 元請業者は届出に必要な事項等を発注者に書面で説明し、再資源化等の完了を書面で報告しなければならない。
- ■請負契約書には、建設リサイクル法で定められた事項も記載しなければならない。

(1) 主旨及び解説

- 正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」という。
- ●特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることを目的としている。
- 管轄省庁は国土交通省、環境省 他である。

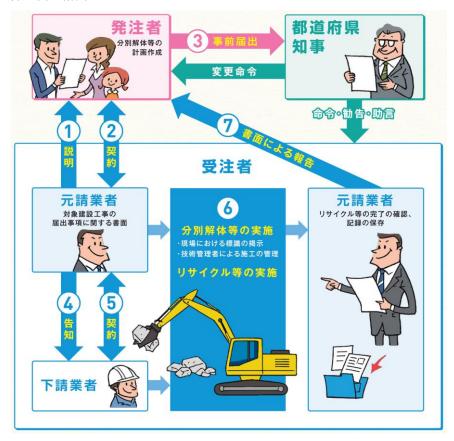
(2) 対象要件

- 建設廃棄物のうち、「コンクリート」、「コンクリート及び鉄から成る建設資材」、「木材」、「ア スファルト・コンクリート」の4種を特定建設資材として指定している。
- 一定の規模以上(下表参照)の建設工事から排出される特定建設資材の分別解体等と再資源化等を義務付けている。(法第9条、第16条)

建設リサイクル法の対象となる工事

工事の種類	規模の基準		
建築物の解体	延べ床面積	80 ㎡以上	
建築物の新築・増築	延べ床面積	500 ㎡以上	
建築物の修繕・模様替等(リフォーム)	請負金額(税込み)	1 億円以上	
その他の工作物に関する工事(土木工事等)	請負金額(税込み)	500 万円以上	

(3) 重要な規定及び罰則



出典:「建設リサイクル法リーフレット」環境省 https://www.env.go.jp/recycle/build/build-leaflet-update.pdf

① 発注者へ書面で説明(法第12条)

● 元請業者は対象の工事を行う前に建物の構造や工事計画、特定建設資材の再資源化の方法について、発注者に書面で説明をしなければならない。

② 発注者と元請業者の契約

● 発注者と元請業者は工事内容について契約を結ぶ。請負契約書には、下記の事項を明記する必要がある。

<契約書記載事項>

・分別解体等の方法

- ・解体工事に要する費用
- ・再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要する費用

③ 都道府県知事への事前届出の提出(法第10条)

● 発注者は①の説明をもとに都道府県知事へ工事着手の7日前までに事前届出を提出しなければ ならない。

- ただし、この提出は委任状により代理が行うこともでき、元請業者が代理で届出を提出することが可能である。
- この届出を行わなかった、又は虚偽の届出をした場合、発注者が 20 万円以下の罰金の対象となる(法第 51 条)。

変更命令(法第50条)

- 事前届出の内容について問題点があった場合、都道府県知事は内容の変更命令を出すことができる。
- 変更命令に違反した場合、30万円以下の罰金の対象となる。

④ 下請業者への告知(法第12条第3項)

● 元請業者は受注した工事の一部又は全部を他の業者へ下請けさせる場合には、事前届出の内容 について告知を行わなければならない。

⑤ 元請業者と下請業者の契約

● 元請業者は下請けをさせる場合、④の告知の上で、下請業者と契約を結ぶ。この契約書にも②<契約書記載事項>の内容を明記する。

⑥ 工事の施工(法第9条、第16条等)

- 対象建設工事受注者は定められた手順と施工方法により分別解体等を実施し、特定建設資材の 再資源化等を行う。
- 分別解体や特定建設資材の再資源化を行わなかった場合、都道府県知事から改善命令が出される場合があり、その命令に違反すると50万円以下の罰金(法第49条)の対象となる。

(7) 発注者への報告(法第18条)

- 元請業者は工事に伴って排出された特定建設資材について再資源化等が完了したときは、その 旨を発注者へ書面で報告する。また、再資源化等の実施状況について記録し保存を行う。
- 再資源化等の実施状況について記録・保存をしなかった、又は虚偽の記録をした場合 10 万円 以下の過料の対象となる(法第53条)。

その他

● 建設リサイクル法では建設業の許可によらずに解体工事業を営む者(500万円未満の解体工事)の都道府県知事への登録制度についても定められている。

参考 URL

国土交通省 建設リサイクル法 届出様式集

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0303/page_030305format.htm 国土交通省 建設リサイクル法 届出先・問い合わせ先

 $\frac{\text{https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0303/page_030306reference.htm}}{国土交通省 建設リサイクル法 Q&A}$

 $\underline{\text{https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0303/page_030308faq.htm}}$

1.2.3 家電リサイクル法

Point

- 建築物解体時の残置物である家電リサイクル法対象製品は、所有者(発注者)に処理責任がある。 事前に発注者に家電リサイクル法に則した廃棄を依頼する。
- ■家電リサイクル法の対象となるエアコンの交換等において、元請業者または下請業者が小売業者に該当する場合、廃棄するエアコンについて、小売業者に該当する者が当事者として家電リサイクル券を運用し、指定引取場所に運搬するか、許可のある収集運搬業者に指定引取場所までの運搬を委託する。

(1) 主旨及び解説

- 正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」という。
- ●特定家庭用機器の小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬、再商品 化等に関し、適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、廃棄物の減量及び再生 資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを 目的としている。
- 管轄省庁は経済産業省、環境省である。

(2) 対象要件

● 廃家電4品目(家庭用機器)が対象となる。

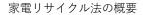
家電リサイクル法の対象製品(廃家電4品目)

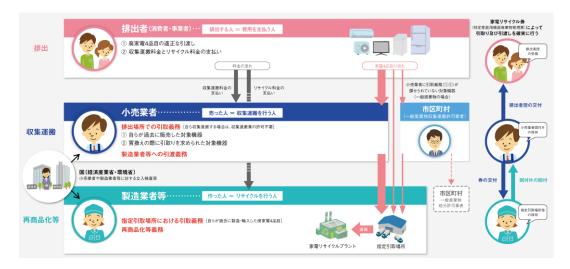


出典:「家電リサイクル法[担当者向けガイドブック 2021]経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/guidebook2021.pdf

- 排出者に対して適正排出と費用負担(収集運搬料金とリサイクル料金)を求めている。
- ◆ 小売業者に対して、排出者からの引取り及び製造業者等への引渡しの義務を課し、製造業者等 に対して指定引取場所における引取り及び再商品化等の義務を課している。

(3) 重要な規定及び罰則





出典:「家電リサイクル法[担当者向けガイドブック 2021]経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/guidebook2021.pdf

<所有者による処理>

- 建築物解体時の残置物である家電リサイクル法対象製品は、所有者(発注者)に処理責任がある。このため、事前に発注者に家電リサイクル法に則した廃棄を依頼する。
- 排出者は対象機器を廃棄する場合、郵便局又はその機器の販売店でリサイクル費用を負担し、 リサイクル券を運用する。廃家電の処理については、販売店等に回収を委託するか、指定の場 所まで自ら持ち込んで引渡す。回収から委託する場合には別途運搬費が発生する場合もある。

<事務所に設置されている対象機器>

- 家電リサイクル法の対象機器は、事務所や事業所に設置されている場合は産業廃棄物に該当するが、家電リサイクル法に従って処理することが原則となる。
- 家電リサイクル券を運用することをもって、産業廃棄物処理委託契約書の締結、マニフェストの交付は不要となる。

<小売業者に該当する場合>

- 家電リサイクル法の対象となるエアコンの交換等においては、元請業者または下請業者が小売業者に該当する場合がある。
- 小売業者は、①自らが過去に販売した対象機器、②買換えの際に引取りを求められた対象機器 を排出場所で引取り、製造業者等へ引き渡す義務がある。

● 自ら運搬する場合は収集運搬業の許可は不要である。小売業者に該当する者は当事者として家 電リサイクル券を運用し、指定引取場所に運搬する。

<小売業者以外による運搬>

● 小売業者以外が廃家電4品目を運搬するには、委託運搬による必要がある。

家電リサイクル券を運用した指定引取場所までの運搬

	一般廃棄物である特定家電			産業廃棄物である特定家電		
	許可	委託契約	マニフェスト	許可	委託契約	マニフェスト
小売業者の 運搬	不要	不要	不要	不要	不要	不要
小売業者から 委託を受けた 運搬	一般廃棄物収集 運搬業許可また は産業廃棄物収 集運搬業許可	望ましい	不要	一般廃棄物収集 運搬業許可また は産業廃棄物収 集運搬業許可	望ましい	不要
小売業者以外 から委託を受 けた運搬	一般廃棄物 収集運搬業許可	不要	不要	産業廃棄物 収集運搬業許可	要	要

<対象機器のリサイクル・処分>

- 廃家電4品目は、指定引取場所に持ち込まれ、家電リサイクルプラントでリサイクルされる必要がある。
- 家電4品目の処分方法については、環境大臣告示により特別な処分方法が定められており、この方法により再生又は処分を行う産業廃棄物処分許可業者のみ、廃棄物処理法に基づく再生又は処分を行うことができる。
- 違法な回収業者等や不適切にリユース品として引き渡すことは、家電リサイクル法違反や廃棄物処理法違反に該当する。

参考 URL

経済産業省 家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/index.html

一般財団法人 家電製品協会

https://www.aeha-kadenrecycle.com/

環境省 建築物の解体時等における残置物の取扱いについて (通知)

https://www.env.go.jp/content/900479535.pdf

使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について(通知)

https://www.env.go.jp/press/files/jp/19506.pdf

1.2.4 フロン排出抑制法

Point

- 第一種特定製品の管理者・所有者には、点検実施や、廃棄時に第一種フロン類充填回収業者へフロン類を引渡す義務がある。引取証明書(原本)や点検・整備の記録簿等を、3年間保存しなければならない。
- 建築物等の解体等工事を請け負う者は、第一種特定製品の設置の有無の事前確認し、事前 確認結果を発注者へ書面で説明(書面交付、保存)し、行程管理票を運用する義務がある。
- ■フロン回収後の機器本体は、廃棄物処理法に基づき適切な処理委託を行う。

(1) 主旨及び解説

- 正式名称は「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」という。
- オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための措置等を講じこと等を定めている。
- 管轄省庁は環境省、経済産業省 他である。

(2) 対象要件

● 対象となる機器は、第一種特定製品である業務用の冷凍空調機器であって、冷媒としてフロン 類が充塡されているものである。

第一種特定製品

業務用冷凍空調機器 業務用空調機器 冷凍冷蔵 ショーケース 定置型冷凍冷蔵 ターボ式冷凍機 等

出典:「充塡回収業者・引渡受託者・解体工事元請業者・引取等実施者等に関する運用の手引き」 第3版(令和3年4月)環境省 経済産業省

https://www.env.go.jp/earth/furon/files/r03_tebiki_operator_rev3.pdf

- この他、ブルドーザー、フォークリフト等の建設・鉱山機械の空調も、第一種特定製品に該当 する。
- 平成 14 年 4 月以降に販売された機器には表示義務があり、第一種特定製品であること、フロンの種類、量などが記載されている。

● 家庭用の天井カセットエアコンが過去に発売されており、これは法令上家電リサイクル法、フロン排出抑制法のどちらにも対象にならない。このようなものに関しては、フロン排出抑制法に準じて処理することが望ましい。

(3) 重要な規定及び罰則

● 建設工事においては、工事に使用する建設機械の空調製品については「管理者」の立場で義務 を実施することと、建築物に設置されている第一種特定製品を解体・撤去する際には「建設・ 解体業者」の立場で義務を実施することが必要となる。

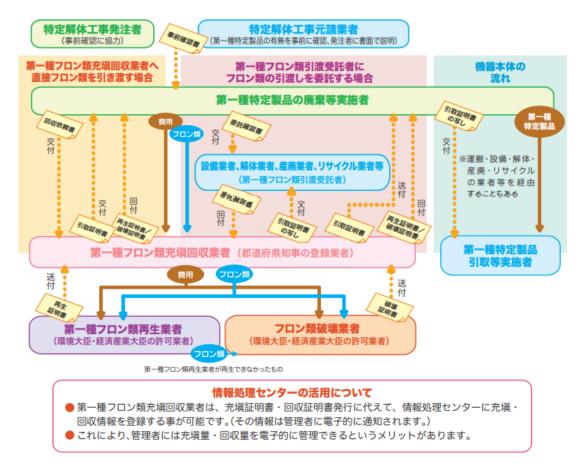
<第一種特定製品の管理者の義務>

- 平常時に3ヶ月に1回以上の点検を行わなければならない。
- 定格出力が 7.5kw 以上の機器については、3 年に1 回又は1 年に1 回以上、専門知識を有する者による定期点検を実施しなければならない。
- 点検等によって、冷媒の漏えいが確認された場合、修理などの漏えい防止措置を行うまでは、 原則としてフロン類の充填が禁止されている。
- 追加充填した総量からみなされる算定漏えい量が、法人単位で年度内に 1,000 t −CO 2 以上であった場合、算定漏えい量について事業を所管する大臣に対して翌年度の 7 月末までに報告することも定められている。

<第一種特定製品の廃棄時の対応>

- フロン類自体は気体であるため、廃棄物処理法の対象外となる。対象の機器を廃棄する際は、 機器内に充填されているフロン類はフロン排出抑制法に基づいて適切に破壊又は再生されるように専門業者へ委託する。
- フロン回収後の機器本体は廃棄物処理法に基づく適切な処理委託を行う。
- 機器の所有者の実施事項
 - ・機器内に充填されているフロン類をフロン排出抑制法に基づいて適切に破壊又は再生されるように、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者へのフロン類を引渡す(第41条)。
 - ・引取証明書(原本)を保存(3年間)(第45条)する。
 - ・引取証明書の写しを交付(第 45 条の 2)し、点検・整備の記録簿を保存(廃棄後 3 年間) (第 16 条)する。
- 建築物等の解体等工事を請け負う者の実施事項
 - ・第一種特定製品の設置の有無を事前確認(第42条)する。
 - ・事前確認結果の発注者へ説明(書面交付)し、保存(第42条)する。

- ・行程管理票を運用(回付・保存)(第43条)する。
- フロン類をみだり放出した場合は1 年以下の懲役又は50 万円以下の罰金の対象となる。
- 機器廃棄時のフロン類の引渡し義務違反は50万円以下の罰金の対象となる。
- 行程管理票の未交付・未回付・未保存等は30万円以下の罰金の対象となる。



出典:「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」パンフレット(2021 年 7 月版) 環境省 経済産業省 国土交通省

https://www.env.go.jp/earth/furon/files/int_01-16_201911.pdf

参考 URL

フロン排出抑制法ポートタルサイト 環境省・経済産業省 https://www.env.go.jp/earth/furon/

1.2.5 PCB 特別措置法

Point

- P C B 廃棄物等の保管事業者は、都道府県知事等に届出のうえ、適正に保管し、自らの責任で 定められた期間内に確実・適正に処理する。
- PCB 廃棄物の譲渡し及び譲受けは、原則禁止されている。
- ■高濃度 PCB 廃棄物は JESCO で、低濃度 PCB 廃棄物は無害化処理認定施設及び都道府県 知事等が許可する施設で処分する。

(1) 主旨及び解説

- 正式名称は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」という。
- PCB廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、PCB廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することで、その確実かつ適正な処理を推進することを目的としている。
- 管轄省庁は環境省、経済産業省である。

(2) 対象要件

- PCBとはポリ塩化ビフェニルの略称である。
- PCBは無味無臭無色の油状の液体であり、耐熱性・粘着性・不燃性・電気絶縁性に優れ、化 学的にも非常に安定していることから、トランス・コンデンサなどの電気機器に絶縁油として 使用されてきた。
- PCBは分解されにくく、人体に入ると体内に蓄積され、皮膚障害や内臓障害、ホルモン異常を引き起こす。現在は新たな製造が禁止されている。
- PCB 廃棄物は、廃棄物処理法で特別管理産業廃棄物に区分される。

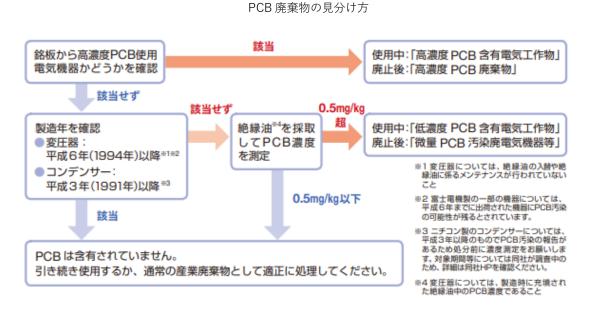
高濃度 PCB 廃棄物 (PCB が使用され代表的な電気機器等)



低濃度 PCB 廃棄物

● 微量 PCB 汚染廃電気機器等(PCB を使用していないとする電気機器等であって、数 ppm から数十 ppm 程度の PCB に汚染された絶縁油を含むもの)および低濃度の PCB に汚染されたと判別した廃棄物。

出典:「ポリ塩化ビフェニル (PCB) 使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて」環境省 経済産業省 https://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb-pamph/full8rr.pdf



出典:「ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて」 環境省 https://www.env.go.jp/content/900535227.pdf

(3) 重要な規定及び罰則

● PCB 特別措置法では、保管事業者や国などの関係者の責務、環境大臣や都道府県等が定める処理計画、保管事業者等による各種届出、譲渡などの制限、都道府県知事等による保管・処分状況の公表、期間内の処分等について定めている。

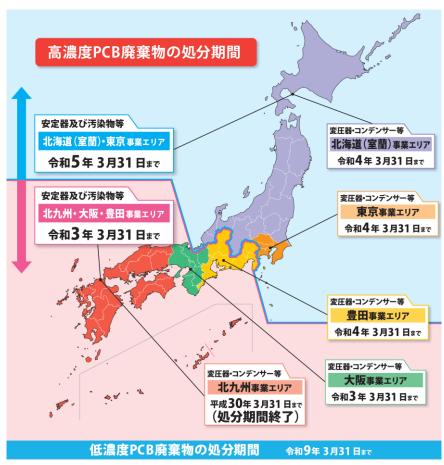
<保管事業者の責務>

- PCB廃棄物等の保管事業者は、都道府県等に届出のうえを適正に保管し、自らの責任で期間 内に確実・適正に処理しなければならない。
- PCB廃棄物は、解体等工事から排出された場合でも処理責任は元請業者ではなく保管事業者 にある。

● PCB 廃棄物の譲渡し及び譲受けは、地方公共団体に譲り渡す場合や特別管理産業廃棄物に係る 許可を得た収集運搬業者又は処分業者に委託する場合等を除いて原則禁止されており、これに 違反すると3 年以下の懲役もしくは1,000 万円以下の罰金または併料の対象となる。

<処分方法>

- 高濃度 PCB 廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)による処分のみが認められている。
- 低濃度 PCB 廃棄物については環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が 許可する施設で処分する。
- 処分期限はPCB廃棄物の種類や地域により異なるが、高濃度PCB廃棄物については、すべての地域で、既に処分期間は終了している。



出典:「ポリ塩化ビフェニル (PCB) 使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて」環境省 経済産業省 https://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb-pamph/full8rr.pdf

参考 URL

PCB 早期処理情報サイト 環境省 http://pcb-soukishori.env.go.jp/

1.2.6 大気汚染防止法 (解体等工事・特定粉じん排出等作業)

Point

- ■元請業者は、建築物等を解体し、改造し、または補修する作業を伴う建設工事を行う際は、石 綿の使用状況を調査(事前調査)し、調査結果を発注者へ説明、対象工事の電子報告を実施す る。
- ■特定工事の場合は、作業計画を立案し、作業基準を遵守し、除去等工事における飛散防止対策 を実施する。除去等完了を確認のうえ、実施結果を発注者へ報告する。
- ■元請業者は事前調査結果を記録し、特定工事の除去等作業記録を取りまとめ、3年間保存する。 また、発注者への説明・報告書面も3年間保存する。

(1) 主旨及び解説

- 略称は大防法という。
- ◆ 大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、大気汚染に関して人の健康に被害が生じた場合の事業者の損害賠償責任について定めることにより、被害者保護を図ることを目的としており、建築物等の解体等に伴うばい煙、粉じんの排出等について規制している。
- 管轄省庁は環境省である。

(2) 対象要件

- 石綿を「特定粉じん」、石綿含有建材は「特定建築材料」、石綿含有建材の除去等作業を「特定 粉じん排出等作業を伴う建設工事」(特定工事)として規制している。
- 石綿(アスベスト)は、繊維状の鉱物で、優れた性能で主に建材に使用されてきたが、その粉 じんを吸引することにより、肺がんや中皮腫等の重篤な健康障害を引き起こすおそれがあり、 現在は、石綿含有製品の製造、輸入、使用等は全面的に禁止されている。
- 2006 年9月以降着工の建築物等には建材での使用はないが、既存建築物には相当量の石綿含有 建材が現在も使用され続けている。石綿を含む建築物等の解体や改修のピークは、2030 年頃と も推計されている。
- 石綿則と同様に石綿含有建材の除去等の作業への規制であり、周辺環境の保護・保全を目的と しており、実施義務の主体は主に元請業者となっている。
- 石綿はいろいろな用途に合わせ、さまざまな建材に使用されている。石綿含有建材はその飛散性の観点から現行の法規制などとの整合性も高い「レベル1~3」の建材として便宜的に分類され、一般にこの分類が活用されている。

● 2020 年の法改正により、レベル 3 (石綿含有成形板等)を含む、全ての石綿含有建材に規制対象が拡大された。

建材の種類などによるレベル分類

建材の	石綿含有吹付け材	石綿含有保温材等	石綿含有成形板等	石綿含有
種類	(レベル1)	(レベル2)	(レベル3)	仕上塗材
対応石	①吹付け石綿	【石綿含有耐火被覆材】	①外壁·軒天	①建築用仕上塗
綿含有	②石綿含有吹付けロックウール(乾式)	①耐火被覆板	スレートボード、スレート波板、	材(吹付けバー
材	③湿式石綿吹付け材(石綿含有吹付け口	②けい酸カルシウム板第	窯業系サイディング、押出成	ミキュライト、吹
1/3	ックウール(湿式))	2種	形セメント板、けい酸カルシウ	付けパーライトは
	④石綿含有吹付けバーミキュライト	【石綿含有断熱材】	ム板第1種	除()
	⑤石綿含有吹付けパーライト	①屋根用折板裏石綿断	②屋根	②建築用下地調
		熱材	スレート波板、住宅屋根用化	整塗材 ^{注)}
		②煙突用石綿断熱材	粧スレート	
		【石綿含有保温材】	③内壁·天井	
		①石綿保温材	スレートボード、スラグせっこう	
		②けいそう土保温材	板、パーライト板、パルプセメン	
		③石綿含有けい酸カルシ	ト板、けい酸カルシウム板第1	
		ウム保温材	種、せっこうボード、ロックウール	
		④バーミキュライト保温材	吸音天井板、ソフト巾木	
		⑤パーライト保温材	④床	
		⑥不定形保温材	ビニル床タイル、長尺塩ビシー	
		(水練り保温材)	ト、フリーアクセスフロア材	
		3550 000000 000000000000000000000000000	⑤煙突	
			セメント円筒	
			⑥その他	
			セメント管、ジョイントシート、	
			紡織品、パッキン	
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い	比較的低い
具体的	①建築基準法の耐火建築物(3階建以	①ボイラ本体及びその配	①建築物の天井、壁、床等に	①建築物の外壁に
な使用	上の鉄骨構造の建築物、床面積の合計が	管、空調ダクト等の保温	石綿含有成形板、ビニル床タ	仕上塗材が塗られ
箇所の	200m2 以上の鉄骨構造の建築物等)な	材として、石綿保温材、	イル等を張り付けている。	ている。
例	どの鉄骨、はり、柱等に、石綿とセメントの合	石綿含有けい酸カルシウ	②屋根材として石綿スレート	②内装仕上げに仕
	剤を吹付けて所定の被膜を形成させ、耐火	ム保温材等を張り付けて	等を用いている。	上塗材が塗られて
	被膜用として使われている。昭和 38	いる。	③煙突や上下水道管に石綿	いる。
	(1963) 年頃から昭和 50 (1975) 年	②建築物の柱、はり、壁	セメント円筒や石綿セメント管	③建築用仕上塗
	初頭までの建築物に多い。特に柱、エレベー	等に耐火被覆材として、	が使用されている。	材を施工する際、
	ター周りでは、昭和 63 (1988) 年頃ま	石綿耐火被覆板、石綿	④ダクトや配管のつなぎ部にジ	建築用下地調整
	で、石綿含有吹付け材が使用されている場	含有けい酸カルシウム板	ョイントシート(シール材)や	塗材を使用してい
	合がある。	第2種を張り付けてい	石綿紡織品、パッキンなどが	る。
	②ビルの機械室、ボイラ室等の天井、壁又	る。	使用されている。	
	はビル以外の建築物(体育館、講堂、温	③断熱材として、屋根用		
	泉の建物、工場、学校等)の天井、壁に、	折板裏断熱材、煙突用		
	石綿とセメントの合剤を 吹付けて所定の被	断熱材を使用している。		
	膜を形成させ、吸音、結露防止(断熱			
	用)として使われている。昭和 31			
	(1956) 年頃から昭和 50 (1975) 年			
	初頭までの建築物が多い。			

注)石綿を含有する建築用下地調整塗材は、法令上は石綿含有成形板等の作業基準が適用されるが、本マニュアルでは仕上塗 材として区分する。

出典:「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」 厚生労働省・環境省(令和3年3月) https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

(3) 重要な規定及び罰則

● 2020 年の法改正により、事前調査方法の法定化や作業記録の作成・保存等、石綿則の規制内容 との整合性が図られた。

① 解体等工事に係る調査(法第18条の15)

- 建築物等を解体し、改造し、または補修する作業を伴う建設工事を行う際は、元請業者が石綿 の使用状況の調査を実施。
- 建築物石綿含有建材調査者講習修了者等による事前調査(令和5年10月1日から)。
- 元請業者は発注者に事前調査結果を書面により説明、説明書面を3年間保存。
- 元請業者は事前調査結果の記録を3年間保存。
- 対象工事の事前調査結果について、都道府県知事等へ電子報告。
- 特定工事に該当する場合、下請負人に説明。
- 事前調査結果は現場に掲示、記録の写しを備え置き。

② 届出(法第18条の17)

- 事前調査の結果、届出対象特定工事(レベル1・2)に該当する場合、工事の発注者による特 定粉じん排出等作業の実施の届出。
- 未届、虚偽の届出は3か月以下の懲役又は30万円以下の罰則の対象。

③ 特定工事における作業基準の遵守(第18条の14、第18条の19、第18条の20)

● 作業計画の作成、作業方法等掲示、作業記録、作業が適切に行われていることの確認、隔離解除前の除去等完了確認。作業の種類に応じ、隔離措置・湿潤化等の飛散防止措置の実施。

④ 作業結果の報告等(法第18条の23)

- 元請業者による発注者への書面による除去作業完了報告・保存(3年間)。
- 元請業者による特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存(3年間)。
- 各自治体では、条例等により法規制以上の対応を求めている場合もあるため、確認が必要。

参考 URL

環境省 石綿飛散防止リーフレット https://www.env.go.jp/content/000066248.pdf

1.2.7 石綿障害予防規則

Point

- ■事業者は、建築物、工作物の解体又は改修の作業を行うときは、あらかじめ、解体等対象建築 物等について、石綿等の使用の有無を調査(事前調査)し、対象工事の電子報告を実施する。
- ■事業者は、石綿使用建築物等解体等作業において、作業計画を作成し、作業の種類に応じ、隔離措置・湿潤化等のばく露防止措置を実施する。
- ■事業者は、石綿使用建築物等解体等作業において、石綿作業主任者を選任し、作業者に対する 特別教育を実施し、適正な呼吸用保護具等を使用させる。
- ■事業者は事前調査結果を記録し、作業計画による写真を含めた作業記録を作成し、3 年間保存する。労働者ごとの作業記録は40 年間保存する。

(1) 主旨及び解説

- 略称は石綿則という。
- 石綿による健康障害予防対策の一層の推進のため、建築物等の解体等作業における石綿ばく露防止対策等についての基準を示した厚生労働省令。労働安全衛生法(安衛法)第22条(事業者の講ずべき措置等)の細則に位置づけられる。
- 安衛法は、職場における労働者の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成の促進を目的とする法律である。
- 管轄省庁は厚生労働省である。

(2) 対象要件

- 安衛法では、石綿等を「石綿若しくは石綿をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有する製剤 その他の物」と定義している。
- 安衛法、石綿則は、労働者保護を目的として規制が定められており、実施義務者は基本的に労働者を雇用している事業主である。

(3) 重要な規定及び罰則

● 石綿等の製造等の禁止等、作業主任者の選任や健康障害を防止するために必要な措置、計画の 届出等について規定している。建築物等の解体等作業における主な規制は下記のとおりであ る。

① 事前調査(石綿則第3条)

- 事業者は、建築物、工作物の解体又は改修の作業を行うときは、あらかじめ、解体等対象建築物等について、石綿等の使用の有無を調査。
- 建築物石綿含有建材調査者講習修了者等による事前調査(令和5年10月1日から)。
- 事業者は事前調査結果の記録を3年間保存。
- 事前調査結果は現場に掲示、記録の写しを備え置き。
- ② 石綿使用建築物等解体等作業の作業計画の作成(石綿則第4条)

③事前調査結果の報告(石綿則第4条の2)

- 対象工事の事前調査結果について、所管労働基準監督署長へ電子報告。
- ④ 建設工事計画届(安衛法第88条第3項)
- 事前調査の結果、レベル1・2の除去等作業に該当する場合、事業者は労働基準監督署に計画 を届出。
- 未届、虚偽の届出は、50万円以下の罰金の対象。(安衛法第120条第1項)
- ⑤ 除去等に係る措置(石綿則第6条、6条の2、第6条の3、第7条、第13条)
- 石綿除去等作業の種類に応じ、隔離措置・湿潤化等のばく露防止措置の実施。
- 隔離解除前の除去完了確認。
- ⑥ 適正な呼吸用保護具等の使用(石綿則第14条)
- ⑦ 石綿作業主任者の選任(石綿則第19条)
- ⑧ 作業者に対する特別教育の実施(石綿則第27条)
- ⑨ 石綿等取り扱い作業場の掲示(石綿則第34条)
- ⑩ 作業記録の作成・保存(石綿則第35条)
- 労働者ごとの作業の記録・保存(40年間)
- 作業計画による写真を含めた作業の記録・保存(3年間)
- ① 石綿健康診断の実施(石綿則第40条)

参考 URL

厚生労働省 石綿総合情報ポータルサイト https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/

1.2.8 労働安全衛生規則(がん原性物質関係)

Point

■事業者は、がん原性物質を取扱う業務に従事する労働者のばく露状況や取扱業務について、 一年を超えない期間ごとに一回、定期に、記録を作成し、30年間保存しなければならない。

(1) 主旨及び解説

- 労働安全衛生規則(安衛則)第577条の2では、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う(以下、「製造又は取扱」という。)事業場における、ばく露程度の低減等について規定しており、安衛則第577条の2第3項において、がん原性物質取扱業務の記録の作成、保存等が定められている(令和5年4月1日施行)。
- 安衛法は、職場における労働者の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成の促進を目的とする法律である。安衛則は詳細事項を定めた厚生労働省令である。
- 管轄省庁は厚生労働省である。

(2) 対象要件

- 安衛法第57条の3に基づき、リスクアセスメントの実施が義務付けられているリスクアセスメント対象物(安衛則第34条の2の7第1項第1号。令和5年4月1日時点で674物質)のうち、発がん性の区分が区分1に該当する物(がん原性物質)(令和4年厚生労働省告示第371号)が対象となる。
- 令和5年4月1日から適用されるがん原性物質は約120物質、令和6年4月1日から適用されるがん原性物質は約80物質である。

<適用除外>

- ・エタノール、特別管理物質(特定化学物質障害予防規則(以下、「特化則」という。)第 38 条の 3)、がん原性物質を臨時に取り扱う場合は除外となる。
- ・特別管理物質は、特化則において作業記録簿等の30年間保存がすでに規定されており、二重規制を避けるため、対象から除外されている。
- ・「臨時に取り扱う場合」とは、事業場において通常の作業工程の一部又は全部として行っている業務以外の業務で、一時的必要に応じて当該物質を取り扱い、繰り返されない業務に従事する場合である。通常の作業工程においてがん原性物質を取り扱う場合は、物質を取り扱う時間が短時間であっても、又は取扱いの頻度が低くても対象となる。
- 建設業においては、建材としてがん原性物質を取り扱う場合がある。
- 実施義務者は基本的に労働者を雇用している事業主である。

(3) 重要な規定及び罰則

● 事業者は、リスクアセスメント対象物を製造又は取扱う事業場において、リスクアセスメント の結果等に基づき、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずることにより、対象物 に労働者がばく露される程度を最小限度にしなければならない。

<必要な措置の例>

代替物の使用、発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働、作業の方法の改善、有効な呼吸用保護具を使用させること等である。

- 事業者は、上記の講じた措置について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けなければな らない。
- 事業者は、下記の通り、一年を超えない期間ごとに一回、定期に、記録を作成し、保存しなければならない。

	27.4FAC	リスクアセスメント対象物			
	記録事項		がん原性物質		
1	リスクアセスメントの結果等に基づき講じた措置の状況	0/3	年間保存		
2	製造又は取り扱う業務に従事する労働者のばく露の状況	○/3年間保存	○/30 年間保存		
3	労働者の氏名				
	従事した作業の概要				
	作業に従事した期間	×	○/30 年間保存		
	がん原性物質により著しく汚染される事態が生じたとき				
	はその概要、事業者が講じた応急の措置の概要				
4	関係労働者の意見の聴取状況	0/3	年間保存		

• ①④については、対象物を製造又は取扱う業務に従事する労働者に周知する。

<周知方法>(次のいずれか)

- ・製造又は取扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付ける。
- ・書面を、製造又は取扱う業務に従事する労働者に交付する。
- ・磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、製造又は取扱う各作業場に、業 務に従事する労働者が常時確認できる機器を設置する。
- リスクアセスメントについては、罰則は設けられていないが、実施すべき要件に該当する場合 に実施していなければ法律違反になり、労働基準監督署の行政指導の対象となる。

参考 URL

厚生労働省 報道発表 令和 4 年 12 月 26 日 労働安全衛生規則に基づき作業記録等の 30 年間保存が必要 ながん原性物質を定める告示を行いました

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29998.html

厚生労働省 職場における化学物質対策について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03.html 厚生労働省 化学物質のリスクアセスメント実施支援

 $\underline{\text{https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm}}$

1.2.9 土壤汚染対策法

Point

- ■3,000 m以上の土地の形質の変更をする場合等、発注者は都道府県知事等に 30 日前までに届出をしなければならない。
- ■都道府県知事等の土壌汚染状況調査の実施命令があった場合、土地の所有者等は、汚染除去等計画を作成し、確認を受けた汚染除去等計画に従った汚染の除去等の措置を実施し、報告する。
- ■要措置区域では、土地の形質の変更は原則禁止となる。要措置区域等内から汚染土壌を搬出する場合は、都道府県知事等へ届出のうえ、汚染土壌処理業者(許可業者)へ委託し、汚染土壌運搬基準を遵守し、法定の管理票を運用しなければならない。
- ■形質変更時要届出区域の場合、土地の形質の変更をしようとする者(発注者)は、都道府県知事等に届出をしなければならない。

(1) 主旨及び解説

- 土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る 被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保 護することを目的としている。
- 管轄省庁は環境省である。

(2) 対象要件

- 土壌汚染とは、有害な物質によって汚染された状態をいい、人間の活動に伴って生じた汚染だけではなく、自然由来で汚染されているものも含まれる。
- 土壌や地下水に含まれることが原因で人の健康に被害を生ずるおそれがある有害物質(特定有害物質)として施行令で 26 物質が指定されている。
- ●地下水等経由の摂取リスクの観点から、すべての特定有害物質について土壌溶出量基準が、直接摂取リスクの観点から特定有害物質のうち9物質について土壌含有量基準が設定されている。

(3) 重要な規定及び罰則

- 土壌汚染を見つけ(調査のきっかけ及び方法)、公に知らせ(区域の指定及び公示)、健康被害が生じるおそれがある土地は汚染の除去等の措置を行い、健康被害が生じないような形で管理していく(形質変更時及び搬出時の事前届出等)しくみを定めている。
- 建設工事に関係する主な規制内容は、下記のとおりである。

① 土地の形質の変更の届出(第3条、第4条)

- 以下の土地の形質の変更をするとき、発注者は都道府県知事等に 30 日前までに届出をしなければならない。
 - ·土地の形質の変更: 3,000 m 以上
 - ・有害物質使用特定施設(水質汚濁防止法に規定する特定施設であって、特定有害物質をその施設において製造、使用又は処理する施設)にかかわる工場・事業場の土地の形質の変更:900 m以上
 - ・土壌汚染状況調査が猶予されている土地の形質の変更:900 ㎡以上
- ② 指定調査機関による土壌汚染状況調査、都道府県知事への調査結果の報告(第3条、第4条、第5条)
- 届出があった土地について、都道府県知事等が土壌汚染のおそれがあると認めるとき、有害物質使用特定施設の廃止時は、土地の所有者等に、土壌汚染状況調査の実施命令が発出される。

③ 汚染除去等の計画の作成・提出、都道府県知事への報告(第7条)

- 要措置区域(土壌汚染の摂取経路があり汚染除去などの措置が必要な区域)の場合、土地の所有者等は、都道府県知事等の指示に係る汚染除去等計画を作成し、確認を受けた汚染除去等計画に従った汚染の除去等の措置を実施し、報告を行う。
- 要措置区域では、土地の形質の変更の原則禁止となる(法第9条)。

④ 土地の形質の変更の届出(第12条)

● 形質変更時要届出区域(汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む))の場合、土地の形質の変更をしようとする者(発注者)は、変更に着手する日の14日前までに、都道府県知事等に届出を行う。

⑤ 搬出の届出(第16条)

- 要措置区域等内から汚染土壌を搬出する場合は、搬出する者は搬出に着手する日の 14 日前までに、都道府県知事等に届出を行う義務がある。
- 要措置区域等外において汚染土壌を運搬する者は、汚染土壌の運搬基準に従い運搬しなければ ならない。(汚染土壌の運搬については、許可制ではない。)
- 要措置区域等外に汚染土壌を搬出する者は、原則として、都道府県知事等の許可を有する汚染 土壌処理業者に委託し、法定の管理票を運用(交付等・5年間保存)しなければならない(第 20条、第21条)。

- 未届/虚偽の届出、運搬基準の未順守、管理票未交付・虚偽記載・写しの未送付は、3 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金の対象となる。
- ◆土壌汚染対策法においては、自主的に調査した土壌汚染の調査等を基にして、都道府県知事等に区域の指定を任意に申請することができる(法第14条)。
- 土壌汚染対策、土砂・残土については、各自治体の条例等を確認する必要がある。

参考 URL

環境省 土壌関係 https://www.env.go.jp/water/dojo.html

環境省 パンフレット「土壌汚染対策法のしくみ」

 $\underline{https://www.env.go.jp/water/dojo/pamph_law-scheme/index.html}$

1.2.10 災害廃棄物

Point

- ■災害廃棄物の処理主体は基本的に市町村にある。
- ■非常災害時には市町村から委託を受けた者、再委託を受けた者も一般廃棄物処理業の許可は 不要となる。
- ■事業場において発生した災害廃棄物の処理については、自治体に確認する必要がある。

(1) 主旨及び解説

- 東日本大震災を始めとする近年の災害の教訓をきっかけとして、平成27年に廃棄物処理法を 改正する形で、災害時の廃棄物対策について法整備がされた。
- 平時から災害に備え、災害が発生した後に柔軟な対応を確保するため、特例的な措置を定めて いる。

(2) 重要な規定及び罰則

<災害廃棄物の処理体制を構築>

● 都道府県等の作成する廃棄物処理計画に災害廃棄物に関する項目が追加(法第5条の5第2項 第5号)された。

<市町村の災害廃棄物処理を支援>

- 非常災害時における一般廃棄物の再委託を容認(施行令第4条第1項第3号)する。
- 非常災害時は一般廃棄物処理業の許可を不要(施行規則第2条、第2条の3等)とする。
- 非常災害時の一般廃棄物の処理施設設置に関する基準を簡略化(法第9条の3の3等)する。
- 一般廃棄物処理業の許可が不要となる場合には、もともと市町村から委託を受けた者が規定されていたが、非常災害時には、市町村から委託を受けた者による再委託を受けた者も一般廃棄物処理業の許可が不要となった。
- 事常災害時に発生した多量の廃棄物は災害廃棄物と呼ばれ、災害廃棄物対策指針の中で、その 処理主体は市町村であると明記されている。
- 事業者の事業場で発生した災害廃棄物については、例えば東京都の災害廃棄物処理計画においては、「事業場において発生した災害廃棄物は、発災後、廃棄物処理法第22条に基づく国庫補助の対象となった事業者の事業場で災害に伴い発生したものを除き、原則、事業者が処理を行う」と示されている。過去の例では、中小企業や一定の要件を満たした大企業が国庫補助の対象となっており、具体的には自治体に確認する必要がある。

<東京都災害廃棄物処理計画で示されている対象とする災害廃棄物(一般廃棄物)の例>

- ・被災した住民の排出する生活ごみ(通常生活で排出される生活ごみは除く。)
- ・避難施設で排出される生活ごみ(避難所ごみ)
- ・一部損壊家屋から排出される家財道具(片付けごみ)
- ・被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物
- ・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物
- ・被災施設の仮設トイレからのし尿
- ・被災した事業場からの廃棄物(事業活動に伴う廃棄物は除く。)
- ・その他、災害に起因する廃棄物

参考 URL

環境省 災害廃棄物対策情報サイト

http://kouikishori.env.go.jp/

国土交通省 「災害時の建設リサイクルの留意点」

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0305/saigaijinoryuiten.pdf

1.2.11 プラスチック資源循環促進法

Point

- ■プラスチック使用製品産業廃棄物の排出事業者は、主務大臣が定める排出事業者の判断基準 に基づき、積極的に排出の抑制・再資源化等に取り組む。
- ■プラスチック使用製品産業廃棄物の多量排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等 の排出抑制・再資源化等に関する目標を定め、取組を計画的に行う。

(1) 主旨及び解説

- 正式名称は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」という。
- ●海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化するため制定され、2022 年4月1日に施行された。
- プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることを目的としている。
- 管轄省庁は経済産業省、環境省である。

(2) 重要な規定及び罰則

プラスチック資源循環促進法の概要

	ライフ サイクル	法での措置事項 (概要)	対象	対象者	主務大臣
	設計 ・ 製造	プラスチック使用製品 設計指針	プラスチック 使用製品	プラスチック 使用製品製造事業者等	経産大臣、 事業所管大臣 (内閣総理大臣、財務大臣、 厚労大臣、農水大臣、 経産大臣、国交大臣)
	販売 ・ 提供	特定プラスチック 使用製品の使用の合理化	特定プラスチック 使用製品 ^(12品目)	特定プラスチック 使用製品提供事業者 (小売・サービス事業者等)	経産大臣、 事業所管大臣 (厚労大臣、農水大臣、 経産大臣、国交大臣)
	排出	市区町村による 分別収集・再商品化	プラスチック 使用製品廃棄物	市区町村	経産大臣、環境大臣
Ч	・ 回収 ・ リサイクル	製造・販売事業者等 による自主回収・再資源化	自らが 製造・販売・提供した プラスチック使用製品	プラスチック使用製品の 製造・販売事業者等	経産大臣、環境大臣
		排出事業者による 排出の抑制・再資源化等	プラスチック 使用製品産業廃棄物等	排出事業者	経産大臣、環境大臣、 事業所管大臣 (全大臣) *1

imes1 再資源化事業計画に関する事項は、経産大臣・環境大臣に限る

出典:「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について」経済産業省 環境省 https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/pamphlet.pdf

● 建設業において関係する部分は、排出事業者による排出の抑制・再資源化等の取組がある。

●プラスチック使用製品産業廃棄物の排出事業者は、主務大臣が定める排出事業者の判断基準に基づき、積極的に排出の抑制・再資源化等に取り組むことが求められる。

排出の抑制・再資源化等の実施の原則

項目	判断基準の概要
排出の抑制・ 再資源化	 プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する技術水準及び経済的な状況を踏まえつつ、事業活動で使用するプラスチック使用製品の安全性や機能性等の必要な事情に配慮した上で、プラスチック使用製品産業廃棄物等について、可能な限り、次の方法で排出の抑制及び再資源化を実施すること。 1 排出を抑制すること 2 再資源化の促進に資するよう、適切に分別して排出すること 3 再資源化を実施することができるものは、再資源化を実施すること ただし、上記の方法によらないことが環境への負荷の低減に有効である場合は、この限りではない。
熱回収	• プラスチック使用製品産業廃棄物等のうち、再資源化を実施することができないものであって、熱回収*2を行うことができるものは、熱回収を行うこと。
委託	 プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等を適正に行うことができる者に委託することができる。ただし、熱回収に係る委託については、再資源化を実施することができないものに限る。

^{**} 2 使用済プラスチック使用製品等の全部又は一部であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することができる状態にすること

出典:「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について」経済産業省 環境省 https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/pamphlet.pdf

- 主務大臣は、必要があると認めるときは、この判断の基準となるべき事項を勘案して排出事業者に必要な指導及び助言を行う。多量排出事業者に対しては、取組が著しく不十分な場合に、 勧告・公表・命令等を行うことがある。
- 多量排出事業者は、前年度のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が全社で 250 トン以上である事業者が該当する。
- 多量排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制・再資源化等に関する目標を定め、取組を計画的に行う必要がある。また、毎年度、当該年度の前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量及び目標の達成状況に関する情報を、インターネットの利用その他の方法により公表するよう努めることとされている。
- この他、廃棄物処理法の業許可を不要とする、製造・販売事業者等や排出事業者による再資源 化事業の認定制度がある。

参考 URL

環境省 プラスチック循環資源 https://plastic-circulation.env.go.jp/

排出事業者による排出の抑制・再資源化等 https://plastic-circulation.env.go.jp/about/pro/haishutsu 排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準の手引き(1.0 版) 令和 4 年 3 月

https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_haisyutu_handan.pdf

2. 解体工事における建設廃棄物適正処理と法令対応

廃棄物処理法、関連法令を遵守した住宅解体工事の進め方、建設廃棄物適正処理について説明します。

2.1 準備作業

- 準備作業とは、解体工事着手前の作業で、具体的には事前調査の実施、作業計画の立案、見 積、発注者への説明、工事請負契約の締結、各種届出・報告等、協力・専門工事業者(下請) に対する告知と契約、事前措置、建設廃棄物処理経路の確保等がある。
- 建設リサイクル法や石綿則、大防法等の関連法令によってそれぞれ明確化され、実施が義務付けられている。

■解体工事における業務フロー ~準備作業~ (1) 事前調査 対象建築物、残存物品、石綿含有建材、フロン排出抑制法対象機 器の有無の調査 2 計画立案·処理経路確保 工事計画の立案、建設廃棄物処理経路の確保、工程表の作成 \downarrow (3) 見積 解体工事見積書の作成 \downarrow 4 発注者への説明 発注者に対する書面による事前説明 \downarrow (5) 契約 発注者との工事請負契約の締結 \downarrow (6) 建設リサイクル法、石綿則・大防法等による届出・報告、各種手 届出・報告等 配(必要に応じて特定建設作業実施届、道路使用許可等) (7) 告知・下請契約 下請業者に対する告知、工事下請契約の締結 ・注文書の発行、請書の受理等 1 8 事前措置 作業場所、搬出経路の確保、残存物品搬出、付着物の除去等

2.1.1 事前調査

- 事前調査とは、対象になる建築物等を工事に先立ち調査することで、建設リサイクル法、石綿 則、大防法、フロン排出抑制法で義務付けられている。
- 工事計画の立案・見積のためにも必要となる。
- 各法に基づく事前調査の実施者、調査内容の概要、記録は下記のとおりである。

	建設リサイクル法	石綿則	大防法	フロン排出抑制法
実施者	対象建設工事受注者	事業者(解体工	元請業者	特定解体工事元請業者
		事業者)		
調査内容	建築物、周辺状況、作業場	石綿含有建材の有	無	フロン排出抑制法対象機
	所、搬出経路、残存物品の			器の有無
	有無、付着物の有無等			
記録	分別解体等の計画等に記	記録作成、3年間	保存	発注者への説明書に記載、
	載			3年間保存
その他		有資格者による事	前調査の実施	
		(2023年10月1	日~)	

• 各法によって義務付けられた内容の詳細を次頁以降に示す。

(1) 建設リサイクル法に基づく事前調査

Point

- 対象建設工事*1の受注者は、建築物等の状況、周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、 残存物品の有無、特定建設資材の付着物の有無等について事前調査を実施する。
- 事前調査結果に基づき「分別解体等の計画等」を作成する。
- 建設リサイクル法では、対象建設工事受注者に、分別解体等の実施と特定建設資材廃棄物^{※2}について再資源化等を義務付けており、事前調査に該当する調査は、分別解体等の施工方法の中に定められている(施行規則第2条)。

<分別解体等の施工方法>

- ① 対象建設工事に係る建築物等に関する事前調査の実施。
 - ・建築物等の状況、周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、特定建設 資材の付着物の有無等。
- ② ①の調査に基づく分別解体等の計画の作成。
- ③ ②の計画に従い、工事着手前における作業場所の確保等の事前措置の実施。 作業場所・搬出経路の確保、残存物品の搬出の確認、付着物の除去等
- ④ ②の計画に従い、工事の施工。

※1 対象建設工事

特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事またはその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が一定規模以上の工事

特定建設資材:コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリー ト

一定規模以上のもの:

建築物の解体 延べ床面積 80 ㎡以上

建築物の新築・増築 延べ床面積 500 ㎡以上

建築物の修繕・模様替等(リフォーム) 請負金額(税込み) 1億円以上 その他の工作物に関する工事(土木工事等) 請負金額(税込み) 500万円以上

- ※2 特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材が廃棄物となったもの
- 実施義務は対象建設工事に限定されているが、建設リサイクル法基本方針において、対象建設 工事以外も分別解体等と特定建設資材廃棄物の再資源化等を実施することが推奨されている。

<実施者>

● 対象建設工事受注者には下請負人も含まれており、実務的には元請業者の指示のもと解体工事業者が事前調査を実施することとなる。

<調査内容等>

- 事前調査の具体的内容は「分別解体等の計画等 | に示されているとおりである。
- 事前調査結果を記載する「分別解体等の計画等」は届出書の別表で、該当する対象建設工事の 種類によって異なる。また、届出先によって書式を別途定めている場合もあるため、確認が必 要である。

建設リサイクル法 別表1 「分別解体等の計画等」から

別表1

(A4)

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

			万				
菱	建築物 の)構造	□木造 □鉄骨鉄筋コンクリート造 □鉄筋コ □鉄骨造 □コンクリートブロック造 □その他				
建築物に	建築物	の状況	築年数年、棟数棟 その他()			
関する調 査の結 果	周辺状	,					
			建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容			
	作業場	所	作業場所 □十分 □不十分 その他()				
	搬出経	路	障害物 □有() □無 前面道路の幅員 約m				
建築物に関する			通学路 □有 □無 その他()				
結果及	残存物品		□有()				
善前に	付着物	設資材への	□有())				
実施する措置の内容	他法 令 係	石綿 (大気汚染防 止法·安全衛 生法石綿則)	□有 特定建設資材への付着(□有 □無) □無				
			□有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) □無				
	その他						

- *残存物品とは、対象建築物に残存する家具、家電品等をいう。これらは、一般家庭が排出する場合は一般廃棄物に該当するため、所有者が解体工事着手までに処理をする必要がある(2.1.8 参照)。
- *その他には有害物質の有無(CCA 処理木材、ひ素・カドミウム含有石膏ボード、PCB 等)等を

記載する。

参考 URL

国土交通省 建設リサイクル法 届出様式集

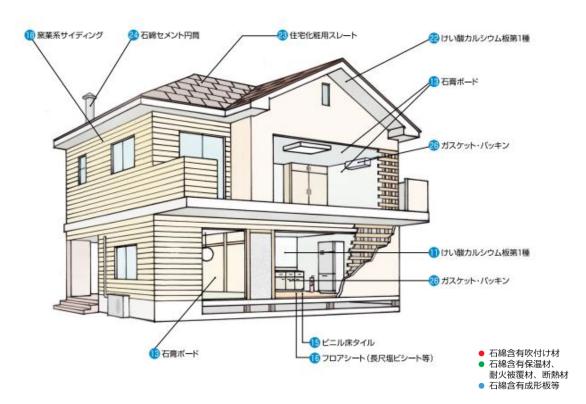
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0303/page_030305format.htm 建設副産物リサイクル広報推進会議編のパンフレット「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/fukusanbutsu/asbest/yuugai.pdf

(2) 石綿則・大防法に基づく事前調査

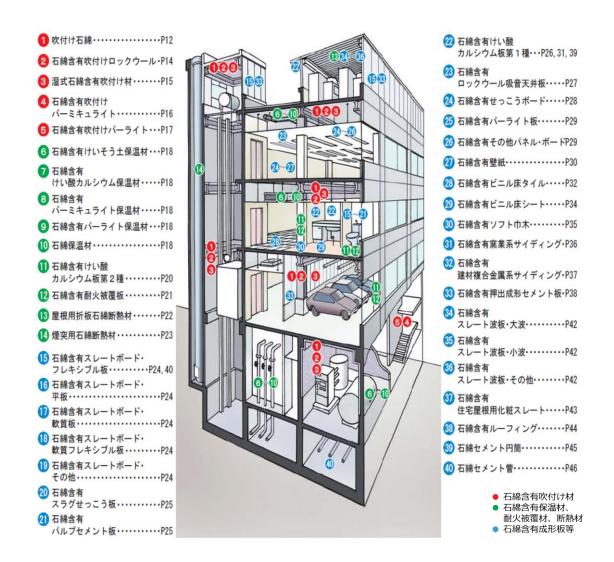
Point

- 元請業者の責任において、建築物等の解体等工事を行う前に、当該建築物等に石綿含有建材が 使用されているか否かを調査する。
- 事前調査は①書面調査、②現地での目視調査によって行い、これらの調査で建材の石綿含有の有無が分からなかった場合は分析調査を行って石綿含有の有無を判断するか、石綿含有とみなす。
- 2023 (令和 5) 年 10 月 1 日からは、有資格者による事前調査の実施が義務付けられる。
- 事前調査の結果は記録し、3 年間保存する。

アスベスト含有建材の使用部位例 一戸建て住宅



出典:「目で見るアスベスト建材(第 2 版)」国土交通省(H20.3) https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3_.html



出典:「目で見るアスベスト建材(第 2 版)」国土交通省(H20.3) https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3_.html

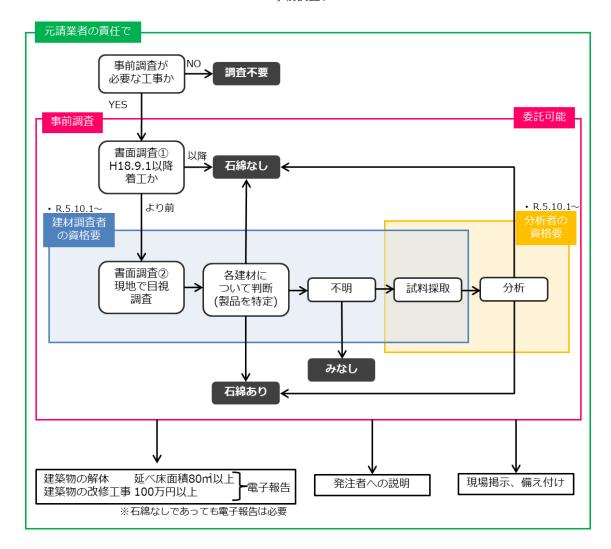
<実施者>

- 大防法では、建築物等の解体等工事の元請業者又は自主施工者が、当該解体等工事が特定工事 に該当するか否かについて調査することとしている(大防法第 18 条の 15)。
- 石綿則では、事業者が、建築物等の解体等の作業を行うときにあらかじめ石綿等の使用の有無 を調査することとしている(石綿則第3条)。
- 実際には工事の元請業者等が主体となって事前調査を行い、当該調査結果を下請負人に伝達することとなる。

<調査内容等>

● 石綿則・大防法に基づく事前調査のフローを以下に示す。

事前調査フロー



● 事前調査の対象とならない場合は、2020(令和 2)年 8 月 4 日石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について(基発 0804 第 8 号)で次の通り示されている。つまり、これに該当しない作業はすべて事前調査の対象になる。

③ 事前調査の対象とならない作業

以下に掲げる作業は、石綿等の粉じんが発散しないことが明らかであることから、石綿による健康障害を防止するという石綿障害予防規則の制定目的も踏まえて、建築物、工作物又は船舶の解体等の作業には該当せず、事前調査を行う必要はないものであること。

- (ア)除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が 含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り 外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当 該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。
- (イ) 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどない と考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されて いる可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。
- (ウ) 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業。

(エ) (略)

- 事前調査では、工事対象となるすべての部材について事前調査を行う。
- 目視調査の段階で当該建築物等の構造上確認することができない箇所があった場合には、解体 等工事に着手後、目視が可能となった時点で調査を行うことが必要である。
- 2006 (平成 18) 年9月1日以降設置の工事に着手した建築物等であることが書面で明らかである場合、目視調査は不要である。(安衛令の改正・施行により、代替品を得られないごく一部の製品を除き、石綿含有率 0.1 重量%を超える製品の製造・使用等が禁止されたため)
- 書面調査、現地での目視調査を行ったにもかかわらず、当該解体等対象建築物等について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無について、分析調査を行わなければならない。ただし、事業者が、当該解体等対象建築物等について石綿等が使用されているものとみなして措置を講ずるときは、分析による調査は不要である。
- 石綿が使用されていないと判断する方法については、2020(令和 2)年 8 月 4 日 石綿障害予 防規則等の一部を改正する省令等の施行について(基発 0804 第 8 号)に次の通り示されている。

- ④ 事前調査において、調査対象材料に石綿等が使用されていないと判断する方法は、次の(ア)又は(イ)のいずれかの方法によること。なお、設計図書にノンアスベスト材料等、石綿等が使用されていない建材であることの記載がある場合であっても、労働安全衛生法令の適用対象となる石綿等の含有率は数次にわたり変更されているため、材料の製造当時は法令適用対象外として石綿等の使用がないと判断されていたとしても、現行の法令では適用対象となる場合もあることから、設計図書の記載のみをもって石綿等が使用されていないと判断することはできないこと。
- (ア) 調査対象材料について、製品を特定し、その製品のメーカーによる石綿等の使用の有無に関する証明 や成分情報等と照合する方法。
- (イ)調査対象材料について、製品を特定し、その製造年月日が平成18年9月1日以降(第3条第3項第4号から第8号までに掲げるガスケット又はグランドパッキンにあっては、それぞれ当該各号に掲げる日以降)であることを確認する方法。
- 令和5 (2023) 年 10 月 1 日からは、下記の一定の知見を有した者による事前調査が義務化される。

建築物石綿含有建材調査者登録規程に基づく講習を修了した以下の者

- ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 (現時点で、特定、一般の調査範囲に違いはない)
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者
 - 一戸建ての住宅及び共同住宅(長屋を含む。)の住戸の専有部分に限定。共同住宅の住戸の内部以外の部分(ベランダ、廊下等共用部分)及び店舗併用住宅は含まれない。
- ・義務化(令和5年10月1日)前までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者(事前調査時点でも引き続き登録されている者)
- 分析調査についても、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として 厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととなる。
- 石綿使用の有無にかかわらず、事前調査結果は記録を作成し、写しを除去等の作業中に現場に 備え付けるとともに、作業終了後も保存しなければならない。保存期間は、大防法では解体等 工事が終了した日から3年間、石綿則では全ての事前調査が終了した日から3年間である。

事前調査の結果の記録事項

→ (7+ >+	一 如即
大防法 (大防法施行規則第 16 条の 8)	石綿則 (石綿則第 3 条第 5 項)
解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並び	(石柳紀分3米分3項)
に法人にあってはその代表者の氏名	_
-	事業者の名称、住所及び電話番号
解体等工事の場所	解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称
解体等工事の名称及び概要	及び概要
事前調査を終了した年月日	調査終了日
解体等工事を行う建築物等の設置の工事に着手した	着工日等(使用禁止が猶予されていたガスケット等の設
年月日(使用禁止が猶予されていたガスケット等の設	置日を設計図書等で確認する方法により事前調査を行
置日を書面で確認した場合には、それらの材料の設置	った場合にあっては、設計図書等の文書で確認した着工
年月日も含む)	日及び設置日)
解体等工事に係る建築物等の概要	事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造
解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業	事前調査を行った部分(分析調査を行った場合は、分
を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象と	析のための試料を採取した場所を含む)
なる建築物等の部分	
 分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所	-
並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関	
又は法人の名称	
730727	
事前調査の方法	事前調査の方法(分析調査を行った場合は、分析調査
	の方法を含む)
調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名注)	事前調査のうち建築物に係るもの(着工日等を設計図
 分析調査を行った場合は、分析調査を行った者の氏	書等の文書で確認する方法によるものを除く)を行った者
名及び所属する機関又は法人の名称	(分析調査を行った場合にあっては、当該分析調査を行
10人(1) 10\lambda(1) 1	った者を含む)の氏名及び適切に事前調査を実施するた
	めに必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定める
	者であることを証明する書類(分析調査を行った場合に
	あっては、適切に分析調査を実施するために必要な知識
	及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者であ
	ることを証明する書類を含む) の写し ^{注)}
解体等工事に係る建築物等部分における各建築材	事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用
料が特定建築材料に該当するか否か(特定工事に	の有無及び石綿等が使用されていないと判断した材料に
該当するものとみなした場合にあっては、その旨)及び	あっては、その判断の根拠(石綿含有ありとみなした場合
その根拠	にはその旨を含む)
	解体等対象建築物等の構造上、目視により確認すること
_	が困難な材料の有無及び場所

注) 令和5(2023)年10月1日施行

出典:「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」 厚生労働省・環境省(令和3年3月) https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html (3) フロン排出抑制法に基づく事前調査

Point

- 特定解体工事元請業者は、解体工事前に第一種特定製品の設置の有無を確認する。調査結果は 特定解体工事発注者への説明書に記載し、3年間保存する。
- 第一種特定製品は、業務用の冷凍空調機器であって、冷媒としてフロン類が充塡されているものが該当する。
- 平成 14 年 4 月以降に販売された機器には、表示義務により、第一種特定製品であること、フロンの種類、量などが記載されている。

第一種特定製品



出典:「充塡回収業者・引渡受託者・解体工事元請業者・引取等実施者等に関する運用の手引き」 第3版(令和3年4月)環境省経済産業省

https://www.env.go.jp/earth/furon/files/r03_tebiki_operator_rev3.pdf

<実施者>

● 特定解体工事発注者(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事を発注しようとする第一種特定製品の管理者)から直接当該解体工事を請け負おうとする特定解体工事元請業者である。

<調査内容等>

- ●解体工事、改修工事、建て替え、リフォーム工事等を受注する際には、フロン類が充塡されている第一種特定製品の有無を事前に調査・確認しなければならない(法第42条)。
- 建築物等に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものについては事前調査の対象 外とさている。具体的には、解体対象が「東屋」のような場合や、鉄塔、煙突、橋梁等の工作 物の場合が想定される。なお、特定解体工事以外の解体工事は調査対象外である。
- 事前調査結果は、発注者への説明書面(事前確認書)に記載し、交付後3年間保存する。

参考 URL

環境省 フロン排出抑制法ポータルサイト https://www.env.go.jp/earth/furon/

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

第一種特定製品事前確認結果説明書

交付年月日	年	月	日
※交付の日から3	年間保存		

(特定解体工事発注者) 氏名又は名称 住所

> (特定解体工事元請業者) 氏名又は名称 住所

責任者氏名: 印 雷話番号:

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第42条第1項の規定により、下 記の工事において全部又は一部を解体する建築物等における第一種特定製品の設置の有無 の確認結果について、下記のとおり説明します。

記 解体工事の名称_____ 解体工事の場所____

第一種特定製品 (フ	ロン類を使用する業務用冷凍空調機	器) の設置の有無
	□なし	
フロン類回収済み	フロン類未回収	□当初から設置なし
エアコンディショナー	エアコンディショナー	
台	台	□撤去済み
冷蔵機器及び冷凍機器	冷蔵機器及び冷凍機器	□家庭用機器のみ
台	台	※家庭用エアコン等の家電リサイクル法対象機器については、発
※以下、発注者と受注者で協議の上、記載	※以下、発注者と受注者で協議の上、記載	注者の責任において事前に同法
・フロン類回収済みの機器の引取証明書	・フロン類の回収	に基づき処理してください。
の写しの廃棄物処理業者等への交付 □発注者が実施 □受注者が実施	□発注者が実施 □受注者が実施	
□ 先任有が美胞 □ 文任有が美胞	・フロン類回収後の引取証明書の写し	
	の廃棄物処理業者等への交付 □発注者が実施 □受注者が実施	
	・フロン類の回収等に係る費用 □当初契約に計上 □設計変更対象	

(注意事項)

- ・フロン類の回収をせずにみだりに放出した場合、放出をした者が罰せられます。
- ・フロン類の回収をせずに第一種特定製品の廃棄等を行うと、廃棄等を行った者(発注者)が罰せられます。
- ・廃棄物処理業者等に対して第一種特定製品の引取り等を依頼する際には、引取証明書の写しの交付が必要です。受注者を介して廃棄物処理業者等へフロン類回収済みの機器を引き渡す場合は、引取証明書の写しを受注者に渡す必要があります。提供されない場合には、第一種特定製品の処分を行うことができず、工事の工程及び費用に影響を及ぼすおそれがあります。

出典:一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 HPより https://www.jreco.or.jp/data/jizenkakunin_a.pdf

2.1.2 計画立案・処理経路確保

Point

- 対象建設工事受注者は、事前調査結果に基づき、分別解体等の計画を立案する。
- 石綿含有建材の除去等作業がある場合、元請業者は石綿除去等作業計画を立案する。
- 一定規模以上の工事の場合、元請業者は再生資源利用促進計画を立案する。
- 元請業者は、建設廃棄物の処理経路を確保し、再資源化等・処理計画を立案する。

(1) 計画立案

● 計画立案については、建設リサイクル法による分別解体等の計画、石綿則、大防法による石綿 除去作業計画、資源有効利用促進法における再生資源利用促進計画について説明する。

1) 分別解体等の計画等

- 建設リサイクル法では、建築物の解体工事の施工順序と方法を定めている。
- 下記別表 1 の①~④の順序で、内装材に木材が含まれる場合には、木材と一体となった石膏ボードその他の建設資材(木材が廃棄物となったものの分別の支障となるものに限る。)をあらかじめ取り外してから、木材を取り外さなければならない。
- ①②については手作業、③④については手作業または手作業及び機械作業によるとされている (施行規則第2条)。

分別解体等の方法 ①建築設備·内装材等 建築設備・内装材等の取り外し □ 手作業・機械作業の併用 口有 口無 并用の場合の理由(作 屋根ふき材の取り外し ②屋根ふき材 手作業・機械作業の併用 □有 □無 併用の場合の理由(③外装材·上部構造部分 外装材・上部構造部分の取り壊し 手作業・機械作業の併用 解体 ④基礎・基礎ぐい □有 □無 手作業・機械作業の併用 法 の他の取り壊し 手作業 手作業・機械作業の併用 工事の工程の順序 □上の工程における①→②→③ →④の順序 コその他(の他の場合の理由(□内装材に木材が含まれる場合 ①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し □可 □不可 不可の場合の理由(建築物に用いられた建設資材の量の見込み 特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込 発生が見込まれる部分(注) 種類 み及びその発生が見込まれる建築物の部分 ココンクリートり 発生見 □アスファルト・コン □建設発生木材 量

建設リサイクル法 別表1 「分別解体等の計画等」から

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

- 建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上、上記の順序・方法により難い場合において は、上記以外の順序、もしくは手作業及び機械作業による方法で可とされている。
- 事前調査結果に基づき、施工順序と方法を定め、「分別解体等の計画等」に記載する。

2) 石綿除去等作業計画

- 石綿含有建材の除去等作業がある場合、大防法では元請業者に、石綿則では事業者にそれぞれ作業計画を定め、計画に基づく作業を行うことを義務付けている(大防法施行規則第 16 条の4)(石綿則第 4 条)。
- 作業計画は、大防法や安衛法による届出が必要な場合に添付する必要があるが、届出が不要な 石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材が使用されている建築物等の解体等の場合にも作成する 必要がある。

作業計画の記載事項

作業計画の記載	大防法	石綿則
事項	(大防法施行規則第 16 条の 4 第一号)	(石綿則第4条第2項)
①工事の概要	特定工事の発注者の氏名又は名称及び住	
	所並びに法人にあってはその代表者の氏名	_
	同工事の場所	_
②石綿含有建材	特定粉じん排出等作業の種類	-
除去等作業	特定粉じん排出等作業の実施の期間	_
	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物	
	等の部分における石綿含有建材の種類並び	_
	にその使用箇所及び使用面積	
③石綿飛散防止	特定粉じん排出等作業の方法	石綿等の粉じんの発散を防止し、又
措置		は抑制する方法
	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物	
	等の概要、配置図及び付近の状況	_
④工事の工程表	特定粉じん排出等作業の工程を明示した建	石綿使用建築物等解体等作業の
	設工事の工程の概要	方法及び順序
⑤施工体制	特定工事の元請業者又は自主施工者の現	
	場責任者の氏名及び連絡場所	_
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施す	
	る場合の当該下請負人の現場責任者の氏名	_
	及び連絡場所	
⑥安全衛生		石綿使用建築物等解体等作業を
	_	行う労働者への石綿等の粉じんのば
		く露を防止する方法

出典:「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」 厚生労働省・環境省(令和3年3月) https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

- 3) 再生資源利用促進計画
- 資源有効利用促進法では、一定規模以上の工事の元請業者に再生資源利用促進計画の作成を義務付けている(指定副産物省令第7条)。
- 一定規模以上の工事:次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する建設工事
- ·建設発生土 500m³以上
- ・コンクリート塊、アスファルト、コンクリート塊、建設発生木材の合計 200 t 以上

<再生資源利用促進計画で定める事項>

- ①元請建設工事事業者等(発注者から直接請け負った建設工事にあっては、発注者及び元請建設工 事事業者等)の商号、名称又は氏名
- ②工事現場に置く責任者の氏名
- ③指定副産物の種類ごとの工事現場内における利用量及び再資源化施設又は他の工事現場その他の 指定副産物の搬出先への搬出量
- ④指定副産物の種類ごとの搬出先の名称及び所在地
- ⑤指定副産物の種類ごとの再生資源利用促進率(工事現場における指定副産物の発生量に対する当該工事現場内における利用量及び当該工事現場からの搬出量のうち再生資源としての利用量の合計の割合をいう。)
- ⑥再生資源利用促進計画の作成日又は変更日
- (7)そのほか指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

参考 URL

再生資源利用[促進]計画様式(建設リサイクル報告様式兼用)現場掲示対応版 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

- (2) 処理経路の確保と再資源化等・処理計画
- 排出事業者である元請業者は、建設廃棄物の種類ごとの発生量を予測し、再資源化等や適正処理実施のための処理経路を選定する。
- 建設廃棄物の発生量は、工事種類別の建設廃棄物発生量原単位等を参考として予測することができる。

解体工事に伴い発生する建設廃棄物の発生量(木造軸組工法)

	品目			量	容量			嵩比重
	пен	t	t/m²	構成比%	m^3	m^3/m^2	t/m³	
特	コンクリート塊		16.89	0.14	41.01	11.50	0.10	1.47
建		角材	2.35	0.02	5.69	6.00	0.05	0.39
政資材	木くず	木くず	7.10	0.06	17.24	26.50	0.22	0.27
特定建設資材廃棄物		焼却木くず	0.94	0.01	2.28	3.60	0.03	0.26
物	木くず 小計		10.39	0.09	25.22	36.10	0.30	0.29
そ	廃プラスチック	0.72	0.01	1.75	4.80	0.04	0.15	
の他の	金属くず	1.05	0.01	2.55	6.20	0.05	0.17	
建	ガラスくず、コンクリートくず	、陶磁器くず	2.10	0.02	5.10	2.60	0.02	0.81
の建設廃棄物	がれき類	混合ガラ	6.48	0.05	15.73	5.10	0.04	1.27
乗物	繊維くず		0.30	0.00	0.73	1.00	0.01	0.30
	廃石膏ボード		2.30	0.02	5.58	6.00	0.05	0.38
	伐採・抜根				1.38	3.00		0.19
	管理型混合		0.39	0.00	0.95	0.42	0.00	0.93
合	計		41.19	0.34	100.00	76.72	0.64	0.54

※供試住宅:1980年建設、木造軸組構法2階建て専用住宅、建築面積66.6㎡、延床面積120.4㎡。

※「木造住宅における分別解体及び構成資材の再資源化に関する実大実験」(平成 14 年 2 月実施 独立行政法 人 建築研究所 材料研究 G 、社団法人 住宅生産団体連合会 他 12 団体共同研究) 結果データを、建設廃棄 物品目ごとに集計。

<解体工事業者・処理業者の選定>

- ●解体工事については、下記のとおり業許可が必要になるため、工事下請契約締結前に確認する 必要がある。
 - ・500万円未満の解体工事を請負う場合 業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない(建設リサイク ル法第21条)。
 - ・500万円以上の解体工事を請負う場合 土木工事業^{※、}建築工事業[※]または解体工事業に係る建設業の許可が必要(建設業法第3条)で ある。

※総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事

● 排出事業者である元請業者は、建設廃棄物の収集運搬及び処分(中間・最終)を委託する事業者について、許可の取得、施設の能力、営業状況等の調査結果をもとに、委託先としての適正さを確認し、事前に委託契約を締結しておく(1.1○参照)。

- 排出事業者は以下のことを考慮し、処理経路を選定のうえ、収集運搬業者に対して、建設廃棄物の処分先を指示する。
- 工事下請契約・処理委託契約済みの解体工事業者・処理業者等から、解体工事現場の所在地や 排出される建設廃棄物の種類、再資源化率等を考慮して選定するか、新たに選定する。
- ●解体工事においては、解体工事業者が工事現場と運搬の目的地(処分施設等)の自治体の産業 廃棄物収集運搬業の許可を取得していることを確認する。
- 処分業者の選定にあたっては、再資源化、熱回収、減量化等、搬出先の処理内容を考慮し、また、都道府県等の再生事業者登録業者、広域認定事業者等(1.1○参照)の活用も検討する。
- 石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物が排出される場合には、それぞれ処理可能な許可を有する産業廃棄物収集運搬業者、処分業者の経路を選定する。
- 石綿含有産業廃棄物の処分にあたっては、中間処理での破砕が禁止されており、安定型又は管理型埋立処分するか、または溶融・無害化処理を行う必要がある。石綿含有産業廃棄物を直接埋立処分する場合、排出事業者と埋立をする処分業者が、委託契約を締結している必要がある。
- ◆特別管理産業廃棄物である廃石綿等が排出される場合は、管理型最終処分場(若しくは遮断型最終処分場)で埋立処分を行う、又は溶融・無害化処理を行った上で埋立処分を行う必要がある。溶融・無害化を行わずに埋立処分する場合は、固型化、薬剤による安定化又はこれらに準ずる措置を講じた上、耐水性の材料で二重梱包する等の措置が必要である。特別管理産業廃棄物の許可業者に運搬、処分を委託し、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければならない(1.1.○参照)。

<再資源化等・処理計画>

- 建設工事現場において策定すべき処理計画は、建設廃棄物処理計画書として文書化することが 望まれる。
- 建設廃棄物処理計画書に記載項目(例)
- ① 工事概要
 - a. 工事名称、工事場所、工期
 - b. 発注者(お客様)名、設計者名、現場監督名、建設廃棄物処理責任者名
 - c. 工事数量(床面積等)
 - d. 解体工事等の請負業者名
- ② 建設廃棄物の種類・発生量とその分別、保管、収集運搬、再生利用、中間処分、最終処分の方法等

- ③ 再生利用する建設廃棄物の種類、再生利用量、利用用途、利用のために中間処理が必要な場合はその方法、施工方法等
- ④ 他の排出事業者(元請)が排出する廃棄物を建設資材として再生利用する場合には、再生利 用個別指定の申請等の法的手続きの方法
- ⑤ 委託処理
 - a. 収集運搬業者 (積替・保管を含む。) の許可番号、事業の範囲、許可期限等
 - b. 中間処理業者、最終処分業者の許可番号、事業の範囲、許可期限等
 - c. 処分施設の現地確認方法
- ⑥ 添付書類
 - a. 建設廃棄物処理委託(基本)契約書
 - b. 処理業者の許可証(写し)
- 立案された計画を基に、各作業に必要な日程及び期間を算定して全工事の工期工程を計画し、 その結果を工程表として明示する。この際、天候等の影響も見込んでおく必要がある。
- 木造建築物等(低層建築物)の分別解体に要する工事期間は、120 ㎡位で 14 日間程度(石綿含有建材(成形板等)や CCA 処理木材がある場合は 18 日程度)を目安にして工程計画を作成する必要がある。

2.1.3 見積

Point

■ 発注者が適正と判断できる見積書を作成する。

<発注者の適正な費用負担>

- 建設廃棄物の再資源化等と適正処理を確保するためには、発注者による適正な費用負担が必要である。
- 見積書に提示された解体工事にかかわる金額は、発注者が適正と判断できる内容である必要が ある。
- ●発注者の適正な費用負担は、大気汚染防止法においては元請業者が行う事前調査に要する費用 について、建設リサイクル法において分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費 用について、発注者の責務として定められている。見積提示の際に説明し、発注者の理解を得 ることが必要である。

<解体工事見積項目>

● 解体工事に係わる工事費の構成は、原則として次のとおりである。

解体工事費用の積算・見積と細項目

	工事費の構成				構成細項目及びその概要説明		
総費		調査費及び措置費			事前調査に要する費用、事前措置に要する費用等		
用用	総工事費	解体工事	事原価	事原	事原	準備作業費	解体工事にあたって障害となるものの撤去・移動等に要する費用や 資材・建設廃棄物の搬入・搬出路等の確保等や植栽等の撤去・移動 等に係わる費用
		費		仮設費	足場、養生シート、水道・電気等の解体工事の全工程に要する仮設 費用		
				工事費	労務費、解体に係わる資材・機材等の搬入・搬出費、それらの損料等 等解体工事の区分(建築設備機器撤去工事、本体解体工事、付属工事、付帯工事)ごとの費用		
				安全・環境保 全費	工事の安全や作業環境及び周辺環境の保全に係わる費用		
			現場経費		解体工事現場における諸経費		
		収集	運搬	費	分別した特定建設資材廃棄物・建設廃棄物の工事現場から再資源化 等の施設や中間(最終)処分施設までの積込み、運搬に係わる費用		
		処分	費		分別した特定建設資材廃棄物、建設廃棄物の再資源化等や処分等に 係わる費用		
		諸経	費		諸作業・業務等の管理に係わる経費		
		法定	法定福利費		法令に基づき企業が義務的に負担しなければならない社会保険料※ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料		

^{*}石綿含有建材の除去作業や有害物質等のある場合は、仮設費、工事費、安全・環境保全費、収集 運搬費、処分費等が増加する。

参考 URL

(公社)全国解体工事業団体連合会 標準見積書 https://www.mlit.go.jp/common/001023921.pdf

2.1.4 発注者への説明

Point

- ■元請業者は、発注者に石綿や第一種特定製品(フロン)の事前調査結果を、書面を交付して説明する。説明書面は3年間保存しなければならない。
- 元請業者は、建設リサイクル法による対象建設工事の場合、届出に必要になる事項について、 書面を交付して説明する。

(1) 大防法に基づく石綿事前調査結果の説明

- 大防法では、元請業者に発注者に対して書面により石綿事前調査の結果等を報告することを義務づけている(法第18条の15)。
- 説明は、原則、解体等工事の開始の日までに行う。
- 元請業者は、調査者等の作成した記録をもとにして発注者への報告内容をとりまとめ、書面で報告する。
- 書面の写しは、解体等工事が終了した日から3年間保存(施行規則第16条の8第2項)する。

事前調査に係る説明事項

						特定工	事該当
根拠				説明事項		届出対 象特定 工事非 該当	届出対象 特定工事 該当
法	_			事前調査の結果	0	0	0
第 18	=	1		建築物等の部分における特定建築材料の種類 並びにその使用箇所及び使用面積	_	0	0
条				特定粉じん排出等作業の種類	_	0	0
の		八		特定粉じん排出等作業の実施の期間	_	0	0
15		=		特定粉じん排出等作業の方法	_	0	0
	Ξ			特定粉じん排出等作業の方法が法第18条 の19各号に掲げる措置を当該各号に定める 方法により行うものでないときは、その理由	_	_	0
	兀	施	_	事前調査を終了した年月日	0	0	0
		行	=	事前調査の方法	0	0	0
		規 則 第 16	Ξ	施行規則第16条の5第二号に規定する調査を 行つたときは、当該調査を行つた者の氏名及び当 該者が同号に規定する環境大臣が定める者に該 当することを明らかにする事項	0	0	0
		条の	五	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の 概要、配置図及び付近の状況	_	_	0
		7	四五	特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定 工事の工程の概要	_	0	0
			四五	特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び 連絡場所	_	0	0
			五	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する 場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び 連絡場所	_	_	0

出典:「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」 厚生労働省・環境省(令和3年3月) https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

- (2) フロン排出抑制法に基づく説明
- フロン排出抑制法に基づく事前調査結果は、発注者に書面(事前確認書)を交付して説明し、 写しを交付をした日から3年間保存しなくてはならない(法第42条)。
- 第一種特定製品がなかった場合もその旨の書面を交付・保存する必要がある。
- 発注者もこの書面を3年間保存しなければならない。
- <書面の記載事項> (特定解体工事時書面記載事項省令第2条)
- 書面の交付年月日
- ・特定解体工事元請業者の氏名又は名称及び住所
- ・特定解体工事発注者の氏名又は名称及び住所
- ・解体工事の名称及び場所
- ・建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無の確認結果

参考 URL

- 一般財団法人日本冷媒・環境保全機構 「事前確認結果説明書」様式 https://www.jreco.or.jp/koutei.html
- (3) 建設リサイクル法に基づく説明
- ●建設リサイクル法の対象建設工事の場合、請負契約締結前に、元請業者は発注者に、解体工事においては以下の届出に係る事項について、書面を交付して説明しなければならない(法第12条)。
 - 1) 解体する建築物等の構造【解体工事】
 - 2) 工事着手の時期及び工程の概要
 - 3) 分別解体等の計画
 - 4) 建設資材の量の見込み【解体工事】
- 説明書の参考様式は、各自治体等で公表している場合がある。

参考 URL

東京都都市整備局:https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/recy_guido04.htm

- (4) 資源有効利用促進法の対象工事に該当する場合
- 発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明する。

2.1.5 発注者との請負契約

Point

- 建設リサイクル法による対象建設工事の場合、所定の事項を請負契約書に記載する。
- 元請業者は、発注者に見積書を提出し、見積内容を説明したうえで解体工事請負契約を交わす。
- この際、契約書には、建設業法に定められたものの他、建設リサイクル法で規定されている以下の項目が記載されていることが必要(法第13条第1項)である。
 - 1) 分別解体等の方法
 - 2) 解体工事に要する費用
 - 3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 - 4) 再資源化等に要する費用
- 法第13条及び省令第4条に基づく書面の参考様式は、自治体等で公表している場合がある。

参考 URL

東京都都市整備局:https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/recy_guido04.htm

2.1.6 届出・報告等

Point

- 延べ床面積 80 ㎡以上の建築物の解体工事の場合、発注者は工事着手の 7 日前までに、都道府県知事へ建設リサイクル法による事前届出をする。
- ■延べ床面積 80 m以上の建築物の解体工事の場合、元請業者は、大防法・石綿則による事前調査結果の電子報告を行う。
- レベル1・2の石綿含有建材がある場合、発注者は大防法による届出、事業者は安衛法による 届出を14日前までに行う。
- 建築物の除却工事を施工する者は、建築物除却届出を行い、所有者等による建物滅失登記に必要となる、「建物滅失証明書」を作成する。

(1) 建設リサイクル法による届出

- 建設リサイクル法対象工事である、延べ床面積 80 ㎡以上の建築物の解体工事の場合、発注者 は工事着手の7日前までに都道府県知事へ建設リサイクル法による事前届出を提出しなければ ならない。
- この提出は委任状により代理が行うこともでき、元請業者が代理で届出を提出することが一般 的である。委任状の参考様式は、自治体等で公表している場合がある。
- 届出事項を変更する場合も、変更届出書の提出(工事に手する日の7日前まで)が必要である。
- ●届出様式は法で定められており、様式第1号「届出書」、別表「分別解体等の計画等」に、写真や工程表を添付して提出する。都道府県によっては、記載内容や添付資料を追加している場合もあるので、確認が必要である。また、「届出(通知)済シール」を交付し、解体工事の現場標識に貼付するよう指導している自治体もある。
- この届出を行わなかった、又は虚偽の届出をした場合、発注者が 20 万円以下の罰金の対象と なる(法第 51 条)。
- 都道府県知事は、分別解体等の計画が法で定める基準に適合しないと認める場合、届出を受理 した日から7日以内に限り、届出者に対し、その届出に係る分別解体等の計画の変更その他必 要な措置を命ずることができる。
- 各都道府県では、建設リサイクル法の届出に基づき現場パトロールを実施し、助言・勧告等を 実施している。

参考 URL

東京都都市整備局:https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/recy_guido04.htm

- (2) 大防法・石綿則による事前調査結果の電子報告
- 建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該工事(作業)の対象となる床面積の合計が 80 ㎡以上である場合、解体等工事の元請業者は、大防法及び石綿則に基づき事前調査後速やかに(遅くとも解体等工事に着手する前に)調査の結果を都道府県等及び労働基準監督署に報告しなければならない。(大防法第 18 条の 15、石綿障害予防規則第 4 条の 2)
- 事前調査の結果、石綿含有建材の使用がなかった場合でも、対象工事であれば報告を行う必要がある。
- ●解体等工事に係る建築物等の構造上、解体等工事に着手する前に目視することができない箇所があった場合は、解体等工事に着手した後に目視が可能となった時点で調査を行い、再度報告を行う必要がある。
- 報告は、原則として電子システムを通じて行う。なお、石綿事前調査結果報告システムを利用 するためには、認証システム(GビズID)により事前にアカウントを作成する必要がある。

事前調査結果の報告事項

表 4.3.4 事前調査結果の報告事項

表 4.3.4 事前調査結果の報告事項				
大防法施行規則 (第16条の11第2項)	石綿則 (第4条の2)			
解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工	事業者の名称、住所及び電話番号			
者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、そ				
の代表者の氏名				
_	●労働保険番号			
●事前調査を終了した年月日	●調査終了日			
設計図書等に記載されている設置年月日により明らか	設計図書等に記載されている設置年月日により明らか			
に石綿非含有と判明せず、事前調査を行つたときは、当	に石綿非含有と判明せず、事前調査を行つたときは、当			
該調査を行つた者の氏名及び当該者が登録規定に基	該調査を行つた者の氏名及び当該者が登録規定に基			
びく講習を受講した講習実施機関等の名称	づく講習を受講した講習実施機関等の名称			
●解体等工事の場所	解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の			
解体等工事の名称及び概要	名称及び概要			
解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手し	●着工日等(設計図書等に記載されている設置年月			
た年月日	日により明らかに石綿非含有と判明したガスケット又はグ			
建築材料を設置した年月日**	ランドパッキンにあっては、設計図書等の文書で確認した			
	着工日及び設置日)			
解体等工事に係る建築物等の概要	事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造の			
	概要			
分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所	分析調査を実施した場合は、分析調査を実施した者及			
並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又	び当該者が受講した講習実施機関の名称			
は法人の名称				
●解体等工事の実施の期間	●解体工事又は改修等工事の実施期間			
●建築物を解体する作業を伴う建設工事に該当すると	●建築物の解体工事にあっては当該工事の対象となる			
きは、作業の対象となる床面積の合計	建築物(当該工事に係る部分に限る。)の床面積の			
75.00 45.45.45.46. 40 45.45.45.16.00.45.07.275.20.45.07.274.20.45.20.20.20.20.20.20.20.20.20.20.20.20.20.	合計			
建築物を改造・補修する作業を伴う建設工事又は特定の工作物を解体し、改造・補修する作業を伴う建	●建築物の改修等工事又は特定の工作物の解体等工			
設工事に該当するときは、作業の請負代金の合計	事の作業にあっては、当該工事に係る請負代金の額			
超上争に数当するCさは、TF乗の前員1、並の日前				
解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料	事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使			
所体等工学に示る産業物等の部分にありる産業材料の種類	事制調査を行うに部分にありる材料にこの石綿寺の使用の有無(石綿等が使用されているものとみなした場合)			
解体等丁事に係る建築物等の部分における建築材料	は、その旨を含む。)及び石綿等が使用されていないと			
が特定建築材料に該当するか否か(特定丁事に該当	判断した材料にあっては、その判断の根拠			
するものとみなした場合にあっては、その旨)及び該当し	1 JANO JENNING CONTROL CONTROL			
ないときは、その根拠の概要				
— A TE STORME STREET	石綿使用建築物等解体等作業を行う場合にあっては、			
	当該作業に係る石綿作業主任者の氏名			
_	材料ごとの切断等の作業(石綿を含有する材料に係る			
	作業に限る。)の有無並びに当該作業における石綿等			
	の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法及び当該			
	作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止す			
	る方法			
	1			

備考 1) 設計図書等に記載されている設置年月日により、明らかに石綿非含有と判明した場合は●のついた項目について

報告 備考 2)※は、設計図書等に記載されている設置年月日により、明らかに石綿非含有と判明したガスケット又はグランドパッ キンに限る。

出典:「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

参考 URL

石綿事前調査結果報告システム https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/

- (3) レベル1・2の石綿含有建材がある場合の届出
- 事前調査の結果、解体工事を行う建築物にレベル1、レベル2の石綿含有建材(石綿含有吹付け材、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材)が使用されていることが判明した場合は、大防法及び安衛法に基づく作業実施等の届出が必要となる。

①特定粉じん排出等作業の実施の届出(大防法第18条の17)

- 発注者等は、解体等工事の開始の 14 日前までに都道府県知事等に届出を行わなければならない (様式第3の5、添付書類を提出)。
- この届出を行わなかった、又は虚偽の届出をした場合、3 か月以下の懲役または 30 万円以下の 罰金の対象となる(第 34 条第 1 項)。

②建設工事計画届(安衛法第88条第3項)

- 事業者は、除去等作業の開始の日の 14 日前までに労働基準監督署に計画の届出を行わなければならない(様式第 21 号、添付書類を提出)。
- ●除去等作業を数次の請負契約によって実施する場合には、元請業者等が届出を行ってよいとされている。
- この届出を行わなかった場合、事業者は50万円以下の罰金の対象となる。(第120条第1項)

届出事項

表 4.5.2 届出事項

	安衛法、石綿則
大防法	(安衛法第88条第3項、
(大防法第 18 条の 17)	安衛法施行規則第91条第2項
	石綿則第5条第1項)
様式第3の5に以下事項を記載する	【安衛法】
① 当該届出対象特定工事の発注者及び元請	様式第 21 号に以下の書類を添付
業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住	① 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との
所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	関係を示す図面
② 当該届出対象特定工事の場所	② 建設等をしようとする建設物等の概要を示す
③ 当該特定粉じん排出等作業の対象となる建	図面
築物等の部分における特定建築材料の種類	③ 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示
並びにその使用箇所及び使用面積	す図面
④ 特定粉じん排出等作業の種類	④ 工法の概要を示す図面
⑤ 特定粉じん排出等作業の実施の期間	⑤ 労働災害を防止するための方法及び設備の
⑥ 特定粉じん排出等作業の方法	概要を示す書面又は図面
⑦ 作業方法が大防法第 18 条の 19 に定められ	⑥ 工程表
たものではない場合はその理由	【石綿則】
上記届出には、以下を記載した書類を添付する。	様式第1号の2に当該作業に係る建築物、工作
一 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物	物又は船舶の概要を示す図面を添付
等の概要、配置図及び付近の状況	
二 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特	※詳細については表 4.5.3 参照
定工事の工程の概要	
三 特定工事の元請業者又は自主施工者の現	
場責任者の氏名及び連絡場所	
四 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施す	
る場合の当該下請負人の現場責任者の氏名	

出典:「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」 厚生労働省・環境省(令和3年3月) https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

(4) 建築物除却届出・建物滅失登記

及び連絡場所

①建築物除却届出(建築基準法第15条第1項)

- 工事部分の床面積が 10 m²を超える建築物の除却工事をする場合に届出が必要となる。
- 建築物の除却工事を施工する者が、建築主事を経由して、都道府県知事あてに届出する。
- 届出をしない、又は虚偽の届出をしたときは、50万円以下の罰金の対象となる。(法第 103 条 第 2 項)

- ②建物滅失登記(不動産登記法第57条)
- 建物の滅失登記は、所有者又は登記名義人が建物解体後1か月以内に行わなければならない。
- 登記の手続きをせずに 1 か月以上放置しておくと 10 万円以下の過料の対象となる。(法第 164 条)
- 登記申請書には建物滅失登記を添付する。建物滅失証明書は、建物が取り壊されたことを、実際に建物を解体した工事業者などが証明する書類である。様式は定められていないが、法務局で建物滅失証明書の例が示されている。

参考 URL

法務局 登記申請書·建物滅失証明書 記載例: https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001189459.pdf

- (5) その他、土壌汚染対策法、条例・指導要綱等による規制への対応
- 土壌汚染対策法では、3,000 ㎡以上の土地の形質の変更や、有害物質使用特定施設にかかわる 工場・事業場の 900 ㎡以上の土地の形質の変更する場合、発注者は都道府県知事等に 30 日前 までに届出をしなければならない。
- 形質変更時要届出区域の土地の形質の変更については、発注者は都道府県知事等に 14 日前までに届出しなければならない (1.2.8 参照)。
- 土地の形質の変更とは、土地の形状を変更する行為全般であり、盛土および掘削がこの行為に 該当する。建物解体等においては、基礎構造物の撤去や土間コンクリートを剥がす作業等が、 土地の形質の変更の対象範囲に含まれる。
- 都道府県等によっては、条例や指導要綱によって、解体工事や石綿除去工事について、事前周 知(看板を設置したり説明会を開催し、近隣住民に説明する等)を求めたり、石綿気中濃度測 定の実施等、法の規制以上の対応を求めていることがある。
- 都道府県等によっては、条例や指導要綱によって、地域外の産業廃棄物の搬入を規制しており、排出事業者や処理業者に搬入前に事前の協議や届出を定めていることがある。
- 解体工事現場となる都道府県等の条例や指導要綱を事前に確認し、対応する必要がある。

2.1.7 下請業者等への説明と契約

Point

- 建設リサイクル法による対象建設工事の場合、元請業者は下請業者に届出事項を告知する。
- 石綿含有建材がある場合は、元請業者又は下請業者は、石綿除去作業等を請け負わせる者に作業計画等を説明する。
- ■建設リサイクル法による対象建設工事の場合、所定の事項を下請契約書に記載する。

(1) 建設リサイクル法による告知

- 建設リサイクル法対象建設工事である、延べ床面積 80 m以上の建築物の解体工事の場合、元 請業者は下請業者に届出事項(変更後のものも)を告知する(法第 12 条第 2 項)。
- 届出書の写しを交付して説明することが望ましいとされている。
- 2次下請業者まで存在する場合、1次下請業者に対しては元請業者が、2次下請業者に対しては 1次下請業者がそれぞれ告げることになる。

(2) 石綿含有建材がある場合の説明

- 石綿含有建材がある場合、元請業者又は下請業者は、石綿除去作業等を請け負わせる者に作業 計画等を説明する。
- 石綿則では、事業者は作業計画を定めたときは、作業計画の内容を関係労働者に周知させなければならないとしている(石綿則第4条第3項)。
- 大防法では、元請業者又は下請負人が、石綿の除去等作業を伴う建設工事の全部又は一部を他の者に請け負わせるときは、石綿の除去等作業の方法等を、その請け負わせる者に説明しなければならないとしている(法第18条の16第3項)。

<説明が必要な事項>

- 石綿の除去等作業の方法
- ・石綿の除去等作業の工程を明示した解体等工事の工程の概要
- ・石綿の除去等作業の種類
- ・石綿の除去等作業の実施期間
- ・石綿の除去等作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建材の種類並びにその使用 箇所及び使用面積

(3) 建設リサイクル法対象建設工事の場合の下請契約

● 解体工事について、元請業者・下請業者間で、工事請負契約を締結する。

- ◆ 小規模工事では、工事ごとに工事下請契約を交わすことは適していないため、工事下請基本契約を結び、工事発注に際して、注文書・請書によって個別契約を行うのが一般的である。
- 工事下請基本契約書、注文書・請書には、建設リサイクル法対象建設工事である、延べ床面積 80 ㎡以上の建築物の解体工事の場合、建設業法で定められたものの他、建設リサイクル法で規 定されている項目が記載されていることが必要(法第13条第1項)である。(2.1.5参照)

2.1.8 事前措置

Point

- ■解体工事に着手する前に、作業場所の確保、搬出経路の確保、残存物品(残置物)の搬出の確認、付着物の除去等の事前措置を実施する。
- 有害物質等について、工事着手前に措置内容を確認し、実施する。

(1) 事前措置の実施

- 事前措置とは、解体工事を計画したとおりに円滑に進めるために、解体工事に先立って行う諸 作業をいう。
- 元請業者、解体工事業者は、作業場所の確保、搬出経路の確保、残存物品の搬出の確認、付着物の除去等について、工事計画等に従って実施する(建設リサイクル法施行規則第2条第1項)。
- 残存物品(残置物)とは、家具、照明設備、電気製品等を指す。これらは、一般家庭が排出する場合は一般廃棄物となり、事業活動を行う者が排出する場合は廃棄物の種類及び性状により 一般廃棄物又は産業廃棄物となる。
- 残存物品(残置物)は、解体工事に先立って、所有者の責任において、処理する必要がある。 特定家電製品については家電リサイクル法に基づき、一般廃棄物については一般廃棄物処理業 の許可業者、市町村等に依頼し処理して頂き、解体工事の着手前に搬出されていることを確認 する。
- 事務所や事業所に設置されている特定家電製品は産業廃棄物に該当するが、家電リサイクル法に基づき、指定引取場所に持ち込まれ、家電リサイクルプラントでリサイクルされる必要がある。

参考 URL

建築物の解体時等における残置物の取扱いについて(通知) 平成30年6月22日 環循適発第1806224号 環循規発第1806224号

https://www.env.go.jp/content/900479535.pdf

<家電リサイクル法に基づく特定家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)の処分方法>

● 所有者は、特定家電製品を購入した店(小売業者)に引取りを依頼し、リサイクル料、収集・ 運搬料金等を支払い、「家電リサイクル券・排出者控」を受け取る。

事業所で使用していた産業廃棄物に該当する特定家電製品についても、この方法で処分する。 この場合、マニフェストは不要である。 ● 所有者が指定引取り所へ持ち込むことも可能である。

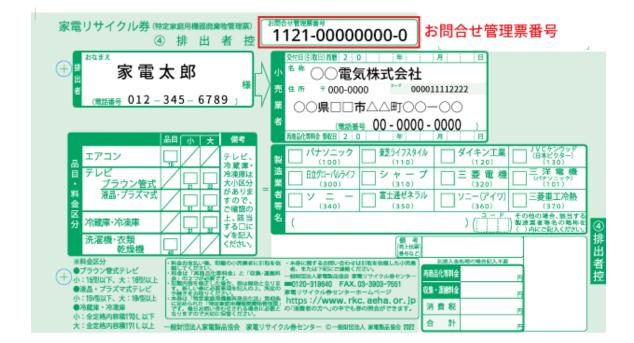
この場合、郵便局で「家電リサイクル券」に記入し、リサイクル料金を支払い、家電と支払い 済みの「家電リサイクル券」を指定引取場所まで持っていき、「家電リサイクル券・排出者 控」を受け取る。

事業所で使用していた産業廃棄物に該当する特定家電製品の場合もこの方法により処分可能である。ただし、自ら持ち込まず、産業廃棄物収集運搬許可業者に委託して指定引取り所へ運搬する場合は、指定引取場所までの運搬は、家電リサイクル法ではなく廃棄物処理法に基づく運搬となるため、産業廃棄物処理委託契約書の締結、マニフェストの交付は必要となる。

● エアコンの撤去については、解体工事の元請業者が小売業者に該当する場合、撤去と運搬を受 注することが可能である。

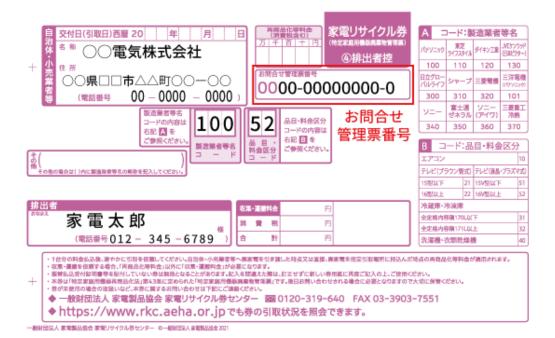
この場合、元請業者は小売業者として自社の収集運搬費用を提示し、自ら撤去し指定引取場所 まで運搬するか、一般廃棄物収集運搬業許可もしくは産業廃棄物収集運搬業許可を有する下請 業者に運搬を委託する。

当事者として家電リサイクル券を運用し、小売業者等回付片を3年間保存する。 取り外し時に室外機に冷媒を回収するポンプダウン作業が必要である。



「料金販売店回収方式」の家電リサイクル券

「料金郵便局振込方式 | の家電リサイクル券



出典:「家電リサイクル券って何?」一般財団法人家電製品協会 https://www.aeha-kadenrecycle.com/select/tidbits/tidbits10.html

(2) 有害物質等について

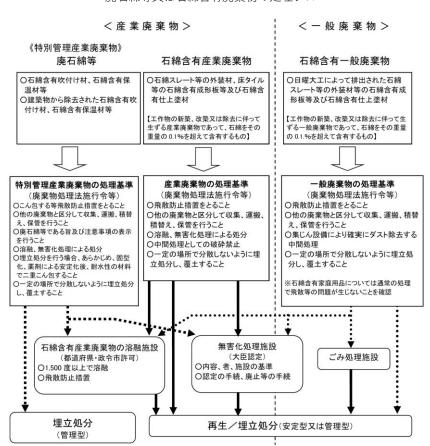
- 建築物等に使用されている、または残存している資材・物品等で、有害物質と指定されている ものが含まれていたり、付着している場合には、関係法令等に定めるところにより、適正に対 処する。
- 建設リサイクル法の特定建設資材に付着物がある場合には、解体工事に先立ち付着物を除去する必要がある。
- 具体的には、石綿(1.2.6、1.2.7 参照)、PCB(1.2.5 参照)、フロン(1.2.4 参照)、建築用断熱材(フロン含有等)、水銀、CCA 処理木材、ヒ素・カドミウム含有石膏ボード、太陽光パネル(パネルの種類によって、鉛、セレン、カドミウム含有)等がある。

参考 URL

「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」 建設副産物リサイクル広報推進会議 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d11pdf/fukusanbutsu/asbest/yuugai.pdf

①石綿

- 石綿(アスベスト)は、繊維状の鉱物で、多くの建材に使用されてきたが、その粉じんを吸入 することにより、肺がんや中皮腫等の重篤な健康障害を引き起こすおそれがある。
- 現在は製造・使用等は全面的に禁止されているが、2006年9月より前に着工した既存建築物に は石綿含有建材が使用されている。
- 石綿粉じんの飛散・ばく露を防止するため、大防法、石綿則で解体等工事における事前調査、報告・届出、飛散・ばく露防止対策、記録の保存等が定められており、本ガイドでは遵守すべき内容について、各章で説明している。
- ●除去された石綿含有建材は、特別管理産業廃棄物である廃石綿等や石綿含有産業廃棄物に該当 (1.1 参照)し、その処理については廃棄物処理法で定められている。本ガイドでは遵守すべ き内容について、各章で説明している。



廃石綿等又は石綿含有廃棄物の処理フロー

出典:「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)」環境省環境再生・資源循環局(令和3年3月) https://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/

参考 URL

石綿総合情報ポータルサイト 厚生労働省

https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル (令和3年3月) 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課・環境省水・大気環境局大気環境課

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

「目で見るアスベスト建材」 国土交通省

https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3_.html

石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版) 令和3年3月 環境省環境再生・資源循局

https://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/

②PCB

- PCB廃棄物は、解体等工事から排出された場合でも、処理責任は元請業者ではなく保管事業者にある。
- 解体等工事から PCB 廃棄物や PCB 廃棄物の疑いのある変圧器、コンデンサー、安定器等が見つかった場合は、保管事業者である所有者の責任において処分して頂く。
- 建築物や工作物においては、その他、シーリング材(1972 年以前に、施工された建築物の外壁等を構成するポリサルファイド系の目地材)や橋梁等の塗膜にも PCB が含有されている場合があることが確認されている。
- 高濃度 PCB 廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)による処分のみが認められており、保管事業者はあらかじめ JESCO に登録を行う必要がある。
- 低濃度 PCB 廃棄物については、環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が許可する施設に処分を委託することになる。
- ▶ PCB廃棄物の収集運搬については、廃棄物処理法の規定による他、環境省が示す「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」や「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」に準拠した収集運搬や収集運搬の委託が必要である。

参考 URL

PCB 早期処理情報サイト 環境省 http://pcb-soukishori.env.go.jp/

PCB 廃棄物の安全な収集運搬について http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/transportation.html

③フロン

● 家庭用エアコンは、家電リサイクル法により製造業者等がフロンの回収・処理を行う。小売業者が引き取り時に、フロンを回収する義務はない。

家庭用エアコンには、室内外ユニットや接続配管の中に相当量の冷媒フロンが封入されている ので、取り外し時に室外機に冷媒を回収するポンプダウン作業が必要となる。

- 2.1.8 (1) <家電リサイクル法に基づく特定家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、 洗濯機・衣類乾燥機)の処分方法>を参照。
- フロン排出抑制法の第一種特定製品である業務用の冷凍空調機器であって、冷媒としてフロン 類が充塡されているものについては、所有者は、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類 充填回収業者にフロンの回収を依頼する必要がある。
- フロン回収後の機器は、産業廃棄物として他の廃棄物と同様に処理することが可能である。
- フロン回収については、直接お客様に登録第一種フロン類充填回収業者に依頼して頂くか、元 請業者が受託して登録第一種フロン類充填回収業者である解体工事業者や専門業者を手配す る。
- フロンの回収については行程管理票の運用が必要となる。
- ●廃棄物処理・リサイクル業者は、機器を引き取る時点までに引取証明書の写し(行程管理票 E 票の写し)が手元になければ、フロン類回収の確認できず、引取ることができない。
 そのため、お客様が直接手配した場合は、行程管理票 E 票の写し(コピーに機器引取等実施者の名称、台数を記載したものをさらにコピーしたもの)を預かり、撤去した機器類とともに、廃棄物処理・リサイクル業者へ引き渡す必要がある。
- 元請業者がフロン回収も受託する場合は、特定解体工事元請業者として、行程管理票を運用、 保存する必要がある。

電子マニフェストのように、情報処理センターを活用し、電子で運用することも可能である。 行程管理票については、一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構ウェブサイト

(https://www.jreco.or.jp/koutei.html) を参照。

フロン排出抑制法



行程管理票號

※この行程管理票は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(フロン排出抑制法)に基づき第一種特定製品の廃棄等を行う場合に使用します。

(ただし、3回以上委託する場合は、併せて「補足用」を使用します)

・第一種特定製品の廃棄等を行う場合(当該処理等を取次者に委託する場合を含む)に使用します。廃棄等実施者はこの書面を3年間保存します。

B = (記入者)取次者(1)及び廃棄等実施者:再委託承諾書

・取次者1が、フロン類の処理等を取次者2に再委託する場合、廃棄等実施者の再委託承諾書として使用します。廃棄等実施者はこの書面を 3年間保存します。

○ (記入者)取次者(1): 委託確認書 兼 再委託承諾書

・取次者1が、フロン類の処理等を取次者2に再委託する場合、または充塡回収業者に依頼する場合に、委託確認書として使用します。
 取次者1はこの書面を3年間保存します。

□ (記入者) 取次者(2): 委託確認書 兼 再委託承諾書(写)

・再委託を受けた取次者2が充塡回収業者に依頼、または取次者3へ再々委託する場合(補足用使用)に、取次者2が使用します。 取次者2はこの書面を3年間保存します。

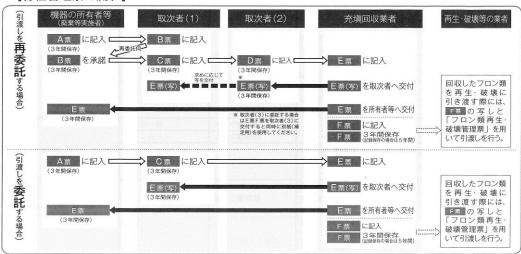
F (記入者) 充填回収業者: 委託確認書(兼 回収依頼書) 兼 引取証明書 兼 確認証明書

- ・フロン類の回収を依頼された充塡回収業者が、フロン類の回収後に引取証明書として使用します。充塡回収業者はこの書面を廃棄等実施者及び最終の取次者に交付します。廃棄等実施者及び最終の取次者は、この書面を3年間保存します。
- ・フロン類の有無の確認を求められ、確認の結果、全ての機器が充塡ゼロであった場合のみ確認証明書として使用します。
- ・引取証明書あるいは確認証明書として使用することはできますが、同時に1枚で両方の証明書として使用することはできません。

F (記入者) 充填回収業者:引取証明書(写)兼確認証明書(写)

・充填回収業者は、この書面を3年間保存します。また、再生・破壊処理に引き渡す場合は、別票(フロン類再生・破壊依頼票)を使用し、 再生証明書・破壊証明書の交付を受けてください。

【行程管理票の流れ】



【機器を処分する時の流れ】



発行元:一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構(JRECO)

出典:「フロン排出抑制法 行程管理票 汎用版」一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 https://www.jreco.or.jp/koutei.html

● 建築用断熱材には、フロンを含有したものある。フロン含有の発泡ウレタン、発泡ポリスチレンなどは、きるだけ大きく剥ぎ取り、極力焼却処分する。

④水銀使用製品産業廃棄物

- ◆ 水銀使用製品産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物に該当しないものの、一部規制が他の廃棄物 と異なる。
- 解体工事から排出される可能性のある水銀使用製品産業廃棄物には廃蛍光管がある。
- 廃蛍光管は、撤去にあたって水銀を流出させないため破損しないように取り外し、他の廃棄物と分けて保管し、保管場所の掲示に水銀使用製品産業廃棄物と明記する。
- 処理委託にあたっては、委託契約書やマニフェストに水銀使用製品産業廃棄物に記載し、許可を有する産業廃棄物収集運搬業者、処分業者に委託する。
- ●廃蛍光管以外の水銀使用製品産業廃棄物の中には、例えば水銀体温計のように処理の過程においてあらかじめ水銀回収が必要であったり、湿度計のように組み込み製品も対象となるものもある。

参考 URL

環境省 水銀廃棄物関係 https://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/ https://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/h2906_guide1.pdf

⑤CCA 処理木材

- C C A 処理木材は、木材の防腐・防蟻を目的として C C A (クロム・ 銅・ヒ素化合物系木材 防腐剤)を木材内部に加圧注入処理したもので、1960年代後半~1990年代まで土台・大引等 に使用(土台から上 1m の範囲)されていた。
- CCA 注入部分と、それ以外を分離・分別し、CCA 注入部分については焼却又は管理型最終処分場で埋立てる。

⑥ヒ素・カドミウム含有石膏ボード

● 主に東北地方を中心に東日本で使用されていた。石膏ボード製品の裏面に表示されている「OY」の表示有無や、JIS マークと許可番号及びロット番号から識別することが可能である。 メーカーで引き取ってもらうか、管理型最終処分場で埋立てる。

砒素やカドミウムを含有する石膏ボードの対象製品及び識別方法

有害物質	対象製品	識別方法	
砒素	昭和48年(1973年)~平成9年(1997年)4月に小	次のいずれかの方法により識別	
	名浜吉野石膏ボードいわき工場で製造された製品 ①石膏ボード裏面の OY の表示有無を確認		
	(裏面に「吉野石膏 OY」と表示)	②石膏ボード裏面の JIS マークと許可番号、ロ	
		ット番号により製造工場と製造年月を確認	
カドミウム	平成4年(1992年)10月~平成9年(1997年)4月	石膏ボード裏面の JIS マークと許可番号、ロッ	
	に日東石膏ボード八戸工場で製造された製品	ト番号により製造工場と製造年月を確認	

小名浜吉野(株)いわき工場 □ JISマーク及び許可番号 □ JISマーク及び許可番号 注;上記の許可番号の277057の他、 277058も該当する。 注;上記の許可番号の265024の他、 265023も該当する。

出典:廃石膏ボード現場分別解体マニュアル 平成 24 年 3 月 国土交通省 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0305/page_030501plaster.htm

⑦太陽光パネル (パネルの種類によって、鉛、セレン、カドミウム含有)

- 太陽光パネルには、結晶系のモジュールを中心として電極等にははんだが使用されており、鉛が含有されてる。また、化合物系のモジュールにおいては、セレンやカドミウムが含有されるものが存在する。
- 所有者に太陽電池モジュール(太陽光パネル)メーカーによる有害物質情報の提供があるか確認する必要がある。
- 解体・撤去工事の元請業者は、廃棄物処理法上の排出事業者に該当し、解体した太陽光パネルの処理責任を負う。
- 環境省「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」第二版では、処理について、下記のとおり示されている。
 - ・解体・撤去業者が産業廃棄物の処理を委託する際の委託契約書や、引渡の際に交付する産業廃棄物管理票(マニフェスト)に太陽電池モジュールであることを明記する必要がある。その際、メーカー名、型式も記載することが望ましい。
 - ・太陽電池モジュールの性状や取り扱う際の注意事項等、必要な情報提供手段として、廃棄物データシート(WDS)を活用することが推奨される。

- ・太陽電池モジュールは品目上基本的に「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁 器くず」及び「廃プラスチック類」の混合物として扱われる。
- ・埋立処分をする場合は管理型最終処分場に埋め立てる必要がある。
- 解体・撤去、保管時には、感電の防止(遮光用シートで覆う等)、破損等による怪我の防止、 水濡れ防止等の対策を講じた上で作業を行う。

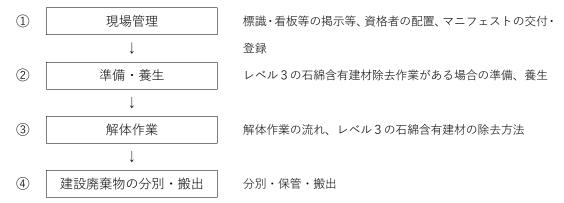
参考 URL

環境省 使用済再エネ設備関連 https://www.env.go.jp/recycle/recycling/renewable/index.html 太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第二版)平成 30 年 環境省 https://www.env.go.jp/content/900533586.pdf

2.2 解体工事

● 元請業者は、解体工事における建設廃棄物の発生抑制、分別解体、再資源化等、適正処理、安 全及び環境保全について、中心的な役割を担っていることを認識し、発注者、施工業者、廃棄 物処理業者等の関係者と緊密に連携し、関係法令を遵守し適切に工事を進める。

■解体工事における業務フロー ~解体工事~



2.2.1 現場管理

- 元請業者は、解体工事業者が関連法を遵守し、計画通り工事を進めているか点検・確認する。 また、排出事業者として、マニフェストの交付・登録を行う。
- 石綿を「みなしで有」とした場合には、石綿がある場合と同じ現場の保護対策を実施する必要が ある。
- (1) 標識・看板等の掲示等

Point

- ■解体工事現場に必要な標識・看板等
- ・建設業法の許可票または建設リサイクル法の登録標識
- ・立入禁止看板の表示・石綿事前調査結果の掲示
- ■石綿除去等作業がある場合
- ・作業内容等の掲示
- ・石綿等取扱い作業注意事項掲示板
- ・喫煙・飲食禁止
- ・作業主任者の選任・職務
- ①解体工事に係る標識の掲示

- 建設業法の許可によって解体工事を行う者は、店舗及び現場ごとに建設業の許可票の掲示が定められている。
- 建設リサイクル法の登録によって解体工事を行う者は、営業所及び解体工事の現場ごとに国土 交通省令で定められた標識の掲示が定められている。
- 工事現場に掲げる建設業許可証の掲示は、令和2年10月1日に建設業法が改正され、元請業者のみとなっている(第40条)。

②解体工事場所の立入禁止措置と看板の表示

● 関係者以外の者が作業区画に立ち入ることを禁止し、かつ、解体等作業場所の出入口等の見易い場所に、立ち入りを禁止する旨の看板等による表示を行う。

③石綿事前調査結果等の掲示

●解体等工事の元請業者及び事業者は、石綿有無の事前調査の結果及び作業内容等について、大防法及び石綿則で定められた事項を公衆及び作業に従事する労働者が見やすい場所に掲示しなければならない。石綿の有無や解体工事の規模に係わらず、全ての解体等工事で掲示しなければならない。

大防法と石綿則における事前調査結果の掲示の記載事項

大防法の掲示の記載事項 (大防法第 18 条の 15 第 5 項、 大防法施行規則第 16 条の 10)	石綿則の掲示の記載事項 (石綿則第3条第8項)
・事前調査の結果 ・解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は 名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏 名 ・事前調査を終了した年月日 ・解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じ ん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特 定建築材料の種類	・調査終了日 ・事前調査を行った部分(分析調査を行った場合にあっては、分析のための試料を採取した場所を含む)の概要 ・事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無(石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む)及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠の概要

- 石綿事前調査結果については、掲示するだけではなく、その記録の写しについて、現場に備え 付けておかなければならない。
- 厚生労働省では、以下の掲示を行うことを通知している。(平成 17 年 8 月 2 日基安発第 0802001 号)
 - ・安衛法第88条3項の規定による計画の届出又は石綿則第5条の規定による作業の届出の対象

となる作業を周知する掲示。

- ・届出の対象外となる石綿除去作業を周知する掲示。
- ・石綿を使用していない建築物の解体等の作業を周知する掲示。
- この他、都道府県等独自に条例で掲示を義務付ける例もあるので確認が必要となる。

④石綿除去等作業がある場合の掲示

- 石綿含有建材の除去等作業を行う際は、作業方法等の必要事項を表示した掲示板の設置が必要となる。
- 掲示は、周辺住民及び作業者の両方が見やすい場所に掲示する。

作業内容等の掲示の記載事項

大防法の掲示の記載事項 (大防法施行規則第 16 条の 4 第二号)

- ・特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代 表者の氏名
- ・届出対象特定工事に該当する場合にあっては、届出 年月日及び届出先
- ・特定粉じん排出等作業の実施期間及び方法
- ・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者 の氏名及び連絡場所

石綿則等の掲示の記載事項 (安衛法第 18 条

石綿則第7条、15条、33条、34条 平成17年8月2日基安発第0802001号)

- 関係者以外の立入禁止
- ·石綿作業主任者
- ・喫煙・飲食の禁止
- ・石綿等を取り扱う作業場である旨
- ・石綿の人体に及ぼす作用
- ・石綿等の取扱い上の注意事項
- ・使用すべき保護具
- ・石綿のばく露防止対策等の実施内容(届出あり、 届出なし、石綿なし)

- 事前調査の結果の掲示、作業内容等の掲示、通知による掲示は分けて掲示を行う必要はなく、 記載事項を網羅していれば、それぞれを兼ねることは差支えない。
- 掲示の大きさは大防法で日本産業規格 A 3 判以上と定められている。

石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等作業(届出非対象)記入例

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ				
本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。 🗈				
石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の				
特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。				
事業場の名称:〇〇〇〇解体工事作業所				
調査終了年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	発注者または自主施工者		
	TAIOO4007006	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)		
看 板 表 示 日	令和○○年○○月○○日	〇〇〇〇開発(株) 代表取締役社長 〇〇 〇〇		
		住所		
解体等工事期間 令和〇〇年〇〇月〇		東京都〇〇区〇一〇		
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間 令和〇〇年〇〇月〇		ニュナポカ/エネのセエカ いっぽ オン		
調査方法の概要(調査箇所 【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査	T)	元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)		
【調査方法】 音田調査、現地調査、方付調査 【調査箇所】 建築物全体(1階~3階)		〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇		
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築	材料)の種類、判断根拠)	住所		
【石綿含有あり】		東京都〇〇区〇一〇		
外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイル 1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 クリソタイル		現場責任者氏名 〇〇 〇〇		
「暗 軒天 石柿呂有けい酸カルシウム板第「種 プリフタイル 2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル クリソタイル		連絡場所 TEL 03-×××-×××		
2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイル		○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。		
【石綿含有なし】〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照	調査を行った者(分析等の実施者)			
1階 倉庫 吹付けロックウール ③	氏名又は名称及び住所			
1~3階 床:ビニル床シート⑤、壁:けい酸カルシウム板第1種	事前調査・試料採取を実施した者			
45	た巻きのナナ	一般建築物石綿含有建材調査者		
石綿除去等作業(特定粉じん排出等		〇〇環境(株)氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇		
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法 石綿含有成形板等	ま その他	住所:東京都〇〇区〇〇一〇〇		
	まま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しなが	分析を実施した者		
こパール第で除土を行う 万線会社	与けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シ	②〇〇環境分析センター		
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方一トで養生(隔離)し、湿潤化しなが法	らバール等で除去を行う。	氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○-○○		
石綿含有仕上塗材		任何.周玉荣001100-00		
	、外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行			
) ₀				
・湿潤用薬液: 〇〇〇〇 ・剥離剤: ・養生用シート(厚さ: Omm) ・接続		その他事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された〇数字は、		
使用する資材及びその種類 *養生用シート(厚さ:Omm) *接端	ゴナーノ 寺	調査結果の概要に示す! 石綿宮有なし」に記載された〇数字は、 以下の判断根拠を表す		
		①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明		
備考:その他の条例等の届出年月日		⑤材料の製造年月日		
	○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○月○日届出)			

注)工事に係る部分の床面積の合計が 80m²以上の建築物の解体工事、請負金額 100 万円以上の建築物の改修等工事等の場合

石綿使用なし記入例

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。注 大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。

事業場の名称∶○○○解体工事作業所				
調査終了年月日 令和〇〇年 〇月 〇日		日	元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者)	
看 板 表 示 日	令和〇〇年 〇月 〇	日 .	氏名又は名称(法)	人にあっては代表者の氏名)
解体等工事期間: 令和〇〇年 〇月 〇日 ~ 調査方法の概要(調査箇所)	令和〇〇年 〇月 〇	日	〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇	
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査		-	住所	
、			東京都〇〇区〇一	-O
			現場責任者氏名	0000
			連絡場所 TEL	03-×××-×××
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)				
石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)		L	調査を行った者(分析等の実施者)	
			氏名又は名称及び住所	
【石綿含有なし】〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照			事前調査・試料採取を実施した者	
1~3階 床:ビニル床タイル③ ビニル床シート③、天井:岩綿吸音板③、けい酸カルシウム		ウム	U I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	
板第1種③、壁:スレートボード⑤			氏名 〇〇 〇〇 会員番号 〇〇〇〇	
外壁 仕上塗材③			住所:東京都〇〇区〇〇一〇〇	
ツ油気もの美テロマ下値を大わった時間によりのの		1	分析を実施した者	
※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合の例			②○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○ 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○	
建築物の着工日が 2006 年 9 月 1 日以降⑤			住所:埼玉県〇〇市〇〇一〇〇	
			任所:埼玉宗〇〇	11100-00
				その他事項
				、す「石綿含有なし」に記載された〇数字は、 -
			下の判断根拠を表す ①日視 ②設計図書	- : ③分析 ④材料製造者による証明
			⑤材料の製造年月日	

| 注)工事に係る部分の床面積の合計が 80m²以上の建築物の解体工事、請負金額 100 万円以上の建築物の改修等工事等の場合

● 石綿等取扱い作業注意事項掲示板、喫煙・飲食禁止、作業主任者の選任・職務を表示・掲示する。

(表示) 関係者以外 立入禁止 (表示) 作業場での喫煙、 飲食の禁止 (掲示) 生ずる恐れのある疾病、 保護具を試用すべき旨など (掲示) 作業主任者の氏名及び その者に行わせる事項









⑤がん原性物質等の周知

- 事業者は、がん原性物質を取り扱う労働者に、作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え 付ける等の方法により、下記の事項を周知する。
 - ・リスクアセスメントの結果等に基づき講じた措置の状況
 - ・関係労働者の意見の聴取状況

⑥資源有効利用促進法の対象工事に該当する場合

- 再生資源利用促進計画を掲示する。
- 建設発生土を土砂 500 ㎡以上搬出する建設工事においては、搬出先等の確認チェックリストも 掲示する必要がある。

(2) 資格者の配置

Point

- ■許可の種類が建設業法の場合は主任技術者(または監理技術者)、建設リサイクル法の登録の場合は技術管理者の設置を確認する。
- ■石綿除去等作業においては石綿作業主任者の選任、作業者の特別教育受講を確認する。
- 建設業法の許可によって解体工事を行う者は、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者(または監理技術者)の設置が義務付けられている。
- 建設リサイクル法の登録によって解体工事を行う者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理を行う技術管理者の設置が義務付けられている。
- 石綿除去等作業がある場合、解体工事業者は石綿作業主任者を選任し、作業者は特別教育(4.5 時間)を受けている必要がある。
- 石綿作業主任者は、登録教習機関による石綿作業主任者技能講習を修了した者から選任する (2006 年 3 月 31 日までの特定化学物質等作業主任者技能講習修了者から選任することも可能)。
- 特別教育は 4.5 時間の内容を事業者の責任において実施する。事業者は、特別教育を行ったときは、受講者や科目などについて記録を作成し、3年間保存する必要がある。

石綿使用建築物等解体等業務特別教育

科目	範 囲	時間
石綿の有害性	石綿の性状、石綿による疾病の病理及び症状、喫煙の影響	0.5 時間
石綿等の使用状況	石綿を含有する製品の種類及び用途、事前調査の方法	1 時間
石綿等の粉じんの発散を 抑制するための措置	建築物、工作物又は船舶(鋼製の船舶に限る。)の解体等の作業の方法、湿潤化の方法、作業場所の隔離の方法、その他石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置について必要な事項	1 時間
保護具の使用方法	保護具の種類、性能、使用方法及び管理	1 時間
その他石綿等のばく露の 防止に関して必要な事項	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働 安全衛生規則、石綿障害予防規則中の関係条項、石綿等による 健康障害を防止するため当該業務について必要な事項	1 時間
	合 計	4.5 時間

● その他、解体工事を安全に完了させるため、重機の操作、玉掛け、ガス溶断、足場(高さ 5m 以上の足場の組立て、解体、変更の作業)等、各作業に必要な有資格者を配置し、確認する。

(3) マニフェストの交付・登録

Point

- ■排出事業者は、建設廃棄物の処理を委託する際に、その種類、運搬先ごとに必要事項を記入したマニフェストを収集運搬業者に交付する。
- ■電子マニフェストの場合、排出事業者は産業廃棄物を引き渡した日から3日以内に、引き渡した産業廃棄物の情報等を登録する。
- 排出事業者(元請業者)は、建設廃棄物の処理を委託する際に、その種類、運搬先ごとに必要 事項を記入したマニフェストを収集運搬業者に交付(若しくは電子マニフェストを登録)し、 運搬や中間処分、最終処分等それぞれの受託業務の完了後返送されるマニフェスト B2、D、E 票(電子マニフェストの場合は情報処理センターからパソコンへの通知)により、処理を委託 した建設廃棄物が受託者により適正に処理されているか確認する。
- 排出事業者は、収集運搬業者へ産業廃棄物を引き渡たすのと同時にマニフェストを交付する。 この際に、収集運搬業者は1枚目のA票に受け取りの署名をし、A票はその場で排出事業者に 返す。A票は排出事業者の控えとして排出事業者が保存する。収集運搬業者は産業廃棄物と一 緒に残りの6枚の伝票を持って、運搬の目的地(処分施設)まで運搬する。

<排出事業者の法定記載事項>

- ①交付年月日と交付番号
- ②マニフェスト交付担当者の氏名
- ③排出事業者の氏名又は名称と住所
- ④排出事業場の名称と所在地
- ⑤産業廃棄物の種類と数量
- ⑥石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨、及びその 数量
- ⑦産業廃棄物の荷姿
- ⑧最終処分を行う場所の所在地
- ⑨運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称と住所
- ⑩運搬先事業場の名称と所在地、積替え保管を行う場合はその所在地
- ※電子マニフェストの使用が義務とされている事業者(前々年度の特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物を除く)の発生量が年間50トン以上の事業場)が、紙マニフェストを交付する場合には、電子マニフェストを使用することができない理由についても記載する必要がある。

- ●電子マニフェストの場合、排出事業者は産業廃棄物を引き渡した日から3日以内に、引き渡した産業廃棄物の情報等を登録する。排出事業者による登録が行われるまでは、マニフェストが交付されていない状態のため、処理業者はその産業廃棄物についての終了報告ができない。
- 3日以内の期間に土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律で定める休日及び年末年始(元日を含む12月29日~1月3日)は含まないこととなっている。

2.2.2 準備・養生 (レベル3の石綿含有建材除去作業がある場合)

Point

- ■レベル3の石綿含有建材除去作業がある場合、作業の内容に応じて適切な呼吸用保護具・保護 衣等を選定し、準備する。
- ■石綿含有けい酸カルシウム板第1種を切断等により除去する場合や、石綿含有仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合は、隔離養生(負圧不要)を行う。
- レベル1、切断等を伴うレベル2の石綿含有建材除去作業がある場合は、ろ過集じん方式の集 じん・排気装置の設置や、前室、洗身室および更衣室からなるセキュリティゾーンの設置、作 業場所及び前室の負圧の維持等が求められており、専門の業者に依頼する必要がある。
- ここでは、レベル3の石綿含有建材除去作業がある場合の準備作業や養生について説明する。

(1) 準備

 レベル3の石綿含有建材除去作業がある場合、洗眼・洗身・うがいのための設備、更衣設備 (通勤衣と作業用の衣服等とを区分)・洗濯のための設備、湿潤化器具(散水機、エアレスス プレイヤー等)、保護具・保護衣、清掃道具(HEPAフィルターつき真空掃除機等)、分別容器 (プラスチック袋、プラスチックシート等。「石綿含有産業廃棄物」等の表示が望ましい)が 必要になる。

<呼吸用保護具等>

- 石綿含有けい酸カルシウム板第1種の切断等を伴う除去の場合と、石綿含有仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合は、隔離養生(負圧不要)が必要になり、呼吸用保護具は区分①になる。
- それ以外の石綿含有成形板等の切断等を伴う除去の場合、呼吸用保護具は区分③以上、切断等 を伴わない場合は区分④以上を準備する。
- 事業者は、呼吸用保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない(石綿則第45条)。

呼吸用保護具の区分

区分	呼吸用保護具の種類		
	・ 面体形及びルーズフィット形(フードをもつもの)の電動ファン付き呼吸用保護具(粒子捕集効率 99.97%		
以上(PL3 又は PS3)、漏れ率 0.1%以下(S級)、大風量形)			
区分①	・ 複合式エアラインマスク(プレッシャデマンド形)		
	・ 送気マスク(プレッシャデマンド形エアラインマスク、一定流量形エアラインマスク、電動送風機形ホースマスク)		
	· 自給式呼吸器(空気呼吸器、圧縮酸素形循環式呼吸器)		
区分②	・全面形面体を有する取替え式防じんマスク(粒子捕集効率 99.9%以上、 RS3 又は RL3)		
区分③	・ 半面形面体を有する取替え式防じんマスク(粒子捕集効率 99.9%以上、 RS3 又は RL3)		
区分④	・ 取替え式防じんマスク(粒子捕集効率 95.0%以上、 RS2 又は RL2)		

呼吸用保護具・保護衣の選定

作	石綿等の除去等の作業				
1TF 業	(吹き付けられた石綿等の除去、石綿含有保温材等の除去、石綿等の封じ込めも				
	しくは囲い込み、石綿部	含有成形板等の除去、石綿含有	石綿含有成形板等		
作		負圧隔離養生及び隔離養生	及び石綿含有仕上		
作 業 場 所		(又は負圧隔離及び隔離養生措	(又は負圧隔離及び隔離養生措置を必要としない石綿等の		
場 所	負圧隔離養生及び	除去等を行う作業場)		行う作業場で石綿等	
	隔離養生(負圧不要)		石綿等の切断等を伴わ	の除去等以外の作業	
	の内部		ない囲い込み/石綿含	を行う場合	
			有成形板等の切断等を		
		伴わずに除去する作業			
	* *				
呼	電動ファン付き呼吸用保護	電動ファン付き呼吸用保護具又	取替え式防じんマスク	取替え式防じんマスク	
呼吸用保護具	具又はこれと同等以上の性	はこれと同等以上の性能を有す	(RS2 又は RL2)	又は使い捨て防じん	
保	能を有する空気呼吸器、酸	る空気呼吸器、酸素呼吸器もし		マスク	
護り	素呼吸器もしくは送気マス	くは送気マスク又は取替え式防じ			
	ク	んマスク(RS3 又は RL3)			
		(区分①~③)			
	(区分①)		(区分①~④)	(区分①~④等)	
保護衣	フード付き保護衣	保護衣又は作業着	保護衣又は	作業着	

出典:「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」 厚生労働省・環境省(令和3年3月) https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

(2) 養生

● 石綿含有けい酸カルシウム板第1種を切断等により除去する場合や、石綿含有仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合は、隔離養生(負圧不要)を行う必要がある。

- 隔離養生(負圧不要)とは、石綿繊維の飛散や周辺で作業している作業者へのばく露を防ぐため、除去作業を行う場所を、除去作業以外の作業を行う場所からビニルシート等で隔離することで、負圧にすることまでは求められていない。
- 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」では、下記のとおり示されている。

隔離養生(負圧不要)とは、石綿繊維の飛散や周辺で作業している作業者へのばく露を防ぐため、作業場の周囲及び上下をプラスチックシート等、防炎シート、防音シート、防音パネル等で囲うことである。当該 隔離養生による飛散防止措置では、セキュリティゾーンの設置や集じん・排気装置の設置による負圧化まで は必要ない。

屋内で隔離養生(負圧不要)を行う場合は、天井裏や壁の内壁裏に隙間が無いことを確認し、壁貫通部等の開口部がある場合は隙間をあらかじめプラスチックシート等で養生する。窓、換気口、空調吹出口等の開口部は目張りし、出入口はプラスチックシート等を垂らして飛散を防止する。床面も除去した建材の破片回収等のため、プラスチックシート等で養生を行う。また、汚れ防止等のため、壁面についてもプラスチックシート等で養生することが望ましい。

屋外で隔離養生(負圧不要)を行う場合、建物側及び上下は通気性のないシート(プラスチックシート等)を使用し、外周側は除去等のために設置した足場に通気性がないパネル(防音パネル等)又は通気性のないシートを使用する。シート又はパネル間の処理については、目張りまでは求めるものではない。出入口はプラスチックシート等を垂らす。

- その他の石綿含有成形板等を除去する際の実施が望ましい養生の例については、下記のとおり 示されている。
- ・屋根又は外壁の解体等工事の養生の例

工事現場の近隣への粉じんの飛散を防ぐため解体建物の周囲を防炎シート、防音シート、防音パネル等で 囲う。特に周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場所では、建物等の高さより若干高い位置まで囲う。

また、破片、粉じんを効率的に回収し廃棄するため、養生内の作業場にブルーシート等を敷き詰める。

内装の解体等工事の養生の例

出入口、窓等の開口部をテープで目貼りし、外部への漏えいを防ぐ。

また、破片や粉じんを効率的に回収し廃棄するため、養生内の作業場にプラスチックシート等を敷き詰める。はパネル間の処理については、目張りまでは求めるものではない。出入口はプラスチックシート等を垂らす。

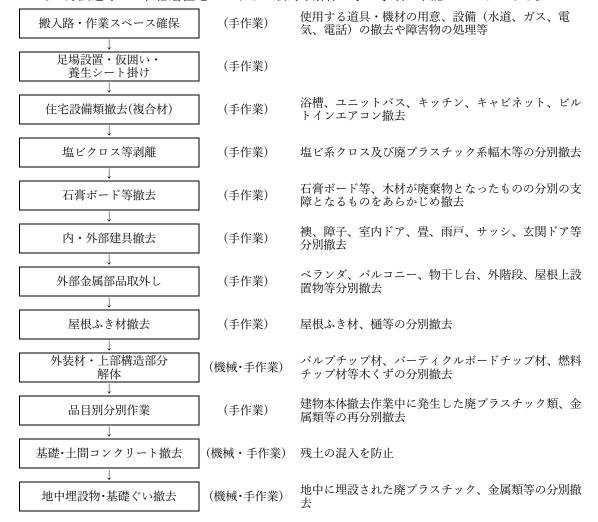
2.2.3 解体作業

Point

- ■解体は、原則、建設リサイク法で定められた施工順序・方法で実施する。
- ■レベル3の石綿含有建材の除去は、原則として切断等を行わず、原形のまま取り外す。切断等 を伴う場合は、湿潤化を行うか、除じん性能を有する電動工具を使用する。
- ■石綿含有けい酸カルシウム板第1種を切断・破砕等の方法で除去する場合と、石綿含有仕上塗 材を電動工具等で除去する場合は、隔離(負圧不要)措置と湿潤状態の維持が必要となる。
- ■レベル3石綿含有建材の除去作業時は、作業内容に応じた適切な呼吸用保護具・保護衣を使用する。

(1) 解体作業の流れ

- 2.1.2(1)1)分別解体等の計画等で説明したとおり、建設リサイクル法では建築物の解体工事の 施工順序と方法を定められている。
- その方法遵守した、低層住宅における一般的な解体工事の手順は下記のとおりである。





内・外装材に石綿含有建材(成形板等)がある場合、手作業にて先行撤去する。

(2) レベル3の石綿含有建材の除去方法

● 石綿則、大防法で定められているレベル3の石綿含有建材の除去の方法と飛散・ばく露防止対策は、下記のとおりである。

除去の方法	飛散・ばく露防止措置
切断等せず、原形のまま取り外し	・必要に応じて湿潤化
	・除去後、作業場内の清掃その他の石綿粉じんの処理。
切断等の方法で除去	・除去する建材を薬液等により湿潤化
(下記以外)	・湿潤な状態とすることが著しく困難なときは、除じん性能を有
	する電動工具の使用。
	・除去後、作業場内の清掃その他の石綿粉じんの処理。養生をし
	た場合は、養生を解く前に清掃。
石綿含有けい酸カルシウム板第1種を切	・隔離養生(負圧不要)*
断・破砕等の方法で除去	・除去する建材を薬液等により湿潤化。常時湿潤な状態に保つ。
石綿含有仕上塗材を電動工具等で	・除去後、作業場内を清掃、石綿粉じんの処理。隔離養生(負圧
除去	不要)をした場合は、隔離を解く前に清掃。

- 切断等とは、かき落とし、切断、破砕、穿孔、研磨等が該当する。
- *石綿含有仕上塗材の高圧水洗工法、超音波ケレン工法等は作業場所の隔離養生は不要である。

<原形のまま取り外す方法>

- ①固定具等を取り外して石綿含有成形板等を除去する場合
- ・建材を固定しているボルト、木ねじ、釘、ビス等をスパナ、ドライバー(電動工具を含む)、バール等を使用して取り外す方法
- ・固定具が劣化している場合は、固定具をガス溶断等により取り外す方法
- ②母材又は下地材と一部接着している場合
- ・母材又は下地材から剥がさず、母材又は下地材と一緒に除去する方法
- ・ソフト巾木やビニル床シート等、柔軟性のある材料を破損せずに除去する方法(建材が劣化して

おり破損が考えられる場合は除く。)

③その他

・建材自体をそのまま取りはずして除去する方法 (石綿セメント円筒等の引き上げ等、手作業で困難な場合は重機による引き上げも含む。)

<原形のまま取り外すことが困難な場合>

- 石綿含有成形板等や固定具が劣化しており、取り外しには破損を伴う場合
- 石綿含有成形板等の大きさ、重量、施工箇所等によって取り外しが物理的に困難な場合
- その他、安全上の理由等から原形のまま取り外すことが困難な場合

<湿潤化>

- 散水による方法、固化剤を吹き付ける方法のほか、剥離剤を使用する方法等がある。
- 板表面への事前の散水等だけでなく、切断面・破断面への散水等の措置を行う。
- 粉じん飛散の程度に応じて、エアレススプレイヤや噴霧器等を使用する。

<清掃>

- 清掃は HEPA フィルタ付きの真空掃除機を用いて清掃する。
- 作業に使用した器具、工具、足場等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に 持ち出せない(真空掃除機で取り除く、湿った雑巾で拭き取る方法等)。

<呼吸用保護具等の使用>

● 除去作業時は、作業内容に応じた適切な呼吸用保護具・保護衣を使用する。(2.2.2(1)参照)

2.2.4 建設廃棄物の分別・搬出

Point

- ■解体工事業者は計画に基づき建設廃棄物分別し、保管基準を遵守して現場に保管する。
- ■搬出時、排出事業者はマニフェストを交付(電子マニフェストは3日以内に登録)する。
- ■解体工事業者の運搬車両の外側には、産業廃棄物収集運搬車である旨、氏名又は名称及び許可 番号を表示し、かつ、マニフェスト等の書面を備えなければならない。
- ■石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物については、破砕することのないよう、かつ、 その他の物と混合するおそれのないように区分して、分別、保管、収集・運搬する。

(1) 分別

- 解体工事業者は、計画に基づき建設廃棄物を分別する。
- ◆特定建設資材廃棄物を品目ごとに他の品目と混合しないよう分別することはもとより、金属くず等の再生可能品をはじめ、可能な限り品目別に分別し、集積する。
- 現場作業員の生活系廃棄物(弁当がら等の生ゴミ、新聞、雑誌等)は、直接工事から排出される建設廃棄物と異なるため分別し持ち帰える。
- レベル3の石綿含有建材が廃棄物となった石綿含有産業廃棄物については、なるべく原形を保 ち、他の建設廃棄物と区分する。除去後は湿潤化し、シート養生・梱包する等の飛散防止措置 を講じる。

<石綿含有産業廃棄物の飛散防止措置・表示>

- 荷重により変形又は破断しないよう整然と積み重ねる。
- 飛散しないようシート掛けする、こん包する等の対策を講ずる。
- 石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは、耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包を 行うこと、こん包の前に固型化、薬剤による安定化等の措置を講ずることが推奨されている。
- けい酸カルシウム板第1種が切断・破砕されて廃棄物となったもの、除去時に用具又は器具等 に付着した石綿含有廃棄物は、フレキシブルコンテナや十分な強度を有するプラスチック袋等 にこん包して廃棄物の露出がないようにすることが必要とされている。
- 石綿含有産業廃棄物については、法による容器等への表示義務はないが、梱包状態で他の廃棄物と区分する必要があるため、内容物が認識できるように「石綿含有産業廃棄物」等と表示する必要がある。保管場所は一定の場所を定めておく。

(2) 搬出

● 解体状況、分別状況、集積状況等を総合的に判断したうえで計画的に搬出する。

- 排出事業者(元請)は、建設廃棄物の品目、運搬先ごとに必要事項を記入したマニフェストを 交付(若しくは電子マニフェストを登録(引き渡した日から3日以内))する(2.2.1(3)参 照)。
- 解体工事業者は、産業廃棄物を収集運搬する際には、運搬車の車体の外側に、産業廃棄物の収 集又は運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び許可番号を見やすいように表示 し、かつ、マニフェスト等の書面を備え付ける。
- 石綿含有産業廃棄物と水銀使用製品産業廃棄物については、破砕することのないよう、かつ、 その他の物と混合するおそれのないように区分して、収集・運搬する。
- 石綿含有産業廃棄物の運搬車両は、形状に応じた構造で、飛散防止のためシート掛け等ができるもの、他の廃棄物と混ざらないよう中仕切り等が可能で、荷台での転倒や移動を防止するための措置等が講じられている必要がある。

収集運搬時の車両の表示と書面の携帯 収集運搬業者が委託を受けて運搬する場合の基準

運搬車両に関する表示の基準 運搬時に携帯すべき書類の基準 【車体の両側面に】 【共涌】 ・1 文字 5 cm以上の大きさで「産業廃棄物収集運搬 ・次の事項を記載した書面 車 | と明示する 運搬する産業廃棄物の種類と数量 ・1 文字 3 cm以上の大きさで収集運搬業者の氏名又 委託者の氏名又は名称 は名称を明示する 積載した日並びに積載した事業場の名称、連絡先 ・1 文字 3 cm以上の大きさで許可番号(下 6 桁の固 運搬先の事業場の名称、連絡先 【紙のマニフェスト利用の場合】 有番号)を明示する ・マニフェスト 140ポイント以上 ・収集運搬業許可証の写し 産業廃棄物収集運搬車 (当該運搬に係る行政のものすべて) ○○株式会社 【電子マニフェスト利用の場合】 000000号 ・電子マニフェスト使用証の写し 90ポイント以上 ・収集運搬業許可証の写し

(当該運搬に係る行政のものすべて)

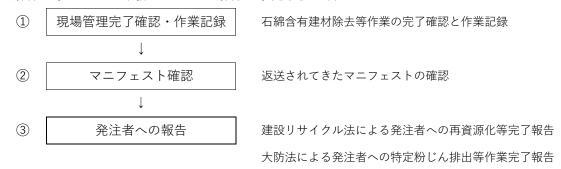
みほんの出典:「産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け義務パンフ」環境省

https://www.env.go.jp/content/900537075.pdf

(140 ポイントは約 5 cm、 90 ポイントは約 3 cm)

2.3 解体工事完了後の管理

■解体工事における業務フロー ~解体工事完了後の管理~



2.3.1 石綿含有建材除去等作業の完了確認・作業記録

Point

- ■解体工事業者は作業計画による写真を含めた作業記録を作成し、3年間保存する。労働者ごと の作業記録は40年間保存する。
- ■解体工事の元請業者は、除去等作業終了後に除去面に石綿の取り残しがないかの確認を、必要 な知識を有する者に目視により行わせる。
- ■元請業者は特定粉じん排出等作業に関する記録をとりまとめ、発注者に完了結果を書面で報告 し、これらを工事完了後3年間保存する。
- 解体工事業者は作業計画による写真を含めた作業記録を作成し、3年間保存しなければならない。また、労働者ごとの作業記録は40年間保存する義務がある。
- 解体工事業者は、解体工事完了後、排出事業者(元請)に工事完了の報告をする。
- 解体工事の元請業者は、解体工事業者が作成した記録により、石綿含有建材の除去等作業が作業計画に基づき適切に行われているか確認する。
- ●解体等工事の元請業者は、除去等作業終了後に除去面に石綿の取り残しがないかの確認を、必要知識を有する者に目視により行わせなければならない。必要知識を有する者とは、解体等工事の対象が建築物の場合は、石綿含有建材調査者か除去等工事に係る石綿作業主任者が該当する。
- 元請業者は特定粉じん排出等作業に関する記録をとりまとめ、発注者に完了結果を書面で報告 し(2.3.2 参照)、これらを工事完了後3年間保存しなければならない。

大防法による記録事項

- ●法第18条の14、施行規則第16条の4第三号
- ・記録の実施者:元請業者、自主施工者及び下請負人
- ・保存期間:工事終了後まで保存
- 記録事項
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施状況 (石綿含有吹付け材の切断等を伴う除去、封じ込め、囲い 込み、石綿含有断熱材等の切断等を伴う除去及び封じ 込めを行う場合は確認年月日、確認の方法、確認の結 果及び確認者の氏名を含む)
- ●法第 18 条の 23 第 2 項、施行規則第 16 条の 16
- ・記録の実施者:元請業者又は自主施工者
- ·保存期間:工事終了後3年間
- ·記録事項
- ✓ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあってはその代表者の氏名
- ✓ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の 氏名及び連絡場所
- ✓ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の 当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人に あっては、その代表者の氏名
- ✓ 特定工事の場所
- ✓ 特定粉じん排出等作業の種類及び実施した期間
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施状況(次に掲げる事項を 含む。)
 - 元請業者等が、当該特定工事における特定建築材料の除去等の完了後に、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせた年月日、確認の結果(確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、その内容を含む。)及び確認を行った者の氏名
 - ➤ 石綿含有吹付け材等の切断等を伴う作業を行った場合は、負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常な稼働の確認(作業の開始前及び中断時並びに始めて作業を行う日の開始後)及び隔離を解く前の特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果(確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、その内容を含む。)及び確認した者の氏名

石綿則による記録事項

- ●石綿則第35条の2第1項
- ・記録の実施者:全ての事業者
- ·保存期間:工事終了後3年間
- ·記録事項
 - ✓ 作業計画に従って石綿使用建築物等 解体等作業を行わせたことについて、写 真その他実施状況を確認できる方法に より記録する
 - ✓ 当該石綿使用建築物等解体等作業に 従事した労働者の氏名及び当該労働 者ごとの当該石綿使用建築物等解体 等作業に従事した期間
 - ✓ 周辺作業従事者[※]の氏名及び当該周 辺作業従事者ごとの周辺作業に従事し た期間
- ※石綿の除去等作業を行っている場所において、他の 作業に従事していた者
- ●石綿則第35条
- ・記録の実施者:全ての事業者
- ・保存期間:従事者が当該作業に従事しなくなった時から40年間
- ・記録事項(直接石綿の除去等の作業を行った者及び周辺作業従事者が対象)
 - ✓ 労働者の氏名
 - ✓ 従事した作業の概要(周辺作業従事 者は他の者が従事した石綿の除去等作 業の概要)
 - ✓ 作業に従事した期間
 - ✓ 作業に係る事前調査(分析調査を行った場合においては事前調査及び分析調査)の結果の概要
 - ✓ 上欄の記録の概要
 - ✓ 保護具等の使用状況(周辺作業従事者のみ)
 - ✓ 石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

- 写真等により記録すべき事項は、「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について | 基発 0804 第8号 令和 2 年 8 月 4 日に、次のとおり示されている。
- ② 写真等により記録すべき事項 (第1項関係)

写真その他実施状況を確認できる方法による記録は、改正石綿則に基づき講ずべき措置の実施状況についての記録であり、次のものが含まれること。

- (ア)事前調査等を行った部分及びその部分における石綿等の使用の有無の概要に関する掲示、関係者以外の立入禁止の表示、喫煙・飲食の禁止の表示及び次に掲げる事項の掲示の状況が確認できる写真等による記録。
- i 石綿等を取り扱う作業場である旨
- ii 石綿の人体に及ぼす作用
- iii 石綿等の取扱い上の注意事項
- iv 使用すべき保護具
- (イ) 隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況、集じん・排気装置の排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無の点検結果、前室の負圧に関する点検結果、隔離を解く前に除去が完了したことを確認する措置の実施状況及び当該確認を行った者の資格が確認できる写真等による記録(第6条第1項各号に掲げる作業を行う場合に限る。)。
- (ウ)作業計画に示されている作業の順序に基づいて、同計画に示されている作業の方法、石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法及び作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法のとおりに作業が行われたことが確認できる写真等による記録。

上記記録には、第13条の規定に基づく湿潤な状態のものとする措置(第6条の2第2項又は第6条の3に 規定する作業を行うときは常時湿潤な状態に保つ措置)の実施状況及び第14条の規定に基づく呼吸用保護 具等の使用状況が確認できる写真等による記録が含まれること。

なお、同様の作業を行う場合においても、作業を行う部屋や階が変わるごとに記録する必要があること。

- (エ)除去等を行った石綿等の運搬又は貯蔵を行う際の容器又は包装、当該容器等への必要な事項の表示及 び保管の状況が確認できる写真等による記録。
- 写真による記録については、撮影場所、撮影日時等が特定できるように記録する必要がある。これらの記録の保存は、電子データで保存することも可能である。

2.3.2 マニフェストの確認

Point

- ■排出事業者(元請)は、返送されてきたマニフェスト B2 票、D 票、E 票を A 票や契約書等と 照合し、委託した処理が終了したことを確認する。
- ■紙マニフェストA票は交付の日から、それ以外は送付を受けた日から5年間保存する。
- 排出事業者(元請)は、建設廃棄物の処理を委託する際、収集運搬業者(解体工事業者)に必要事項を記入して交付したマニフェストについて、委託した収集運搬業者から返送された B2 票により処分施設への運搬の終了を、委託した処分業者(再生利用含む)から返送されたマニフェスト D・E 票により、中間処分・最終処分の完了を確認する。
- 排出事業者(元請)は、各票が返送された際、排出事業者(元請)の控えであるA票と照合確認し、控えのA票や委託契約書の内容と、送付されたマニフェストの処理業者が追記した情報などを確認することで、「当該運搬又は処分が終了したこと」、つまり委託した通りの処理であることの確認をし、A票の「照合、確認日欄」に日付を記載、確認者の検印またはサインをする。

<各票の確認事項> (7枚つづり、収集運搬業者が1社の場合)

B2 票

- ・B2 票の処分の受託(受領)欄に会社名と担当者名は記載されているか
- ・B2 票が返送されてきた日付は、運搬終了後 10 日以内か
- ・交付後、90日以内(特別管理産業廃棄物の場合は60日)に返送されているか

D票

- ・処分の受託(処分)欄に会社名と担当者の記載はされているか
- ・排出の品目と処分方法が許可内容とあっているか
- ・D票が返送されてきた日付は、処分終了後10日以内か
- ・交付後、90日以内(特別管理産業廃棄物の場合は60日)に返送されているか

E票

- ・E 票に最終処分を行った場所の所在地、名称、最終処分終了日、確認者の会社名と担当者名の記載がされているか。最終処分場所は契約書に記載された場所か。
- ・交付後、180日以内に返送されているか
- 上記の90日や180日といった期限までにマニフェストの返送がなかった場合、排出事業者には措置内容等報告書を都道府県知事に提出する義務がある(1.1.3 参照)。

● マニフェスト A 票については交付した日から 5 年間、処理終了後の写し(B2・D・E 票)については処理業者から送付を受けた日から 5 年間保存することが義務付けられている(電子マニフェストの場合は、情報処理センターが保存)。

2.3.3 発注者への報告

Point

- ■延べ床面積 80 ㎡以上の建築物の解体工事受注者は、発注者に建設廃棄物の再資源化等が完了 した旨を書面で作成し報告し、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し保存する。
- ■解体工事の元請業者は、特定粉じん排出等作業が終了したときは、その結果を発注者に書面で 遅滞なく報告し、書面の写しは3年間保存する。
- (1) 建設リサイクル法による発注者への報告
- 建設リサイクル法により、延べ床面積 80 ㎡以上の建築物の解体工事受注者は、特定建設資材 廃棄物の再資源化等が完了したときは、書面により発注者に報告するとともに、再資源化等の 実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 排出事業者(元請)は、解体工事完了後、発注者に建設廃棄物の再資源化等が完了した旨を書 面で作成し報告する。

<書面による報告事項>

- ①再資源化等が完了した年月日
- ②再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ③再資源化等に要した費用
- 電磁的方法により書面を発行して報告を行うことも可能である。
- この記録を作成せず、若しくは虚偽の記載をし、または記録を保存しなかった者は 10 万円以下の過料の対象となる。
- 再資源化等の実施状況に関する記録について、その内容と保存期間に明確な定めはない。
- マニフェスト、請負契約書、説明書、告知書、再資源化等完了報告書、その他資源有効利用促進法による再生資源利用計画書(実施書)・再生資源利用促進計画書(実施書)等が記録として考えられる。
- (2) 大防法による発注者への報告
- ◆ 大防法では、解体工事の元請業者は、特定粉じん排出等作業(石綿含有建材の除去等作業)が 終了したときは、その結果を発注者に書面で遅滞なく報告しなければならない。
- 発注者に報告した書面の写しは、特定工事終了後3年間保存する義務がある。

<書面による報告事項>

- ①特定粉じん排出等作業が完了した年月日
- ②特定粉じん排出等作業の実施状況の概要

説明したとおりに作業基準を遵守して特定粉じん排出等作業を完了したか否か、説明と異なる対応を行った場合や異常が発生した場合はその内容等、作業基準の各規定に対応した当該作業の実施状況をそれぞれ詳細に説明することまでは要しないが、必要に応じて作業の実施状況を確認できる写真等を用いて報告することが望ましいとされている。

③除去等作業の完了の確認を行った者の氏名、当該者が知識を有する者に該当することを明らかに する事項

確認を行った者が、登録規程に基づく講習又石綿作業主任者技能講習を受講した講習実施機関の 名称等を報告する。

- 電磁的方法により書面を発行して報告を行うことができる。
- (3) 資源有効利用促進法による実施状況の把握と保存等
- 資源有効利用促進法の対象工事の場合、元請業者は、再生資源利用促進計画書の実施状況を把握して、発注者から請求があった場合に報告する。
- 再生資源利用促進計画書及びその実施状況の記録については、工事完成後5年間保存すること が義務付けられている。
- 「建設発生土を土砂 500 ㎡以上搬出する建設工事」については、元請業者は搬出先に受領書の 交付を求め搬出先を確認し、受領書の写しを 5 年間保存(R6.6 施行)しなければならない。
- 元請業者は搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合(搬出先が以下の①②③の場合を除く)にも、同様に最終搬出先まで確認した書面を作成し、5年間保存(R6.6施行)しなければならない。
- ①国又は地方公共団体が管理する場所その他公共性のある場所
- ②他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
- ③ストックヤードのうち国土交通大臣の登録を受けた場所

3.	新築工事における建設廃棄物適正処理と法
	令対応

廃棄物処理法、関連法令を遵守した新築工事の進め方、建設廃棄物適正処理について説明します。

3.1 新築工事における実施・留意事項

(1) 準備作業

	実施事項	参照頁
事前調査	・建設リサイクル法に基づく事前調査(対象工事)	P.151
		P.85
計画立案·処理経	・建設リサイクル法の分別解体等の計画を立案(対象工事)	P.151
路確保	・資源有効利用促進法の再生資源利用計画、再生資源利用促進計画	P.151
	を立案(対象工事)	
	・処理経路の確保と再資源化等・処理計画立案	P.98
見積	・適正な収集運搬費・処分費の計上	P.102
発注者への説明	・建設リサイクル法の届出事項の説明(対象工事)	P.105
	・資源有効利用促進法の再生資源利用計画、再生資源利用促進計画	P.153
	の説明(対象工事)	
発注者との契約	・建設リサイクル法の所定の事項を請負契約書に記載(対象工事)	P.106
届出・報告等	・建設リサイクル法の発注者による届出(対象工事)	P.107
	・土壌汚染対策法の発注者による 3,000 ㎡以上の土地の形質の変更	P.155
	時等の届出	
下請業者への告	・建設リサイクル法の届出事項の告知、所定の事項を下請契約書に	P.112
知・契約	記載 (対象工事)	
事前措置	・建設リサイクル法の作業場所の確保、搬出経路の確保(対象工事)	P.114

(2) 工事中

実施事項					
現場管理	・資源有効利用促進法の再生資源利用計画、再生資源利用促進計画				
	を掲示、建設発生土搬出先確認チェックリストの掲示(対象工事)	P.153			
	・マニフェストの交付・登録	P.35			
新築工事	・建設リサイクル法の分別解体等(建設資材廃棄物をその種類ごと	P.151			
	に分別しつつ工事を施工)				
建設廃棄物の分	・分別、保管基準の遵守、運搬車輛表示・書面備え付け	P.157			
別・搬出		P.170			

(3) 工事完了後の管理

実施事項					
マニフェスト確認	・返送されてきたマニフェストの確認	P.143			
発注者への報告	・建設リサイクル法の発注者への再資源化等完了報告 (対象工事)	P.145			
	・資源有効利用促進法による実施状況の把握と保存(対象工事)	P.146			

3.2 建設リサイクル法への対応

Point

- ■新築・増築工事においては、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設 資材、木材、アスファルト・コンクリート)を使用する、延べ床面積 500 ㎡以上の工事が、建 設リサイクル法の対象となる。
- 新築・増築工事においては、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設 資材、木材、アスファルト・コンクリート)を使用する、延べ床面積 500 ㎡以上の工事が、建 設リサイクル法の対象となり、対象建設工事受注者に、分別解体等の実施と特定建設資材廃棄 物について再資源化等を義務付けられている。
- 新築・増築工事における分別解体等とは、工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ工事を施工する行為をいう。
- 対象建設工事の受注者は、建築物等の状況、周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況等 について事前調査を実施し、事前調査結果に基づき「分別解体等の計画等」を作成する。

建設リサイクル法 別表2 「分別解体等の計画等」

				建築物に係る新	楽工事等(系	折楽・増築	・修繕・模様替)
IA.	用する特	-dr20-05		分別解体等の計画等 クリート □コンクリート及:	7 K4th-A-C. (B)	. 20 (D 20) A	i
			ファルト・コンクリート ロフ		DAERA DE T	1	
	建築物の			女 年、棟数 棟	1-11		
	その4		3()		
建築物に	周辺状況	ž.	周辺に	こある施設 口住宅 口商	業施設 □	学校	
関する調査の結果	11		□病院 □その他	()	
H.VMIX			敷地排	登界との最短距離 約	m		
			その他	1()	
				建築物に関する調査の	結果	工事着手	前に実施する措置の内 容
	作業場所	ŕ	作業場	陽所 □十分 □不十分			
			その他	1()			
	搬出経路	4	障害和	b □有() □無			
			et mi ii	首路の幅員 約 m			
建築物に			通学品	各 口有 口無			
関する調			その他	t()			
査の結果	特定建設	と資材への付着	口有	,			
着手前に	物		()			
実施する	(修繕・核	模様替工事のみ)	□ fm				
措置の内 容	他法令	石綿	口有				
11	関係(修	(大気汚染防止	65: str &	建設資材への付着(□有	□ fHE)		
		法·安全衛生法	口無	EREMON SOLVERY COLD	□ /m /		
	替工事 のみ)	石綿則)		業務用のエアコン・冷凍者	2 200 HH 000 av		
	0,705)	出抑制法)		来初用のエテコン・m 保り ロン類が使われているもの			
		1-12/1-11/12/1	口無	- 7411 041-41 41 401	,		
	その他		_				
T.		工程	_		作業内	9容	
型 ①造成	等			造成等の工事 □有 □	無		
と②基礎	基礎ぐい			基礎・基礎ぐいの工事 [72: 746		
D WINE	- WHE/			翠鸠,翠鸠(人)八丁中「	14 UM		
築	構造部分	·外装		上部構造部分・外装のエ		無	
为 ④屋根 容				屋根の工事 □有 □無			
	築設備·内装等		建築設備・内装等の工事	口有 口:	W.		
⑥その ¹	他			その他の工事 <pre>□有 □</pre>	無		
6 許定確) 10 容 杜 88	棄物の種類でい	きか				使用する部分又は発
棄 見込み	F定建設資材廃棄物の種類ごとの量の L込み並びに特定建設資材が使用され 建築物の部分及び特定建設資材廃棄 9の発生が見込まれる建築物の部分		種類	量の見	込み	生が見込まれる部分	
			□コンクリート塊		15.		
能物の発 生			□アスファルト・コンクリート塊		トン		
見				L/ /// 1/41 - 42/9- 198		トン	□6 □6
乙				□建設発生木材		1 -	
(3E) (口出出外	の北海 の L tor	推出的	分·外装 ④屋根 ⑤建築		トン 第 ⑥そ	□6 □6 n#r
龍老	シ坦成寺	WASHE WITH	1497111111	ル / rak 生用な の地名	NACHI PIN	A OC	VIE.

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

● 発注者への説明、発注者との請負契約記載事項、届出、下請業者への告知、下請契約記載事項、事前措置、発注者への再資源化等完了報告については、解体工事における対象建設工事と同様の対応が必要となる。

3.3 資源有効利用促進法への対応

Point

- ■一定規模以上の工事の元請業者は、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画を作成し、発注 者へ説明し、現場に掲示し、計画書と実施状況の記録を保存(5 年間)しなければならない。
- 資源有効利用促進法では、一定規模以上の工事の元請業者に再生資源利用計画、再生資源利用 促進計画の作成を義務付けている(再生資源省令第8条、指定副産物省令第7条)。

資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事

再生資源利用計画書((実施書)	再生資源利用促進計	画書 (実施書)
次のいずれか1つでも満たす	建設資材を搬入	次のいずれか1つでも満	たす 指定副産物を搬
する建設工事		出する建設工事	
・建設発生土	500m³以上	・建設発生土	500m ³ 以上
・砕石	500 t 以上	・コンクリート塊、アスフ	アルト、コンクリー
・加熱アスファルト混合物	200 t 以上	ト塊、建設発生木材の台	計 200 t 以上

<再生資源利用計画書で定める事項>

- ①元請建設工事事業者等(発注者から直接請け負った建設工事にあっては、発注者及び元請建設工 事事業者等)の商号、名称又は氏名
- ②工事現場に置く責任者の氏名
- ③建設資材ごとの利用量
- ④利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量
- ⑤再生資源の種類ごとの搬入元の名称(搬入元が他の工事現場である場合にあっては、建設工事の 名称)及び所在地
- ⑥建設資材ごとの再生資源利用率(工事現場における建設資材の利用量に対する再生資源の利用量 の割合をいう。)
- ⑦再生資源利用計画の作成日又は変更日
- ⑧そのほか再生資源の利用に関する事項

<再生資源利用促進計画で定める事項>

- ①元請建設工事事業者等(発注者から直接請け負った建設工事にあっては、発注者及び元請建設工 事事業者等)の商号、名称又は氏名
- ②工事現場に置く責任者の氏名
- ③指定副産物の種類ごとの工事現場内における利用量及び再資源化施設又は他の工事現場等への搬 出量

- ④指定副産物の種類ごとの搬出先の名称(搬出先が他の工事現場である場合にあっては、建設工事の名称)及び所在地
- ⑤指定副産物の種類ごとの再生資源利用促進率(工事現場における指定副産物の発生量に対する当該工事現場内における利用量及び当該工事現場からの搬出量のうち再生資源としての利用量の合計の割合をいう。)
- ⑥再生資源利用促進計画の作成日又は変更日
- ⑦そのほか指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項
- 再生資源利用計画、再生資源利用促進計画は、発注者に提出しその内容を説明する。
- 計画を公衆の見やすい場所に掲示する。
- 建設発生土を土砂 500 ㎡以上搬出する建設工事においては、搬出先等の確認チェックリストも 掲示する必要がある。
- 元請業者は、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画書の実施状況を把握して、発注者から 請求があった場合に報告する。
- 再生資源利用計画、再生資源利用促進計画書及びその実施状況の記録については、工事完成後 5年間保存することが義務付けられている。
- 「建設発生土を土砂 500 m 以上搬出する建設工事」については、2.3.3 (3) を参照する。

参考 URL

再生資源利用[促進]計画様式(建設リサイクル報告様式兼用)現場掲示対応版 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3.4 土壌汚染対策法への対応

Point

- ■対象となる土地の形質の変更時は、発注者による届出が必要である。土壌汚染状況調査の結果、 要措置区域に指定された場合、汚染の除去等の措置が必要となる。
- 土壌汚染対策法では、3,000 ㎡以上の土地の形質の変更や、有害物質使用特定施設にかかわる 工場・事業場の 900 ㎡以上の土地の形質の変更する場合、発注者は都道府県知事等に 30 日前 までに届出をしなければならない。
- 形質変更時要届出区域の土地の形質の変更については、発注者は都道府県知事等に 14 日前までに届出しなければならない (1.2.8 参照)。
- 土地の形質の変更とは、土地の形状を変更する行為全般であり、盛土および掘削がこの行為に該当する。ただし、盛土のみの場合や、深さ 50cm 以上の掘削が全くなく、かつ、区域外へ土壌を搬出せず、周辺への土壌の飛散・流出がない場合等は届出対象外となる。
- 都道府県知事等は届出があった土地について、土壌汚染のおそれがあると認めるときは、土地の所有者等に、土壌汚染状況調査の実施命令が発出され、調査の結果、健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域が指定される。
- 要措置区域となった場合は健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要と なる。
- 要措置区域等内から汚染土壌を搬出する場合は、搬出する者は搬出に着手する日の 14 日前までに、都道府県知事等に届出を行う義務がある。
- 要措置区域等外において汚染土壌を運搬する者は、汚染土壌の運搬基準に従い運搬しなければ ならない。(汚染土壌の運搬については、許可制ではない。)
- 要措置区域等外に汚染土壌を搬出する者は、原則として、都道府県知事等の許可を有する汚染 土壌処理業者に委託し、法定の管理票を運用(交付等・5 年間保存)しなければならいない。

3.5 現場内分別・保管

Point

- ■排出事業者(元請)と下請業者は、産業廃棄物の保管基準を遵守しなければならない。
- 建設廃棄物の再資源化等や適正処理を図るためには、工事現場における分別が前提条件となる。

(1) 分別の考え方

①再生可能品目の分別

● 金属くず、木くず、ダンボール、アスファルト・コンクリート破片、コンクリート破片、また、新築工事時に排出される、ロックウール化粧吸音板、ロックウール吸音・断熱・保温材、ALC 板、石膏ボード等は再生可能品目である。

②一般廃棄物の分別

● 現場作業員の生活系廃棄物(弁当がら等の生ゴミ、新聞、雑誌等)は、直接工事から排出される建設廃棄物と異なるため分別し持ち帰える。

③安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物の分別

- 建設工事に伴って生じた安定型産業廃棄物については、現場で、安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物に分別排出し、埋立までの間に、安定型産業廃棄物にそれ以外の廃棄物が付着混入しないようにしたものは、安定型最終処分場で処分することができる。
- 安定型産業廃棄物にそれ以外の廃棄物が混合しないよう、分別を徹底しなければならない。
- 建設混合廃棄物から安定型産業廃棄物を選別(手、ふるい、風力、磁力、電気等を用いる方法により)し、熱しゃく減量(対象物を強熱したときの重量減少率を表す値)を 5%以下とした場合、安定型産業廃棄物として取り扱うことができる。このため、総合中間処分施設に搬入することにより、効率化を図ることも必要である。

④中間処理に適合した品目の分別

● 破砕・焼却等の中間処理を行う場合、それぞれの許可に適合した品目に分別する。

⑤その他の分別

● 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物については、他の建設廃棄物と区分して保管する。

- ボンベ等の危険物や有機溶剤等は他の建設廃棄物と区分し、取り扱いには十分注意する。
- 排出事業者(元請)は、上記等を勘案して分別計画を立案し、下請業者や処理業者に周知徹底 する。
- 建設廃棄物集積場や分別容器に廃棄物の種類を表示し、現場の作業員が間違わずに分別できるようにする。

(2) 保管基準

● 建設工事現場内における保管については、排出事業者(元請)の他、下請業者も産業廃棄物の 保管基準が適用される。

<保管基準>

- ①周囲に囲いが設けられていること。産業廃棄物の荷重がかかる場合には、その囲いを構造耐力上 安全なものとすること。
- ②見やすい場所に必要な事項を表示した掲示板が設けられていること

産業廃棄物の掲示板の例と記載事項

産業廃棄物保管場所			
廃棄物	の種類		
1	量 為の保管の場合)		
管理者	氏名 (又は名称)		
	連絡先		
保管の (屋外で容器を用し	D高さ いずに保管の場合)		

※縦横それぞれ60cm以上の大きさ

- ③飛散・流出、地下浸透、悪臭の発散防止措置・その他の措置
- ・汚水が生ずるおそれがある場合、公共の水域、地下水の汚染を防止するために、排水溝その他設 備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと
- ・ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること
- ・石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物である場合、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること
- ・石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物である場合、覆いを設ける、梱包する等石綿含 有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること

その他、建設廃棄物の保管にあたっては、下記の対策が必要となる。

- ・可燃物の保管には消火設備を設ける等火災時の対策を講ずる。
- ・廃泥水等液状または流動性を呈するものは、貯留槽で保管する。また、必要に応じ、流出事故を 防止するための堤防等を設ける。
- ・がれき類は崩壊、流出等の防止措置を講ずるとともに、必要に応じ散水を行う等粉塵防止措置を 講ずる。
- ・ダンボール、石膏ボード等の再資源化が可能な建設廃棄物については、雨水による水濡れを防止 する対策を講ずる。

4.リフォーム工事における建設廃棄物適正処理 と法令対応

廃棄物処理法、関連法令を遵守したリフォーム工事の進め方、建設廃棄物適正処理について説明 します。

4.1 リフォーム工事における実施・留意事項

(1) 準備作業

	実施事項	参照頁
事前調査	・建設リサイクル法に基づく事前調査(対象工事)	P.163
	・石綿則・大防法に基づく事前調査	P.88
	・フロン排出抑制法に基づく事前調査	P.94
計画立案·処理経	・建設リサイクル法の分別解体等の計画を立案(対象工事)	P.163
路確保	・石綿含有建材がある場合、石綿除去作業計画を立案	P.97
	・資源有効利用促進法の再生資源利用計画、再生資源利用促進計画	P.98
	を立案 (対象工事)	P.153
	・処理経路の確保と再資源化等・処理計画立案	P.98
見積	・適正な収集運搬費・処分費の計上	P.102
発注者への説明	・大防法に基づく石綿事前調査結果の説明	P.104
	・フロン排出抑制法に基づく第一種特定製品の設置の有無の説明	P.105
	・建設リサイクル法の届出事項の説明(対象工事)	P.105
	・資源有効利用促進法の再生資源利用計画、再生資源利用促進計画	P.105
	の説明(対象工事)	P.153
発注者との契約	・建設リサイクル法の所定の事項を請負契約書に記載(対象工事)	P.106
届出・報告等	・建設リサイクル法の発注者による届出(対象工事)	P.107
	・大防法・石綿則による事前調査結果の電子報告	P.108
	(石綿含有建材レベル1・レベル2がある場合の届出)	P.109
	・土壌汚染対策法の発注者による 3,000 ㎡以上の土地の形質の変更	P.111
	時等の届出	P.155
下請業者への告	・建設リサイクル法の届出事項の告知、所定の事項を下請契約書に	P.112
知・契約	記載(対象工事)	
	・石綿含有建材がある場合の作業計画の周知	P.112
事前措置	・建設リサイクル法の作業場所の確保、搬出経路の確保付着物の除	P.114
	去等(対象工事)	
	・有害物質等への措置	P.116

(2) 工事中

	実施事項	参照頁
現場管理	・石綿事前調査結果等の掲示	P.125
	・石綿除去等作業がある場合の掲示	P.126
	・資源有効利用促進法の再生資源利用計画、再生資源利用促進計画	P.128
	を掲示、建設発生土搬出先確認チェックリストの掲示 (対象工事)	P.153
	・石綿除去等作業がある場合の資格者の配置	P.129
	・マニフェストの交付・登録	P.35
リフォーム工事	・レベル3の石綿含有建材除去作業がある場合の準備・養生	P.132
	・建設リサイクル法の分別解体等の実施	P.135
	・レベル3の石綿含有建材の除去方法	P.136
建設廃棄物の分	・分別、保管基準の遵守、運搬車輛表示・書面備え付け	P.138
別・搬出		P.170

(3) 工事完了後の管理

	実施事項	参照頁
完了確認・作業記	・石綿含有建材除去等作業の完了確認・作業記録	P.140
録		
マニフェスト確認	・返送されてきたマニフェストの確認	P.143
発注者への報告	・建設リサイクル法の発注者への再資源化等完了報告 (対象工事)	P.145
	・大防法による発注者への特定粉じん排出等作業完了報告	P.145
	・資源有効利用促進法による実施状況の把握と保存(対象工事)	P.146
		P.154

4.2 建設リサイクル法への対応

Point

- リフォーム工事においては、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設 資材、木材、アスファルト・コンクリート)を使用する、請負金額1億円以上の工事が、建設 リサイクル法の対象となる。
- リフォーム(修繕・模様替等)工事においては、特定建設資材(コンクリート、コンクリート 及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)を使用する、請負金額税込み 1億円以上の工事が、建設リサイクル法の対象となり、対象建設工事受注者に、分別解体等の 実施と特定建設資材廃棄物について再資源化等を義務付けられている。
- ◆対象建設工事の受注者は、建築物等の状況、周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、 特定建設資材への付着物等について事前調査を実施し、事前調査結果に基づき「分別解体等の 計画等」を作成する(様式は新築工事と同じ別表2)。
- 発注者への説明、発注者との請負契約記載事項、届出、下請業者への告知、下請契約記載事項、事前措置、発注者への再資源化等完了報告については、解体工事における対象建設工事と同様の対応が必要となる。

4.3 大防法及び石綿則への対応

Point

- ■リフォーム工事においても大防法・石綿障害予防規則に基づく石綿対応が必要である。
- ■石綿事前調査結果の電子報告の対象は、請負金額が税込み 100 万円以上の改修工事が対象となる。(事前調査が不要な作業については P.90、P.91 参照)
- ◆ 大防法・石綿障害予防規則に基づく石綿事前調査の対象となる作業は、石綿を含有する可能性のある建材を除去したり、損傷したりする作業であるため、解体工事のみならずリフォーム工事も対象となる。
- リフォーム工事の場合、事前調査結果の電子報告の対象となるのは、請負金額が税込 100 万円以上の場合となる。これは事前調査結果の電子報告の対象が限定されているだけであり、100万円未満のリフォーム工事も石綿事前調査の対象であり、事前調査結果の発注者への説明や現場掲示、記録の保存が免除されるものではない。
- 石綿含有建材がある場合の対応は、解体工事と同様に、石綿除去作業計画の立案、現場掲示、 資格者の配置、飛散・ばく露防止対策、完了確認、作業の記録、発注者への報告等が必要となる。

詳しくは、解体工事の章を参照する。

頁 2.1 準備作業 (2) 石綿則・大防法に基づく事前調査 P.88 2.1.1 事前調査 2.1.2 計画立案・処理経路確保 (1) 計画立案 2) 石綿除去作業計画 P.97 2.1.4 発注者への説明 (1) 大防法に基づく発注者への説明 P.104 2.1.6 届出・報告等 (2) 大防法・石綿則による事前調査結果の電子報告 P.108 (3) レベル1・2の石綿含有建材がある場合の届出 P.109 2.1.7 下請業者等への説明と契約 (2) 石綿含有建材がある場合の説明 P.112 2.2 解体工事 2.2.1 現場管理 (1) 標識・看板等の掲示等 P.124 (2) 資格者の配置 P.129 2.2.2 準備・養生 (レベル3の石綿含有建材除去作業がある場合) P.132 2.2.3 解体作業 (2) レベル3の石綿含有建材の除去方法 P.136 2.3 解体工事完了後の管理 P.140 2.3.1 石綿含有建材除去等作業の完了確認・作業記録 2.3.3 発注者への報告 (2) 大防法による発注者への報告 P.145

事前調査・発注者説明・電子報告が必要となる工事

建築物の工事の種類等	新築着工 2006年9月1日	事前調査	発注者 説明	電子報告
100 万円以上の	より前	要		#
改修工事	以降	要(目視調査は不要)	要	要
100 万円未満の	より前	要	要	不要
改修工事	以降	要(目視調査は不要)	女	(
80 ㎡以上の解体工事	より前	要	要	THI .
00 m以上の解や工事	以降	要(目視調査は不要)	女	要
90 ㎡七洪の紹みて車	より前	要	ш.	不 西
80 ㎡未満の解体工事	以降	要(目視調査は不要)	要	不要

4.4 エアコンの交換における留意事項

Point

- ■エアコンの交換では、撤去するエアコンが家電リサイクル法の対象となるのか、フロン排出抑制法の対象となるのかを確認する。
- ■家電リサイクル法の小売業者に該当する者は、当事者として収集運搬費用を発注者に提示し、 ポンプダウンを行った後、家電リサイクル券を運用し、指定取引場所に運搬するか、許可のあ る収集運搬業者に指定取引場所までの運搬を委託する。
- ■フロン排出抑制法の対象となるのエアコンは、フロン充填回収業者にフロン回収を依頼し、フロン回収後の機器は工事から発生した産業廃棄物として処理する。
- ■発注者からフロン排出抑制法の対象となるのエアコンのフロン回収を含めて交換を受注した場合、取次者として行程管理票の管理(記入・回付・保存)を行う。
- エアコン交換の場合、撤去するエアコンが家電リサイクル法の対象となるのか、フロン排出抑制法の対象となるのかを確認する必要がある。

家電リサイクル法の対象となるエアコン



出典:一般財団法人家電製品協会 https://www.aeha-kadenrecycle.com/select/tidbits/tidbits/6.html

- 家電リサイクル法の対象となるのは家庭用のエアコンである。家庭用機器であれば、事業所で 使用されているものであっても対象となる。業務用エアコンや、天井埋め込み形エアコン等は 対象外となる。
- フロン排出抑制法の対象となるのは業務用のエアコン(空調機器)であって、冷媒としてフロン類が使用されているものである。具体的には店舗用エアコンやビル用マルチエアコン、家庭で使用されている業務用エアコン等が該当する。
- 平成 14 年 4 月以降に販売された機器には表示義務があり、第一種特定製品であること、フロンの種類、量などが記載されている。不明な場合は機器のメーカーや販売店に問い合わせる必要がある。

●業務用ではない家庭用埋め込み型のエアコンは、家電リサイクル法、フロン排出抑制法の対象 外となるが、第一種特定製品と同様に、フロンを回収することが望ましいとされている。

<家電リサイクル法対象エアコンの場合>

- 家電リサイクル法対象エアコンの場合、小売業者は引取り及び製造業者等への引渡しの義務が ある。
- 家電リサイクル法の対象となるエアコンの交換等においては、元請業者または下請業者が小売業者に該当する場合がある。
- 小売業者は、①自らが過去に販売した対象機器、②買換えの際に引取りを求められた対象機器 を排出場所で引取り、製造業者等へ引き渡す義務がある。
- 小売業者に該当する者は当事者として収集運搬費用を発注者に提示し、ポンプダウンを行った 後、家電リサイクル券を運用し、指定取引場所に運搬する。
- 自ら運搬する場合は収集運搬業の許可は不要である。
- 元請業者が小売業者に該当し、家電リサイクル法対象のエアコンの運搬を委託する場合は、一般廃棄物もしくは産業廃棄物のいずれかの許可を取得している収集運搬業者に委託する。この場合、委託契約を締結することが望ましいとされている。
- 元請業者も下請業者も小売業者に該当しない場合は、原則、発注者が販売店である小売業者に 直接引取りするよう依頼する。

<フロン排出抑制法の対象となるエアコンの場合>

- フロン排出抑制法の対象となるエアコンについては、フロン充填回収業者にフロン回収を依頼 し、フロン回収後の機器は工事から発生した産業廃棄物として処理する。
- 廃棄物処理・リサイクル業者へ引き渡す際には、行程管理票 E 票の写し(コピーに機器引取等 実施者の名称、台数を記載したものをさらにコピーしたもの)を渡す必要がある。
- 発注者からフロン回収を含めて交換を受注した場合、取次者として行程管理票の管理(記入・ 回付・保存)を行う。

参考 URL

- 一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター https://www.rkc.aeha.or.jp/text/r_system.html
- 一般財団法事 日本冷媒・環境保全機構 https://www.jreco.or.jp/koutei.html

4.5 建設工事現場外保管の届出

Point

- ■排出事業者(元請)は、建設廃棄物を建設工事現場外の300 m以上の保管場所で自ら保管を行 おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事等に届け出なければならない。
- ◆特に住宅の小規模リフォーム工事などであれば、排出事業場の産業廃棄物保管場所が限られることが多く、排出事業場外に保管場所を設置し、そこである程度の量を保管して処理業者へ委託するということがある。
- そのような排出事業者(元請)は、その排出事業場外に設置している保管施設が下記に該当する場合、事前の届出が必要となる。

<保管の届出を要する条件>

- 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物(施行規則第8条の2)である。
- 保管場所の面積が 300 ㎡以上の場所で行われる保管で次に掲げる事項のいずれにも該当しない 保管(施行規則第8条の2の2)である。
 - ・産業廃棄物処理業の許可に係る事業で使用される施設(保管の場所を含む)で行われる保管
 - ・産業廃棄物の処理施設設置許可に係る処理施設で行われる保管
 - ・親子会社による一体的処理の認定を受けた者が行う当該認定の範囲内
- 届出事項の変更(事前に)や、廃止(30日以内)も届出が必要となる。
- 基準に従わない保管は、改善命令、措置命令の対象となる。

4.6 小規模運搬について

Point

- ■排出事業者自らが運搬する場合も、運搬車両の表示、携帯書面の備え付けが必要である。
- ■法第 21 条の 3 第 3 項の下請業者による運搬の特例を運用するには、法で定められた条件をすべて満たす必要がある。

(1) 排出事業者(元請)による自社運搬

- ◆ 小規模リフォーム工事などであれば、排出事業者(元請)自らが運搬し、排出事業場外の保管 場所等に運搬するケースも考えられる。
- 排出事業者(元請)自らが運搬する場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可やマニフェストの交付も不要である。但し、収集運搬基準は遵守しなければならない。

<産業廃棄物収集運搬基準>

- 飛散、流出しないようにすること。
- 悪臭、騒音又は振動による生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 収集又は運搬のための施設には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- 運搬車、運搬容器等は、飛散、流出、悪臭の漏れがないものであること。
- 運搬車両の場合には、「産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車」である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、必要な書面を備え付けておくこと。
- 石綿含有産業廃棄物の収集運搬を行う場合には、石綿含有産業廃棄物が、破砕することのないような方法により、かつその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分すること。

収集運搬時の車両の表示と書面の携帯 排出事業者が自分で運搬する場合の基準

運搬車両に関する表示の基準	運搬時に携帯すべき書類の基準
【車体の両側面に】 ・1 文字 5 cm以上の大きさで「産業廃棄物収集運搬車」と明示する ・1 文字 3 cm以上の大きさで事業者の氏名又は名称を明示する 140ポイント以上 産業廃棄物収集運搬車 の株式会社 90ポイント以上 (140 ポイントは約 5 cm、90 ポイントは約 3 cm)	次の事項を記載した書面 ・事業者の氏名又は名称及び住所 ・運搬する産業廃棄物の種類と数量 ・積載した日 ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先 ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

みほんの出典:「産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け義務パンフ」環境省 https://www.env.go.jp/content/900537075.pdf

(2) 下請業者による運搬の特例

- 建設廃棄物については、下請業者による運搬は廃棄物の処理委託に該当することが原則となる。
- ●下請業者がその建設工事から排出した産業廃棄物を運搬する場合、収集運搬業許可を保有し、 元請業者と処理委託契約を締結し、マニフェストを運用するといった委託基準に従う必要があ る。
- 下請業者であっても一定の条件を満たすことで排出事業者のように運搬等を行える例外規定がある(法第21条の3第3項及び平成23年2月4日環廃対発第110204005号・環廃産発第110204002号通知)。
- 以下の条件をすべて満たす場合は下請業者も当該廃棄物の運搬に限り、排出事業者とみなして、収集運搬の許可がなくても運搬が可能となる。ただし、新築工事や解体工事については全く認められないなど、すべての条件に該当する状況は非常に限られている。
- どれか一つでも条件が欠けると、許可を持たない業者へ運搬を委託したとして委託基準違反の 罰則(法第25条 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科)の対象とな ると考えられる。

収集運搬業許可を持たない下請業者が運搬することができる特例の条件

区分	条件
運搬する	新築・増築・解体工事ではない建設工事(維持修繕工事、瑕疵補修工事などであること)
ための条件	請負金額(発注者の支払金額)が500万円以下の工事であること
	特別管理産業廃棄物(飛散性のアスベストなど)が発生しないこと
	1 回に運搬する廃棄物は 1 ㎡以下の容量であることが明らかであるよう区分すること
	下請業者が受注した工事から発生した廃棄物のみが対象であること
	運搬の途中で積替保管を行わないこと
	建設現場と同一の県又は隣接する県の、排出事業者が使用権限を持つ保管場所(排出事業者
	が委託契約した処理業者の処理施設も含む)へ運搬すること
	保管場所からの廃棄物の処理に関しては、元請業者が排出事業者としての責任を果たすこと
運搬時の	下請業者と交わす工事請負契約に、下請業者が運搬することを定めた内容を含むこと
管理	運搬時には、上記契約書の写しを携帯すること
	運搬時には、車輌の表示や書面の携帯などの運搬時の基準が適用されること

- 建設工事が基本契約書に基づくものである場合、建設工事に伴い生ずる廃棄物が特例の条件に 該当するものであるか否かについては、個別の建設工事ごとに判断が必要となる。
- ●請負契約の基本契約書の締結時点では特定が困難なため、請負契約の基本契約書等の建設工事に係る書面による請負契約において、個別の建設工事ごとに次の事項を記載した別紙を交わす旨を記載し、個別の建設工事ごとに別紙を交わすこととなる。

<別紙記載事項>

- ①元請業者及び下請負人の氏名又は名称、住所及び電話番号
- ②当該廃棄物を生ずる事業場の所在地
- ③発注者の氏名又は名称及び住所
- ④運搬する廃棄物の種類及び一回当たりの運搬量
- ⑤運搬先の施設の所在地
- ⑥運搬先の施設について元請業者が所有権又は使用権原を有する旨の元請業者の誓約
- ⑦運搬を行う期間
- ⑧運搬を行う従業員の氏名
- ⑨運搬車の車両番号
- ⑩当該建設工事が維持修繕工事である場合には、請負代金の額が500万円以下である旨の元請業者の誓約

- ①当該建設工事が瑕疵補修工事である場合には、建築物等の引渡しがされた年月日及び請負代金相 当額が500万円以下である旨の元請業者の誓約
- 別紙の参考様式は、平成 23 年 2 月 4 日環廃対発第 110204005 号・環廃産発第 110204002 号通 知に別記様式として示されている。
- この特例による下請業者による運搬時にも、車輌の表示や書面の携帯などの運搬時の基準が適用される。加えて、特例による運搬であることを証する書面も備え付けなければならない。
- 具体的には、請負契約の基本契約書の写しもしくは注文請書等と別紙(別記様式)の写しとなりる。
- この特例の場合でも、マニフェストは排出事業者(元請)が交付する必要がある。元請業者が 下請負人を経由して受託者にマニフェストを交付した場合には、マニフェスト交付担当者欄に は下請負人の担当者名を記載する。運搬受託者欄は未記載となる。

参考 URL

平成 23 年 2 月 4 日環廃対発第 110204005 号・環廃産発第 110204002 号通知 https://www.env.go.jp/recycle/waste_law/kaisei2010/attach/no110204005.pdf